

岡崎市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
(案)

令和5年●月

【目次】

第1章 基本事項	1
1 改定の主旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間と目標期間	3
4 計画の対象範囲	3
第2章 地球温暖化を取り巻く動向	4
1 地球温暖化とは	4
2 気候変動への緩和策と適応策	5
3 国際的な動向	6
4 国内の動向	7
第3章 岡崎市の現状と課題	12
1 岡崎市の自然的・社会的特性	12
2 岡崎市の温室効果ガス排出量の現況	18
3 アンケート調査による市民・事業者の意向と課題	20
第4章 計画の方向性	27
1 地域特性・現状を踏まえた課題の整理	27
2 計画改定の方針	29
3 計画の基本構成	30
第5章 本計画の目標	31
1 岡崎市が目指す将来像	31
2 2030年温室効果ガス削減目標の考え方	34
3 温室効果ガス排出量の将来推計	35
4 温室効果ガスの削減目標（中期目標）	38
5 温室効果ガス削減の将来目標（長期目標）	39
6 再生可能エネルギー等の導入目標	40
第6章 地球温暖化対策に係る施策・取組	42
1 計画の基本方針	42
2 施策の体系	43
3 施策の展開	45
第7章 重点プロジェクト	63
1 重点プロジェクトの位置付け	63
2 重点プロジェクトの体系	63
3 重点プロジェクト	64
第8章 気候変動への適応策	76
1 本章の位置付け	76
2 岡崎市での気候変動の現況と将来予測	76
3 気候変動適応策	81
第9章 計画の推進・進行管理	84
1 推進体制	84
2 進行管理	85

第1章 基本事項

1 改定の主旨

近年、地球温暖化による気候への影響がより顕著に現れています。平均気温の上昇、大雨の頻度の増加による農産物の品質の低下、災害の増加、熱中症のリスクの増加等の影響が現れており、人々の生活、自然環境、経済、社会にも重大な問題を引き起こしています。こうした状況から気候変動問題は人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われています。

気候変動はグローバルな課題であると同時に、私たちの生活とも密接に関係するローカルな課題でもあります。他方で地域社会が直面する課題は環境問題だけではなく、少子高齢化や人口減少、さらには新型コロナウイルス感染症のようなパンデミック、新たな生活様式や働き方の大きな変化への対応等の課題も抱えています。これらの多様な課題を踏まえ、持続可能な地域社会を構築していくためには、環境・経済・社会の統合的な向上を目指し変革していくことが不可欠です。またこれらの多様な課題に直面する中で、地域脱炭素への取組は国における地球温暖化対策に貢献すると同時に、それ自体が岡崎市の成長戦略の一面も持ちます。再生可能エネルギー等の地域が持つ様々な資源を活用して、地域が抱える様々な課題の解決と同時に地域経済循環や地方創生を実現することが重要です。

本市では「岡崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（2018 年度～2030 年度）」（以下、前計画という）を 2018（平成 30）年度に策定し、3 年間にわたって地球温暖化対策を推進してきました。そして、2020（令和 2）年 2 月には 2050 年ゼロカーボンシティを表明しました。

この間、2021（令和 3）年 10～11 月に行われた国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議において、パリ協定の 1.5℃目標の達成に向けて今世紀半ばのカーボンニュートラルを目指すことが掲げられました。

国においては 2021（令和 3）年 4 月に、2030 年度において温室効果ガス排出量削減目標を従来の 26%削減（2013（平成 25）年度比）から 46%削減（2013（平成 25）年度比）を目指すこと、更に 50%の高みに向けて挑戦を続けることが表明されました。2021（令和 3）年 6 月には 2050 年までに脱炭素社会の達成を目指すため、地域脱炭素ロードマップが策定されています。

気候変動に関しては 2021（令和 3）年 10 月には気候変動適応計画（2018（平成 30）年 11 月）が改訂されています。

「岡崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（2023 年度～2030 年度）」（以下、本計画という）は、こうした変化への対応を図り、これまでの計画の進捗状況と課題等を踏まえた新たな温室効果ガス排出量の削減目標と、目標達成のための施策を見直すとともに、本市が実施する地球温暖化対策に関する施策・取組の詳細を示すものです。

2 計画の位置付け

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律の第 21 条第 3 項に基づく計画（地方公共団体実行計画（区域施策編））で、本市の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等を総合的かつ計画的に進めるための施策を策定するものです。

さらに、岡崎市環境基本計画で掲げる環境目標の 1 つ【環境目標 3】「地球環境に配慮するまちに」の実現に向けた施策や取組を具体化する地球温暖化対策分野の個別計画を兼ねています。

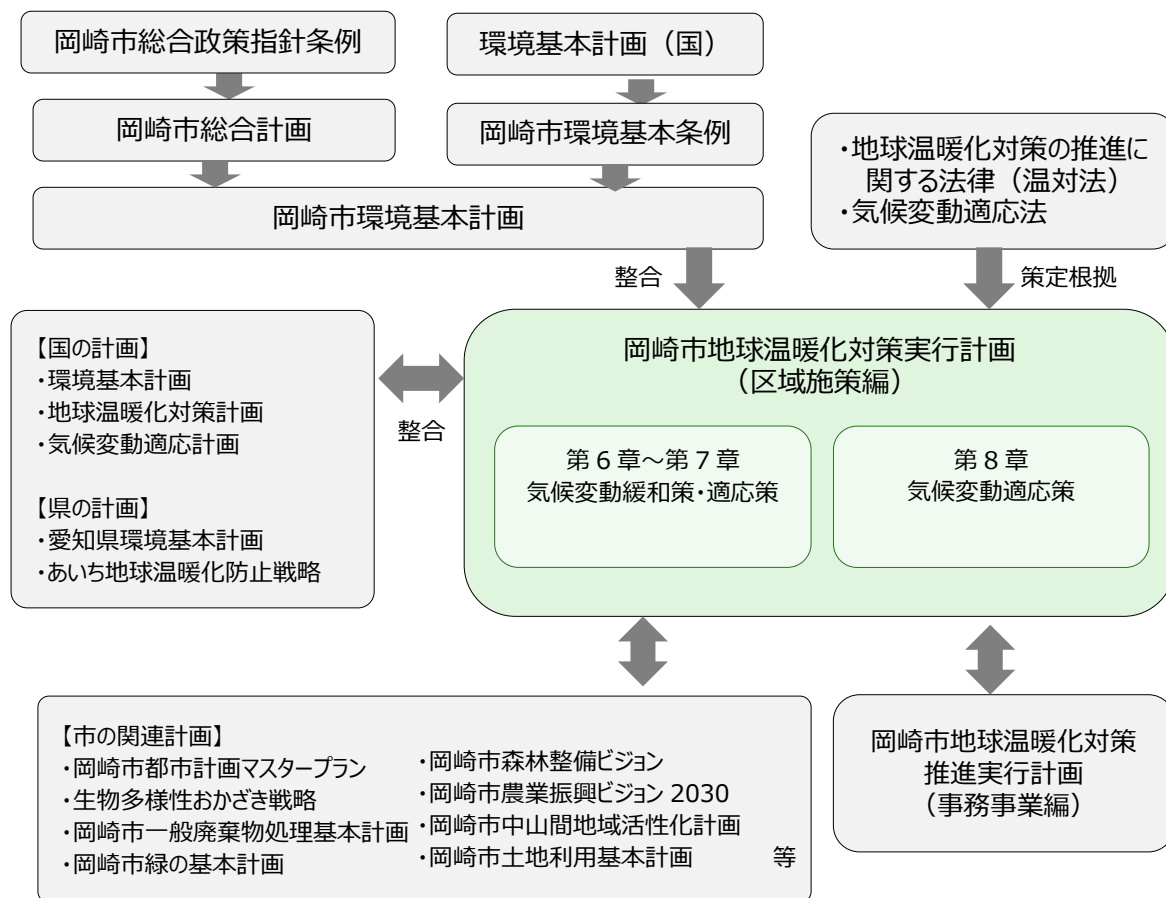


図 1.1 岡崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の位置付け

3 計画期間と目標期間

本計画は 2030 年度までの 8 年間の計画とします。

温室効果ガス排出量削減目標については 2030 年度を中期目標とし、2050 年度を長期目標とする 2 段階で設定します。温室効果ガス排出量削減目標の基準年度は、国の地球温暖化対策計画と整合を図り、2013（平成 25）年度とします。



4 計画の対象範囲

(1) 対象とする地域

本計画の対象とする地域は、本市全域とします。また、気候変動対策の取組の対象は、本市の温室効果ガス排出に関わるあらゆる主体（市民、事業者、行政、団体等）とします。

(2) 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が定める下記の 7 種類の物質を対象として削減目標を設定します。

表 1.1 地球温暖化対策の推進に関する法律が定める温室効果ガス

種類		主な排出活動
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源 CO ₂	燃料の使用、他人から供給された電気・熱の使用
	非エネルギー起源 CO ₂	工業プロセス、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等
メタン (CH ₄)		工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕作、家畜の飼養及び排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、廃棄物の埋立処分、排水処理
一酸化二窒素 (N ₂ O)		工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕地における肥料の施用、家畜の排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、排水処理
代替フロン類	ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	クロロジフルオロメタン又は HFCs の製造、冷凍空気調和機器、プラスチック、噴霧器及び半導体素子等の製造、溶剤等としての HFCs の使用
	パーフルオロカーボン類 (PFCs)	アルミニウムの製造、PFCs の製造、半導体素子等の製造、溶剤等としての PFCs の使用
	六ふっ化硫黄 (SF ₆)	マグネシウム合金の casting、SF ₆ の製造、電気機械器具や半導体素子等の製造、変圧器、開閉器及び遮断器その他の電気機械器具の使用・点検・排出
	三ふっ化窒素 (NF ₃)	NF ₃ の製造、半導体素子等の製造

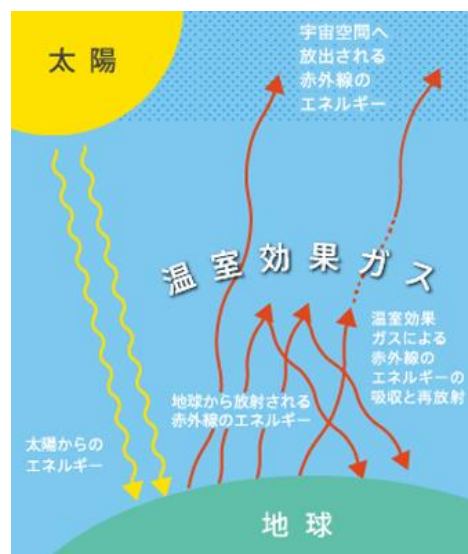
第2章 地球温暖化を取り巻く動向

1 地球温暖化とは

地球温暖化とは、人間の活動が活発になるにつれて「温室効果ガス」が大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が急激に上がり始めている現象のことをいいます。大気中に微量に含まれる二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、フロン等が、温室効果ガス（Green House Gases : GHGs）と呼ばれています。

●温室効果のメカニズム

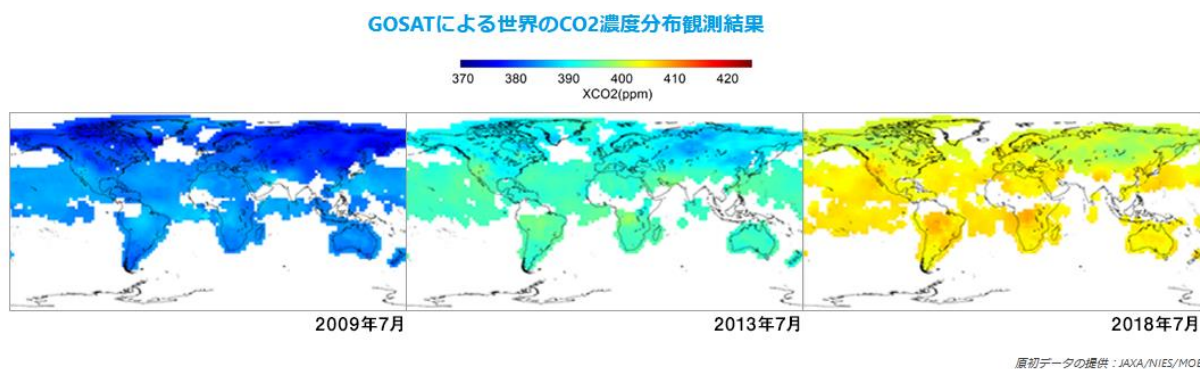
地球は太陽からのエネルギーで暖められ、暖められた地表面からは熱が放射されます。その熱を温室効果ガスが吸収することで、大気が暖められます。



出典：「地球温暖化の現状」（環境省）

図 2.1 温室効果のメカニズム

産業革命以来、人間は石油や石炭等の化石燃料を燃やしてエネルギーを取り出し、経済を成長させてきました。その結果、大気中の CO₂ 濃度は、産業革命前に比べて 40%も増加しました。温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」（GOSAT）の観測でも、増加傾向が見られます。



出典：「地球温暖化の現状」（環境省）

図 2.2 GOSAT による世界の CO₂ 濃度分布観測結果

2 気候変動への緩和策と適応策

近年、かつてない規模で、集中豪雨や干ばつ、熱波、寒波等の異常気象による災害が世界各地で発生しています。我が国においても、「記録的な猛暑」、「観測史上最高の降水量」、「甚大な土砂災害」といった記事を目にする機会が増えています。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が 2021（令和 3）年に公表した第 6 次評価報告書では、「人間の活動が大気・海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。」とされました。

気候変動への対策は、緩和と適応に大別されます。「緩和策」は温室効果ガスの排出を抑制する取組であるのに対し、「適応策」は既に起こりつつある、あるいは将来起こりうる気候変動の影響に対して、自然や社会のあり方を調整する取組です。特に、気候変動の影響は地域によって異なるため、地域の特性に合わせた適応策が求められます。



出典：気候変動適応情報プラットフォーム A-PLAT

図 2.3 緩和策と適応策

3 国際的な動向

(1) 持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）は、平成 27（2015）年の国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた、平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの国際目標で、17 の目標とそれらに付随する 169 のターゲットから構成されており、環境・経済・社会の 3 つの側面を統合的に解決する考え方が強調されています。

また、これらのゴール・ターゲットには、エネルギーや気候変動対策との関わりが深いものが複数含まれています。「ゴール 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに」では、令和 12（2030）年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させることや、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させること等が掲げられています。また、「ゴール 13：気候変動に具体的な対策を」では、すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応力を強化することや、気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善すること等が掲げられています。

わが国の現状を踏まえ、政府は、日本における SDGs の実施指針を平成 28（2016）年 12 月に決定し、2030 アジェンダに掲げられている 5 つの P（People（人間）、Planet（地球）、Prosperity（繁栄）、Peace（平和）、Partnership（パートナーシップ））に対応する日本の 8 つの優先課題を掲げています。環境面においては、エネルギー、気候変動対策、循環型社会、生物多様性、森林、海洋等の環境保全等が掲げられており、全ての課題に統合的に取り組むとしています。



出典：「2030 アジェンダ」（国際連合広報センターホームページ）

図 2.4 持続可能な開発目標（SDGs）の 17 のゴール

(2) パリ協定

2015 年 11 月 30 日～12 月 13 日にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、「パリ協定」（Paris Agreement）が採択され、2016 年に発効しました。「パリ協定」は、「京都議定書」の後継となるもので、2020 年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みです。世界全体の目標として、産業革命以前に比べて世界の気温上昇を 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することが掲げられています。

令和 3（2021）年 11 月に英国・グラスゴーで開催された COP26 では、COP25 まで議論されてきた、パリ協定の実施指針「パリルールブック」が完成しました。また、パリ協定では「平均気温を 2 度より充分低く保ち、1.5 度に抑える努力を追求する」と定められていた目標について、気候危機の被害を最小限に抑えるためにも「1.5 度に抑える」ことの重要性が強調されました。

4 国内の動向

(1) 国の動向

① パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（2021（令和 3）年 10 月閣議決定）

2019（令和元）年 6 月に閣議決定された「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」では、2050（令和 32）年までに 80%の温室効果ガスの削減に取り組むことを基本的な考え方とし、最終到達点として「脱炭素社会」を達成することを掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指すビジョンが示されました。

その後、2020（令和 2）年 10 月に 2050 年カーボンニュートラルを目指すことを宣言したことを踏まえ、同戦略は見直され、2021（令和 3）年 10 月に新たに閣議決定されました。同戦略では、2050 年カーボンニュートラルに向けた基本的考え方やビジョン等が示されたものになっています。

② 地球温暖化対策の推進に関する法律（2022（令和 4）年 4 月改正法施行）

「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」（温対法）が 2021（令和 3）年 3 月 2 日に閣議決定され、2022（令和 4）年 4 月 1 日に施行されました。

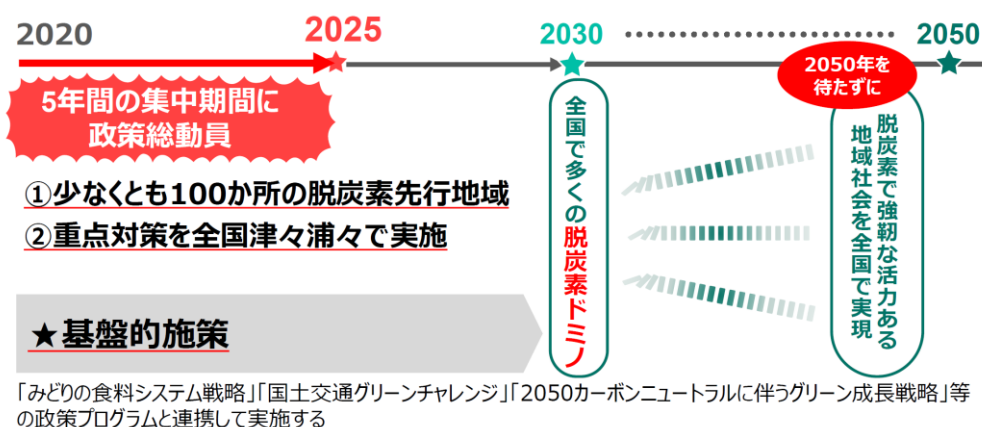
この改正で 2050 年までのカーボンニュートラルの実現が法律に明記されたことにより、国は政策の継続性・予見性を高め、脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションを加速させるとともに、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取り組みや企業の脱炭素経営の促進を図ることを目指しています。

③ 地域脱炭素ロードマップ（2021（令和 3）年 6 月策定）

2050 年までに脱炭素社会の達成を目指すため、2021（令和 3）年 6 月に地域脱炭素ロードマップが策定されました。

ロードマップでは、2020 年から 2025 年までの 5 年間を重点期間とし積極的な地域支援を行うことで、2030 年度までに少なくとも 100 か所の「脱炭素先行地域」をつくることを目標としています。また、①継続的・包括的支援、②ライフスタイルイノベーション、③制度改革の 3 つの基盤的施策を併せて実施すること

や、「脱炭素先行地域」のモデルを全国に伝搬すること（脱炭素ドミノ）で、2050 年を待たずに脱炭素地域社会を実現することを掲げています。



4

出典：地域脱炭素ロードマップ（概要）（内閣府）

図 2.5 地域脱炭素ロードマップ（概要）

④ 地球温暖化対策計画（2021（令和 3）年 10 月閣議決定）

地球温暖化対策計画は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策推進法第 8 条 1 項及び「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」に基づき策定する政府の総合計画です。温室効果ガスの排出抑制及び吸収の量に関する目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策について記載されています。

2030 年度において温室効果ガス削減目標を従来の 26%削減（2013（平成 25）年度比）から 46%削減（2013（平成 25）年度比）を目指すこと、更に 50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明したことを踏まえて、2021（令和 3）年 10 月に前計画（2016（平成 28）年 5 閣議決定）が 5 年ぶりに改訂されました。この中で、地球温暖化対策は経済成長の制約ではなく、経済社会を大きく変革し、投資を促し、生産性を向上させて産業構造の大転換と力強い成長を生み出す鍵となるものと捉えられています。

表 2.1 「地球温暖化対策計画」の各部門の排出量の目安

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂	部門別	12.35	6.77	▲45%	▲25%
	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：「地球温暖化対策計画概要」（環境省）

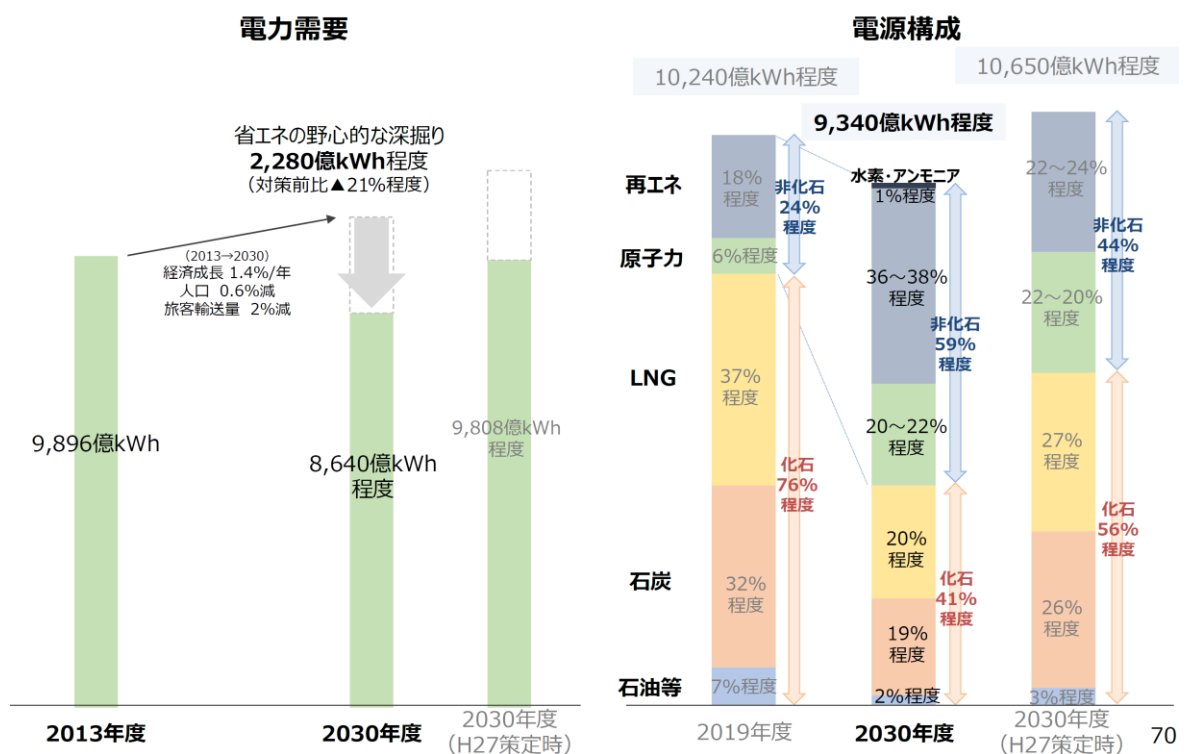
⑤ 第6次エネルギー基本計画（2021（令和3）年10月閣議決定）

エネルギー基本計画とは、エネルギー政策の基本方針を示す計画のことでエネルギー政策基本法に基づき策定されます。2018（平成30）年の第5次計画以降のエネルギーをめぐる情勢の変化や国のエネルギー需給構造の変化を踏まえて2021（令和3）年10月に第6次計画が閣議決定されました。

第5次計画より示されている「3E+S（安定供給（Energy Security）、経済効率性（Economic Efficiency）、環境への適合（Environment）+安全性（Safety）」の視点は据え置きつつ、新型コロナウイルス感染症による世界的な経済活動の停滞による原油価格の変動等からサプライチェーン全体を見据えた安定供給（Energy Security）の確保の重要性が再認識されています。

また、2020（令和2）年10月に表明された「2050年カーボンニュートラル」や2021年4月に表明された新たな温室効果ガス排出削減目標「2030年度までにCO₂削減46%、更に50%を目指し挑戦」の実現に向けたエネルギー政策の道筋が示されています。

第6次エネルギー基本計画の関連資料である「2030年度におけるエネルギー需給見通し」においては、再生エネルギー、化石燃料、原子力等の燃料別の電源構成割合見通しが示されており、脱炭素電源の大幅な拡大を目指しています。2030（令和12）年の電源構成割合のうち再生エネルギーが占める割合は36～38%程度になっています。



出典：2030年度におけるエネルギー需給の見通し（関連資料）（資源エネルギー庁）

図 2.6 新たな電力需要・電源構成

⑥ 気候変動適応計画（2021（令和3）年10月閣議決定）

気候変動適応法（2018（平成30）年12月施行）は、温暖化や豪雨の増加等、気候変動に起因する生活、社会、経済及び自然環境における影響が顕在化していることを踏まえ、国及び地方公共団体において、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」だけでなく、気候変動による悪影響を軽減するための「適応策」を各分野で推進する必要があるとし、その役割及び推進体制について定めています。

気候変動適応計画は同法に基づき策定されたもので、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。2021（令和3）年10月に前計画（2018（平成30）年11月）を改定し、これにより、2020（令和2）年12月に公表された気候変動影響評価報告書を勘案し、防災、安全保障、農業、健康等の幅広い分野で適応策が拡充されました。

⑦ グリーンエネルギー戦略（2022（令和4）年5月）

2050年カーボンニュートラル実現に向けた成長戦略として、また第6次エネルギー基本計画を具体化するものとして、グリーンエネルギー戦略の中間整理が2022（令和4）年5月にまとめられました。

本戦略においては成長が期待される産業ごとの具体的な道筋、需要サイドのエネルギー転換、グリーンエネルギー中心の経済・社会、産業構造の転換、地域・くらしの脱炭素化に向けた政策対応等が整理されています。

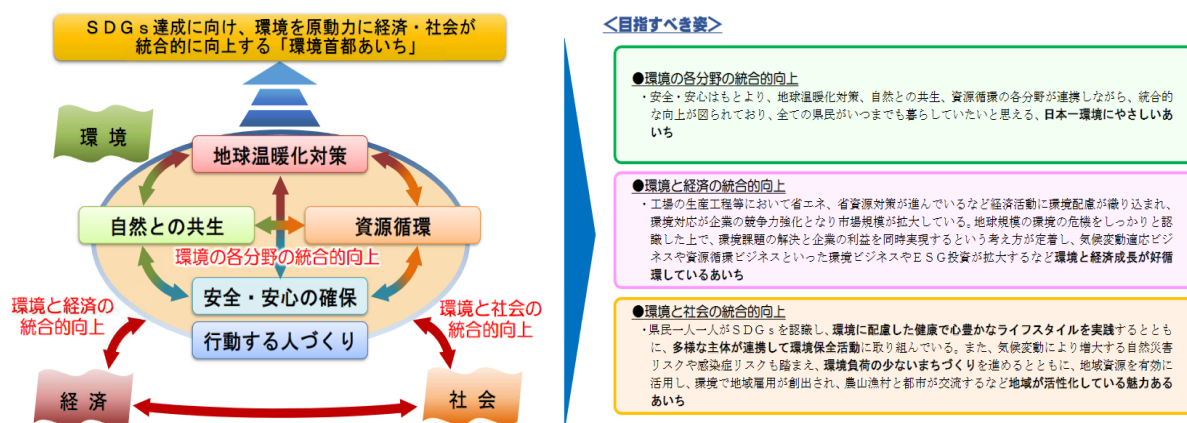
また、2022（令和4）年2月に発生したロシアによるウクライナ侵略や電力需給逼迫も踏まえ、将来にわたって安定的で安価なエネルギー供給を確保することでさらなる経済成長につなげるため、①産業のグリーントランスフォーメーション（GX）、②産業界のエネルギー転換の具体的な道筋や取組、③地域・くらしの脱炭素化に向けた具体的取組を整理した上で、必要となる政策等を整理し、今後進めるべきエネルギー安全保障の確保とそれを前提とした脱炭素化に向けた取組について検討が進められています。

(2) 愛知県の動向

① 第5次愛知県環境基本計画（2021（令和3）年2月）

2021（令和3）年2月に、第5次愛知県環境基本計画が策定されました。第4次計画が策定された2014（平成26）年以降の、地球温暖化対策やSDGsの取組拡大、技術革新をはじめとする社会経済情勢の変化を踏まえ、2040年頃までの長期を展望した上で、持続可能な社会の形成を目指し、2030年度までに取り組むべき施策の方向を示しています。

第5次計画では「SDGs達成に向け環境を原動力に経済・社会が統合的に向上する環境首都あいち」を目標として掲げ、達成を加速すべく、第4次愛知県環境基本計画で掲げられた5つの重点的な取組分野（地球温暖化対策、自然との共生、資源循環、安全・安心の確保、行動する人づくり）に引き続き取り組むほか、SDGsの達成に向けて、①複数の課題の統合的解決、②新たな課題への的確・迅速な対応、③「行動する人づくり」の推進、④連携・協働による施策の展開の4つの考え方を重視しています。



出典：第5次愛知県環境基本計画（愛知県）

図 2.7 第5次愛知県環境基本計画における目標

② あいち地球温暖化防止戦略 2030（2020（令和 2）年 3 月）

2020（令和 2）年 3 月に「あいち地球温暖化防止戦略 2030」が策定されました。

「地方公共団体実行計画（区域施策編）」、「地域気候変動適応計画」及び愛知県地球温暖化対策推進条例第 6 条第 1 項に基づく「地球温暖化対策の推進に関する計画」として位置付けられる計画でもあります。

新戦略では、2030 年度の県内の温室効果ガス総排出量を 26%削減（2013（平成 25）年度比）とする新たな削減目標が設定されました。

温室効果ガスの削減に向けた施策としては、「徹底した省エネルギー」と「創エネルギーの導入拡大」の推進が掲げられ、県民や事業者、市町村に対して積極的な行動・取組を呼びかけています。

表 2.2 「2030 年度の部門別の温室効果ガス削減率（2013 年度比）」

部門	産業	業務	家庭	運輸	その他	総排出量※
削減目標	▲13.5%	▲49.5%	▲47.1%	▲28.9%	▲23.0%	▲26.0%

※吸収源対策を含む

③ 愛知県気候変動適応計画（2020（令和 2）年 7 月改定）

愛知県では 2019（令和元）年 2 月に、「あいち地球温暖化防止戦略 2030 第 5 章」を気候変動適応法第 12 条の規定に基づく「地域気候変動適応計画」に位置付けており、適応計画に基づいた気候変動への適応を推進してきました。しかし、2020（令和 2）年 1 月からの「パリ協定」に基づく各国の取組や国の新たな適応計画の策定、愛知県気候変動適応センターの設置等を踏まえるとともに、持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた取組の推進に向け、すでに実施している気候変動に対する適応策のさらなる充実を目的とした「愛知県気候変動適応計画（あいち地球温暖化防止戦略 2030 第 5 章改定版）」が策定されました。

④ あいち自動車ゼロエミッション化加速プラン（2021（令和 3）年 3 月）

2030（令和 12）年度を目標年度として EV・PHV・FCV の普及加速に取り組み、持続可能なモビリティ社会構築の方針を示すために、「あいち自動車ゼロエミッション化加速プラン」が策定され、2030（令和 12）年度までに EV・PHV・FCV 新車販売割合を 30%とする普及目標が掲げられています。

また、愛知県としてのエネルギー政策の中長期的な取組方向や主な施策を体系的に示し、県の現状や地域特性、SDGs の視点を踏まえた取り組みを総合的に推進していくため、2012（平成 24）年度分から毎年度、「電力・エネルギー政策パッケージ」が作成されています。

エネルギー政策の 5 つの基本的視点である「安全・安心」、「安定」、「環境」、「経済性」、「成長」に加え、2019（令和元）年 7 月に SDGs 未来都市に選定されたことを受けて掲げられた「SDGs 達成に貢献すること」を踏まえて、中長期的に目指す姿として「経済と環境の好循環をつくり出し、日本一の産業と県民の豊かな暮らしを支える安全で安定したエネルギー社会」を提示しています。目指す姿の実現に向けて、①徹底した省エネルギーの社会づくり（需要面）、②再生可能エネルギーの導入拡大等による多様なエネルギーづくり（供給面）、③エネルギー対策の総合的な推進並びに研究開発及び産業化の推進（横断的な取組）の 3 本柱で整理され、今後の取り組みを進めていくこととしています。

第3章 岡崎市の現状と課題

1 岡崎市の自然的・社会的特性

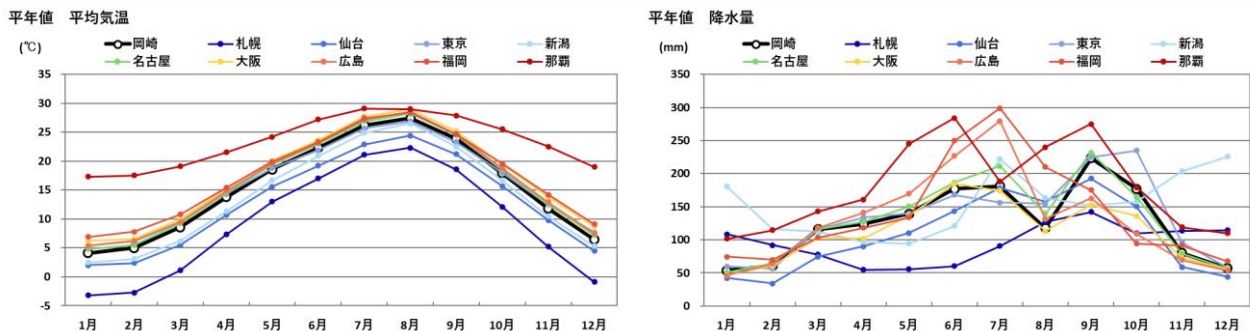
(1) 自然的特性

① 気象

ア 気温・降水量

岡崎地域観測所の月別の平均気温（平年値）は、8月が最も高く、1月が最も低くなっています。

同観測所における月別の降水量（平年値）は6～7月、9～10月に多く、12～2月は少なくなっています。8月には一時的に降水量が少なくなっています。



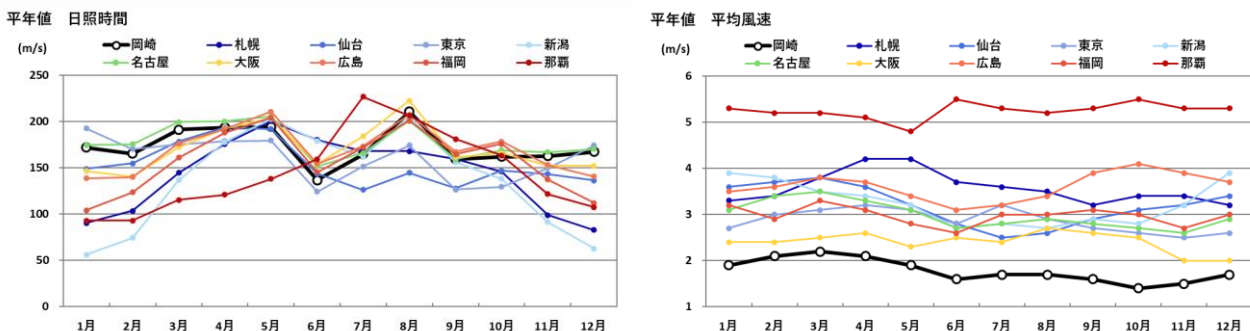
出典：気象庁気象観測所気象観測データ

図 3.1 本市及び主要都市の月別平均気温・月別平均降水量（平年値）

イ 日照時間・風況

岡崎地域観測所の月別の日照時間（平年値）は1～5月、8月に多く、6月、9～12月は少なくなっています。6月には一時的に日照時間が少なくなっています。太平洋沿岸の主要都市（仙台、東京、名古屋、大阪）と概ね同様の特徴です。

岡崎地域観測所の月別の平均風速（平年値）は3月に最も大きく、10月に最も小さくなり、市の東部および南部の山地では風速が大きくなる傾向にあります。他の主要都市と比較すると、年間を通して平均風速が小さい傾向があります。



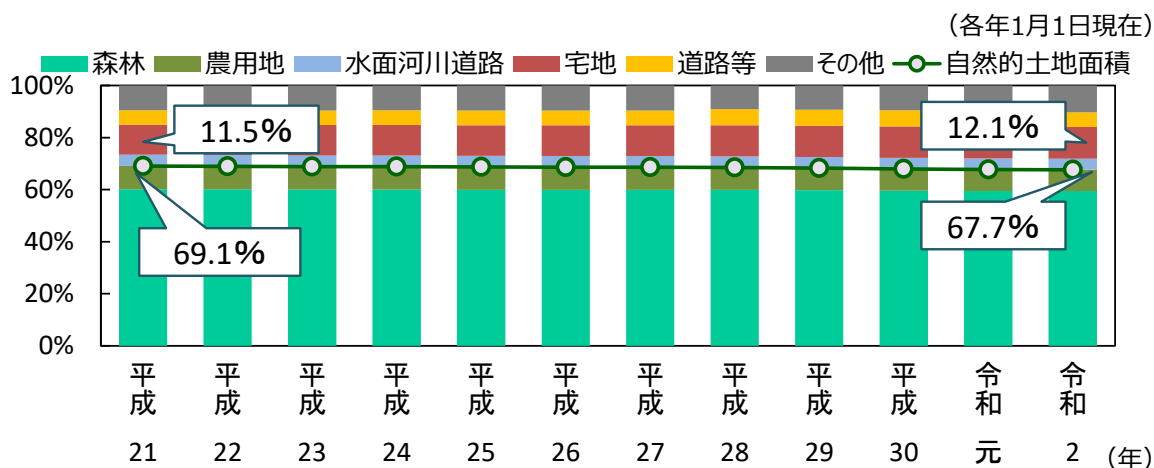
出典：気象庁気象観測所気象観測データ

図 3.2 本市及び主要都市の月別日照時間・月別平均風速（平年値）

② 土地利用

岡崎市の総面積は 387.2km² であり、愛知県全体の約 7.5% を占めています。

2020（令和 2）年度の土地利用については、森林、農用地（自然的土地面積）が全体の 67.7% と多く、次いで宅地が 12.1% となっています。



出典：岡崎市統計ポータルサイト「地目別土地利用面積（年別）」、愛知県統計情報より作成

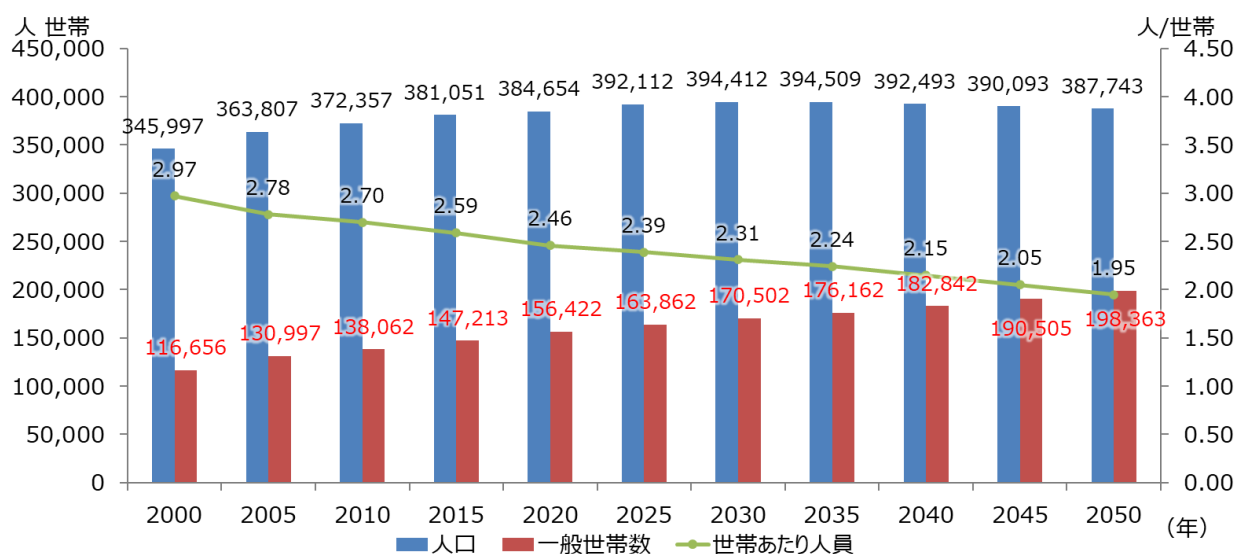
図 3.3 土地利用割合（地目別の面積割合）

(2) 社会的特性

① 人口・世帯

2020（令和 2）年の人口は 384,654 人で、岡崎市「次期総合計画策定支援業務人口推計報告書（2019（令和元）年 3 月）」によると、2035（令和 17）年までは 394,509 人をピークに増加するものの、2050 年には 387,743 人まで減少することが予測されています。

一般世帯数は 2020（令和 2）年時点で 156,422 世帯で、2050（令和 32）年には 198,363 世帯まで増加することが予測されています。



出典：岡崎市「次期総合計画策定支援業務人口推計報告書（2019（令和元）年 3 月）」、総務省「令和 2 年国勢調査」より作成

図 3.4 岡崎市の人口・世帯数の現況と将来予測

② 産業

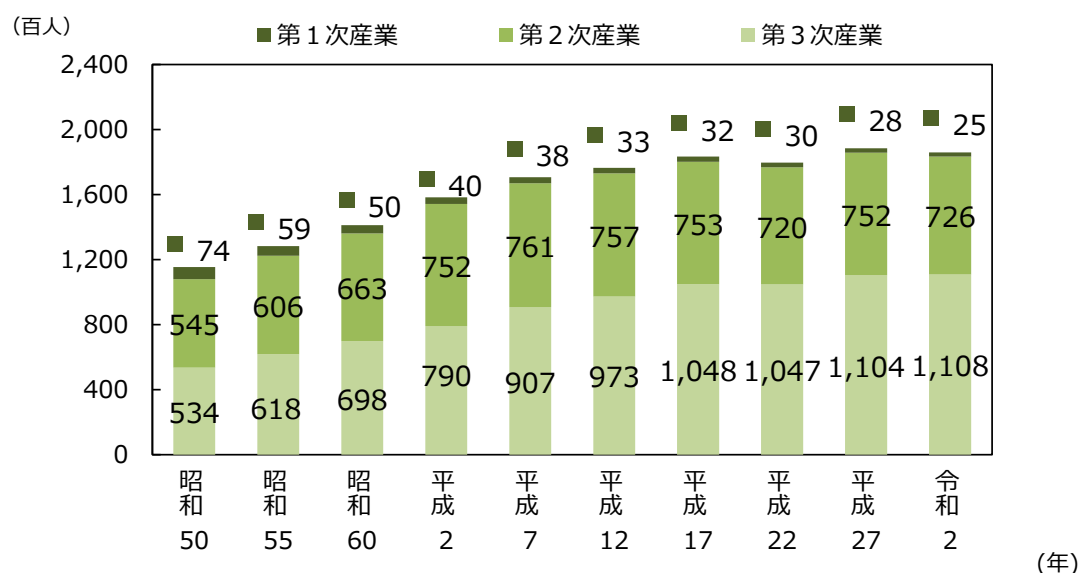
産業別就業者数を見ると、第3次産業が最も多く、続いて第2次産業となります。1975（昭和50）年から2020（令和2）年にかけて産業人口が徐々に増加しています。

1975（昭和50）年～2020（令和2）年までの産業別種の推移を見ると、第1次産業は1975（昭和50）年から徐々に減り、2020（令和2）年では約33.4%の人口減少となっています。

第2次産業は、1990（平成2）年以降は76,000人前後となっておりほぼ横ばいの状況となっています。

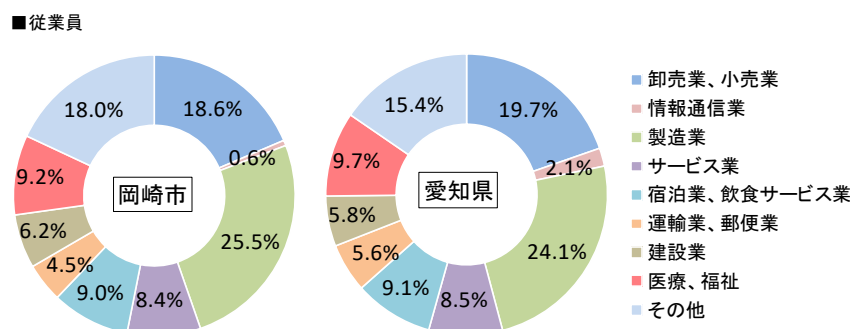
第3次産業は1975（昭和50）年から増え続け、2020（令和2）年では約2.1倍の人口増加の状況となっています。産業分類別事業所数の割合を見ると、岡崎市では「卸売業・小売業」が25.7%と最も高く、「宿泊業・飲食サービス業」（12.0%）、「製造業」（11.0%）と続いています。また、産業分類別従業員数の割合を見ると、岡崎市では「製造業」が25.5%と最も高く、「卸売業・小売業」（18.6%）、「医療・福祉」（9.2%）と続いています。

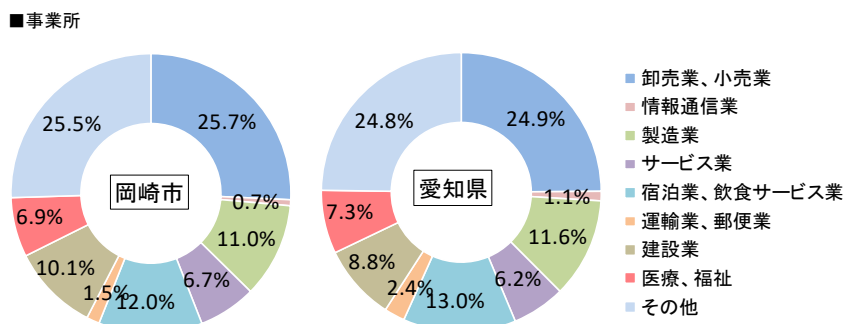
（各年10月1日現在）



出典：岡崎市統計ポータルサイト「産業（大分類）別・男女別15歳以上就業者数（国勢調査）」より作成

図 3.5 産業別就業者割合





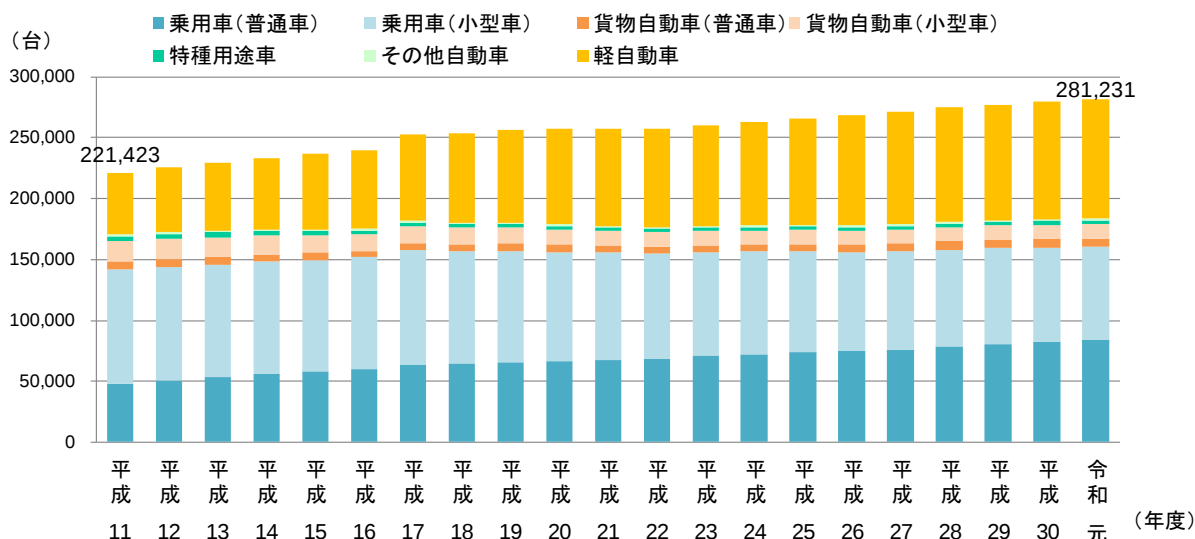
出典：令和3年度愛知県統計年鑑、岡崎市統計ポータルサイトより作成

図 3.6 産業に係る事業所数および従業員数の推移

③ 交通

ア 自動車

岡崎市内の自動車保有台数は増加傾向にあり、2019（令和元）年度時点で 281,231 台です。車種別では軽自動車が最も多く、次いで乗用車（普通車）、乗用車（小型車）の順に多くなっています。

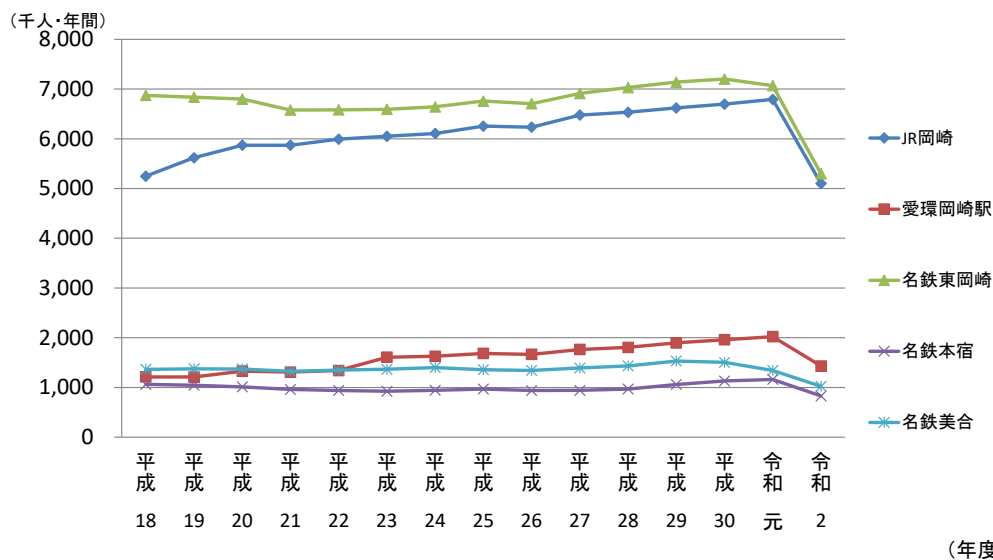


出典：愛知県統計年鑑（1999（平成 11）年～2019（令和元）年）より作成

図 3.7 岡崎市内の自動車保有台数の推移

イ 鉄道

鉄道は、JR 東海道本線に 2 駅、名鉄名古屋本線に 9 駅、愛知環状鉄道に 6 駅あります。2006（平成 18）年度の市内主要駅の乗客数は約 1,576 万人でしたが、2019（令和元）年度では約 1,839 万人となっており、近年増加傾向にあります。2020（令和 2）年度においては、新型コロナウイルス感染症によるテレワーク等の推進により、約 1,368 万人に減少しています。

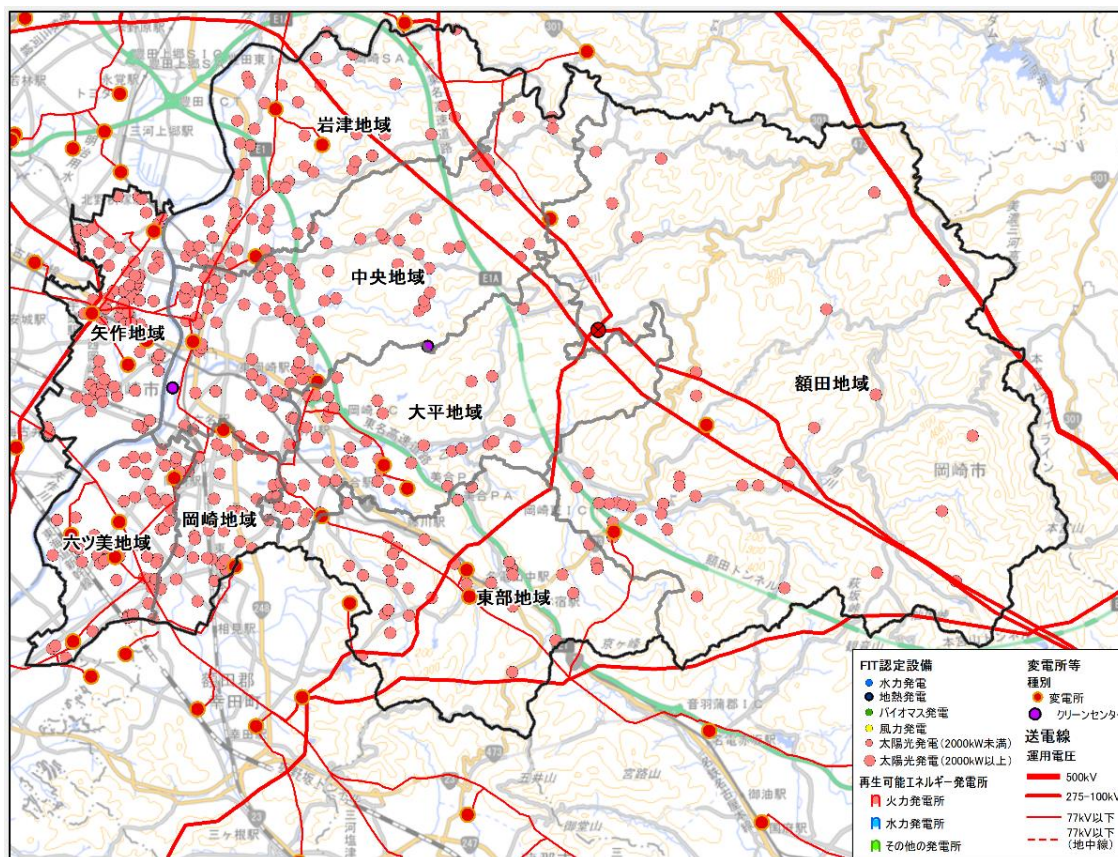


出典：岡崎市統計ポータルサイト「運輸データ」より作成

図 3.8 市内主要駅乗客数の推移

(3) エネルギーインフラ

市の中央部付近には額田開閉所があり、新城市にある三河変電所、豊田市にある東部変電所、幸田町にある幸田変電所に 275kV 送電系統でつながっています。市の西端には岡崎変電所があり、市内への電力供給はこの変電所が主な起点となっています。

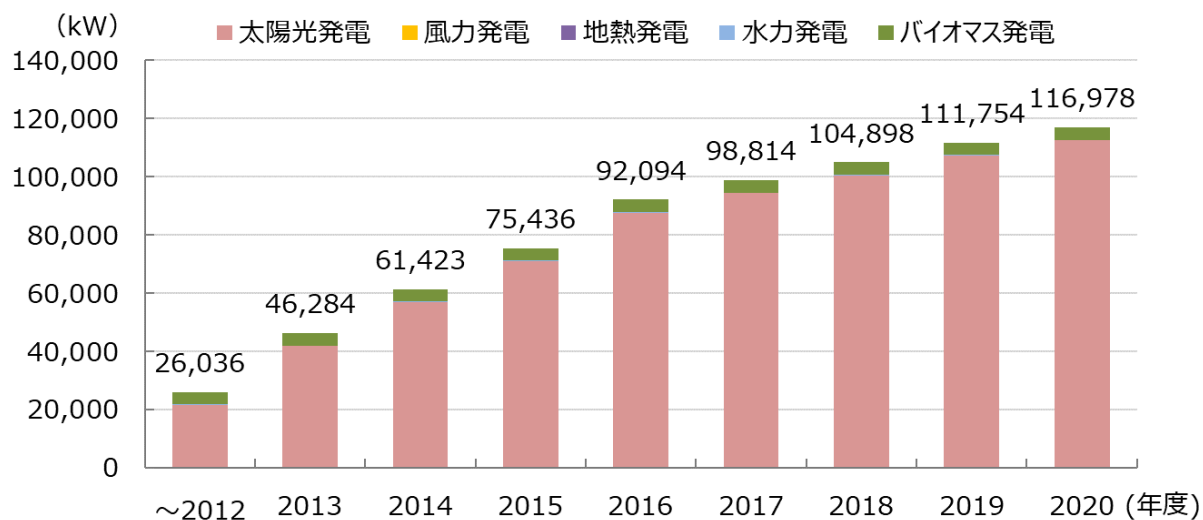


出典：環境省「環境アセスメントデータベース EADAS」、国土地理院「地理院地図」より作成

図 3.9 岡崎市のエネルギーインフラの概要

(4) 再生可能エネルギー導入状況

岡崎市での再生可能エネルギーの導入量は太陽光発電が大部分を占め、次いでバイオマス発電、水力発電の順になっています。



出典：資源エネルギー庁「固定価格買取制度情報公表用ウェブサイト」より作成

図 3.10 岡崎市における再生可能エネルギーの導入量の推移（発電利用）

表 3.1 岡崎市における再生可能エネルギーの導入量（2020（令和2）年度時点）

再生可能エネルギーの種類	発電容量 (kW)	発電量 (MWh/年)	熱利用量 (GJ/年)	熱量換算 (GJ/年)
太陽光発電	112,531	118,292		425,853
風力発電	0	0		0
地熱発電	0	0		0
中小水力発電	130	740		2,665
バイオマス発電	4,317	10,968		39,484
太陽熱利用			2,449	2,449
地中熱利用			0	0
合計	116,978	130,000	2,449	470,451

出典：資源エネルギー庁「固定価格買取制度情報公表用ウェブサイト」、総務省「平成30年住宅・土地統計調査」より作成

2 岡崎市の温室効果ガス排出量の現況

(1) 温室効果ガス排出量の現況

本市の2019（令和元）年度における温室効果ガス排出量は2,554 千 t-CO₂となり、温室効果ガス排出量の削減目標の基準となる2013（平成25）年度より209 千 t-CO₂（9.7%）の減少となりました。なお、温室効果ガス排出量のうち、99%を二酸化炭素が占めています。

温室効果ガス排出量を部門別に見ると、産業部門が最も多く35%を占めています。

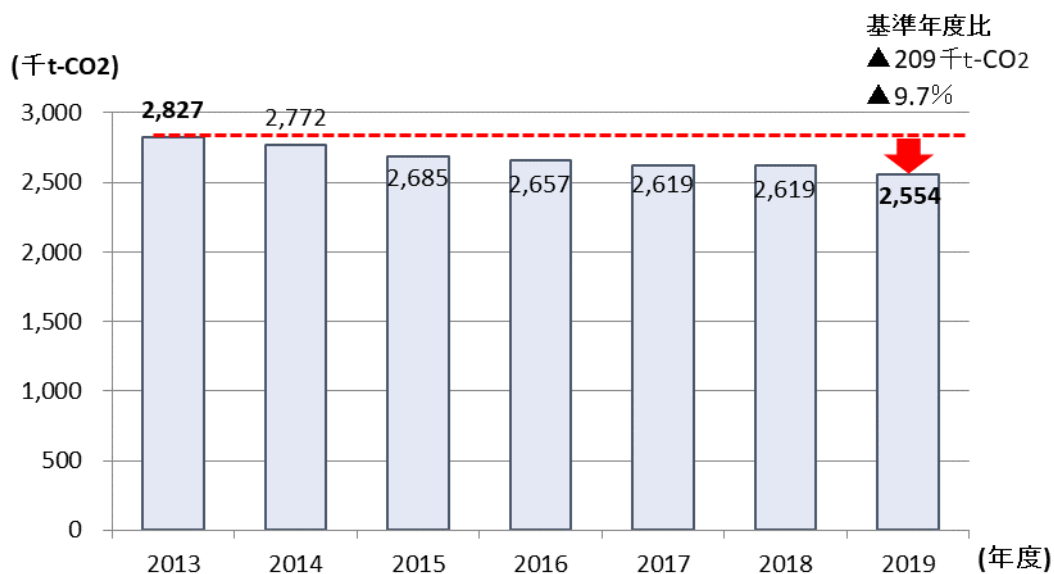


図 3.11 岡崎市における温室効果ガス排出量の推移（2013 年度～2019 年度）

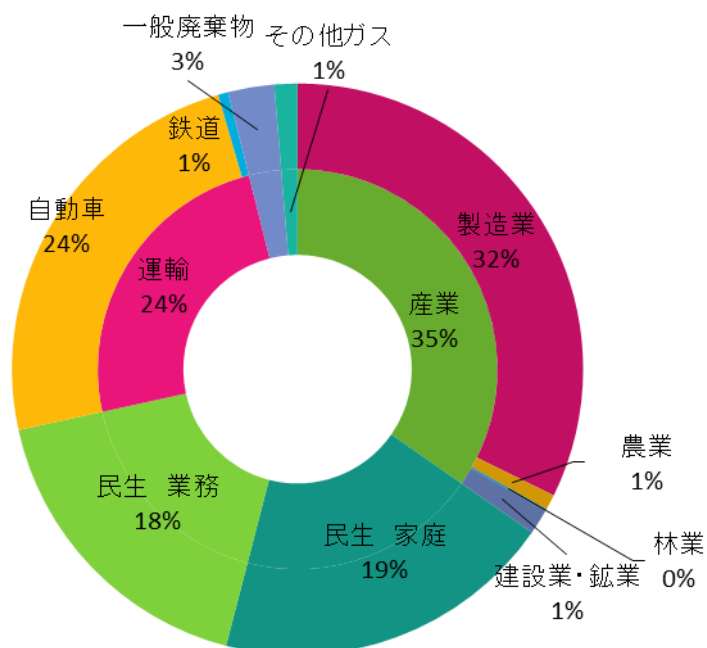


図 3.12 温室効果ガス排出量のガス種別割合（2019 年度）

表 3.2 温室効果ガス排出量 部門別内訳（2013 年度～2018 年度）

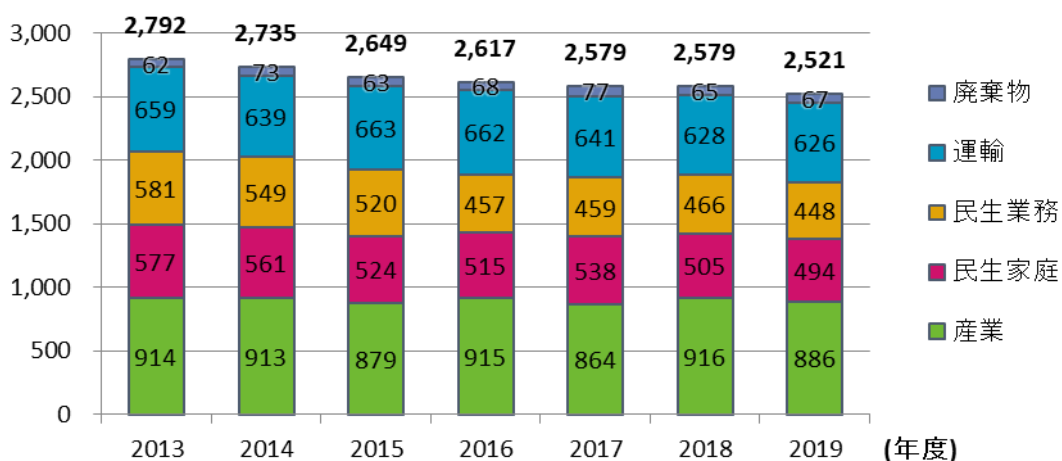
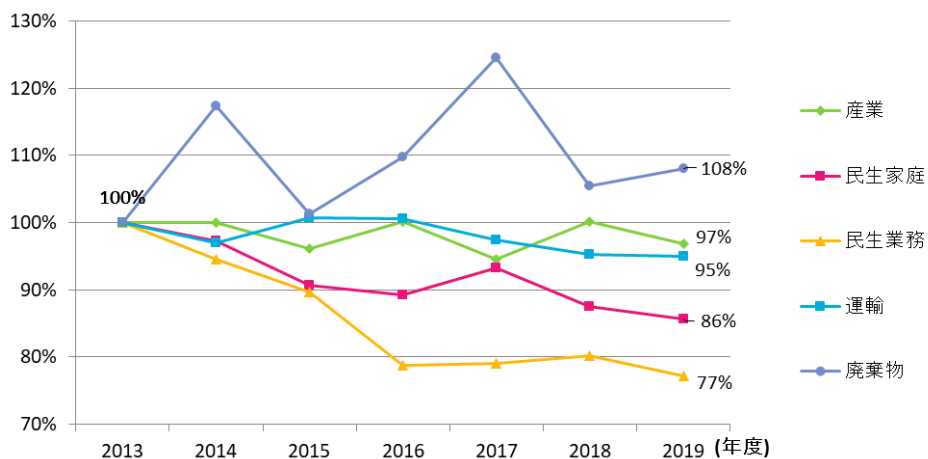
	【基準年】 2013	2014	2015	2016	2017	2018	【現況】 2019	基準 年比
	千 t-CO ₂	千 t-CO ₂	千 t-CO ₂	千 t-CO ₂	千 t-CO ₂	千 t-CO ₂	千 t-CO ₂	%
産業	914	913	879	915	864	916	886	-3.1%
民生家庭	577	561	524	515	538	505	494	-14.4%
民生業務	581	549	520	457	459	466	448	-22.8%
運輸	659	639	663	662	641	628	626	-5.0%
廃棄物	62	73	63	68	77	65	67	8.1%
その他ガス	35	37	37	39	40	40	33	-6.2%
合 計	2,827	2,772	2,685	2,657	2,619	2,619	2,554	-9.7%

(2) 二酸化炭素排出量の内訳

2019（令和元）年度における二酸化炭素排出量は 2,521 千 t-CO₂ となり、基準年度である 2013（平成 25）年度より 171 千 t-CO₂（10%）の減少となりました。

2013（平成 25）年度以降、民生家庭部門、民生業務部門は減少傾向にありますが、廃棄物部門は増加傾向にあります。

(千t-CO2)

図 3.13 エネルギー起源 CO₂ 排出量の部門別推移図 3.14 エネルギー起源 CO₂ 排出量の部門別増減

3 アンケート調査による市民・事業者の意向と課題

(1) アンケートの調査方法

市民及び事業者の脱炭素推進の取組状況や、市への要望等を把握し、市の施策へ市民・事業者の意見や意向を反映させることを目的として、表 3.3 に示す内容でアンケート調査を実施しました。

表 3.3 アンケート調査の概要

	市民	事業者
対象	・岡崎市の居住者	・岡崎市内の事業所
調査項目	(1) 回答者の属性 (2) エコ活動の取組状況について (3) 省エネルギー・再生可能エネルギー設備の利用状況について (4) 太陽光発電設備について (5) 太陽光発電設備の新たな導入策（PPA）について (6) 再生可能エネルギー電気への切り替えについて (7) 岡崎市が取り組むべき施策について	(1) 回答者の属性 (2) 地球温暖化対策の実施状況について (3) 省エネルギー・再生可能エネルギー設備の利用状況について (4) 太陽光発電設備について (5) 太陽光発電設備の新たな導入策（PPA）について (6) 再生可能エネルギー電気への切り替えについて (7) 岡崎市が取り組むべき施策について
回収数	672	177
実施時期	令和 4 年 7 月 25 日～7 月 31 日	令和 4 年 8 月 1 日～8 月 7 日
調査方法	・岡崎市公式 LINE アカウントより WEB で回答 ・市場調査会社が保有する岡崎市内在住モニターに対して依頼を行い、WEB で回答	・市登録事業者（市内事業者、物品 & 業務）、環境部協定締結先事業所、観光協会会員、市内 4 大学、岡崎建設協会会員、福祉系事業者にアンケート協力を行い、WEB で回答

(2) アンケートの調査結果

アンケート調査項目のうち、主要なものを以下に示します。

① 市民

ア 省エネルギー・再生可能エネルギー設備の利用状況について [調査項目(3)]

太陽光発電システムについては、15.9%が“現在利用している”一方で、61.0%は“導入する予定はない”と回答しています。導入費用の高さがネックになっていると考えられることから、導入費用の補助等の支援が重要であると考えられます。

また、HEMS（住宅用エネルギー管理システム）や ZEH（ゼロエミッション住宅）、V2H（電気自動車用充給電装置）、家庭用蓄電池、家庭用燃料電池等に関しては“わからない”の回答が多く、理解促進が必要です。

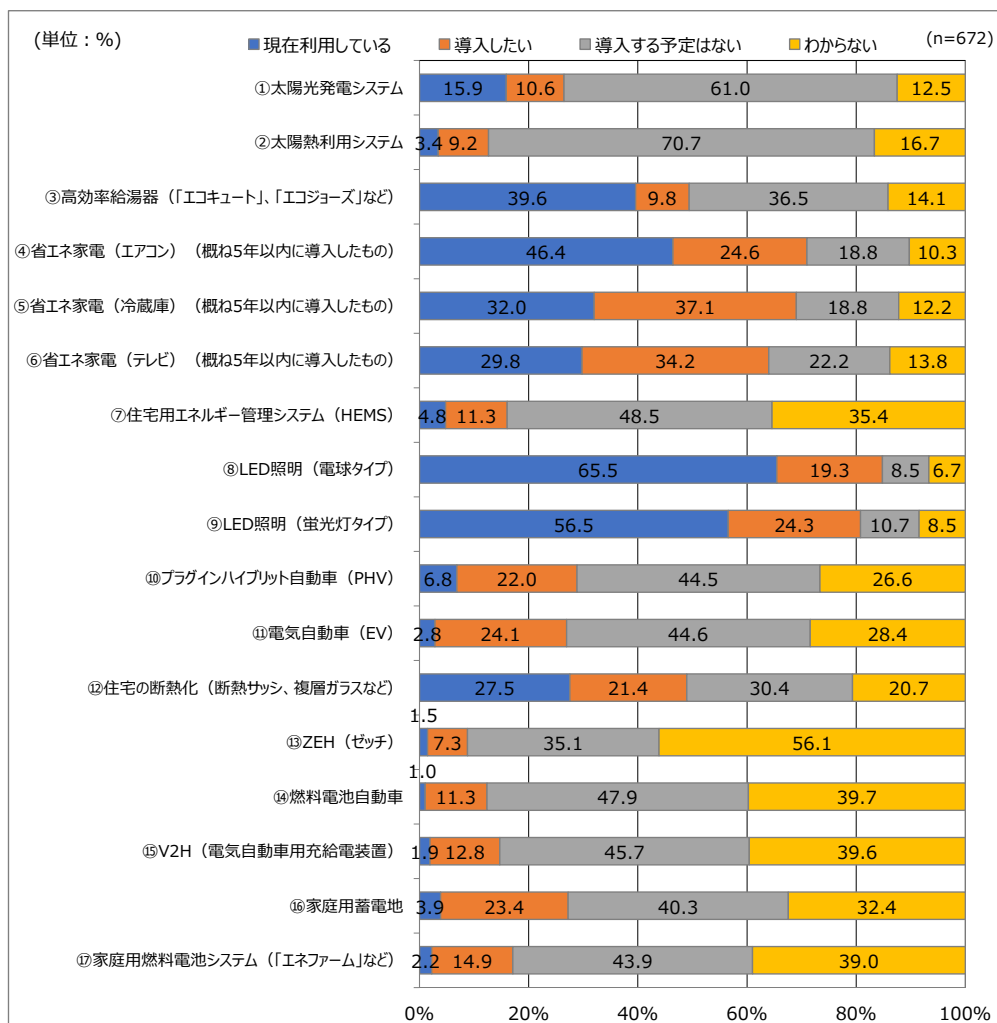


図 3.15 （市民）省エネルギー・再生可能エネルギー設備の利用状況

イ 太陽光発電設備について

固定価格買取制度による買取期間は多くの家庭では 10 年間ですが、買取期間終了後の予定は“わからない”が 34.3%を占めます。災害時のエネルギー確保や光熱費削減等の効果を明確にして周知したり、蓄電池や電気自動車の導入を促進し、自家消費への切り替えを推進していく必要があります。

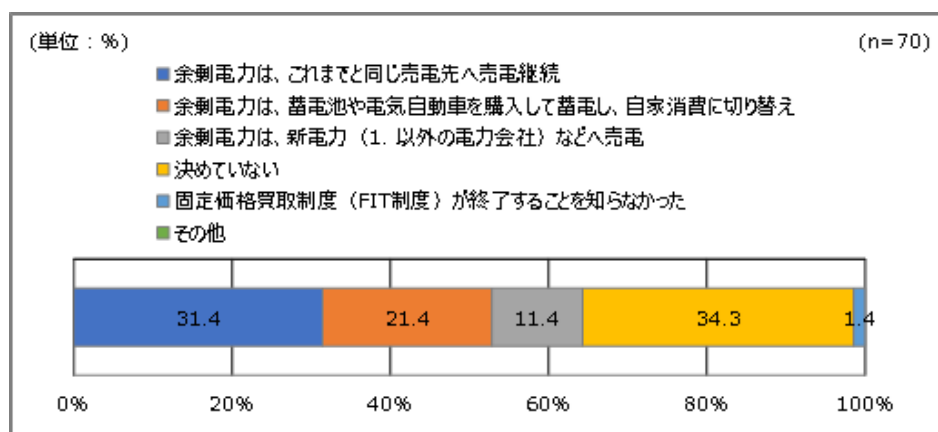


図 3.16 （市民）固定価格買取期間終了後の予定

ウ 太陽光発電設備の新たな導入策（PPA）について

PPA の利用について“わからない”と回答した割合が 64.2%と高く、その理由には安全性への不安やサービス内容がよくわからないが挙げられています。仕組みを正しく理解してもらうための情報発信が必要です。

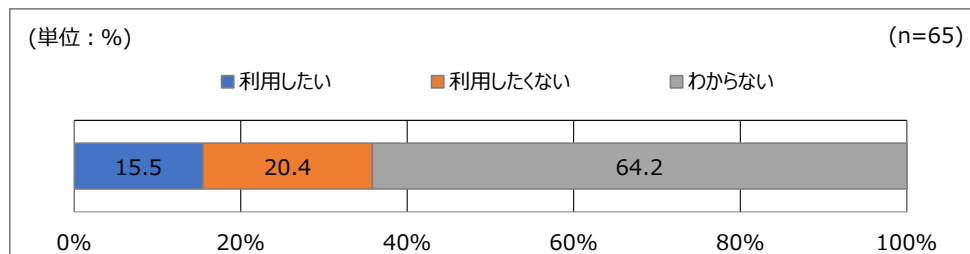


図 3.17 (市民) 「PPA」導入方法を希望するか

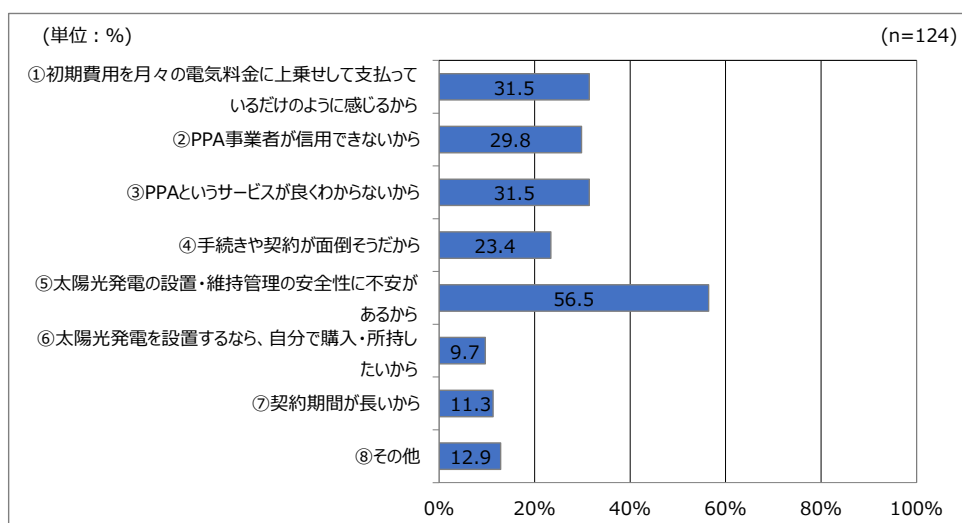


図 3.18 (市民) 「PPA」導入方法を希望しない理由

エ 再生可能エネルギー電気への切り替えについて

再エネ電気への切り替え意欲は一定程度あるものの、電気料金が上がらないことが切り替え利用する条件として重要な要素になっています。

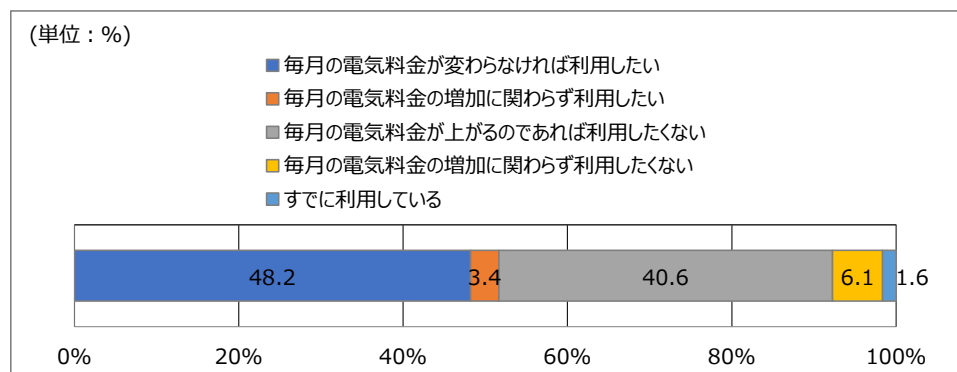


図 3.19 (市民) 再エネ由来電気の購入希望

オ 岡崎市が取り組むべき施策について

公共施設への自然エネルギーの導入及び省エネルギー化が最もニーズが高くなっています。次いで、家庭・事業者等への補助金交付等の支援や、環境教育・学習の充実化が多く求められています。

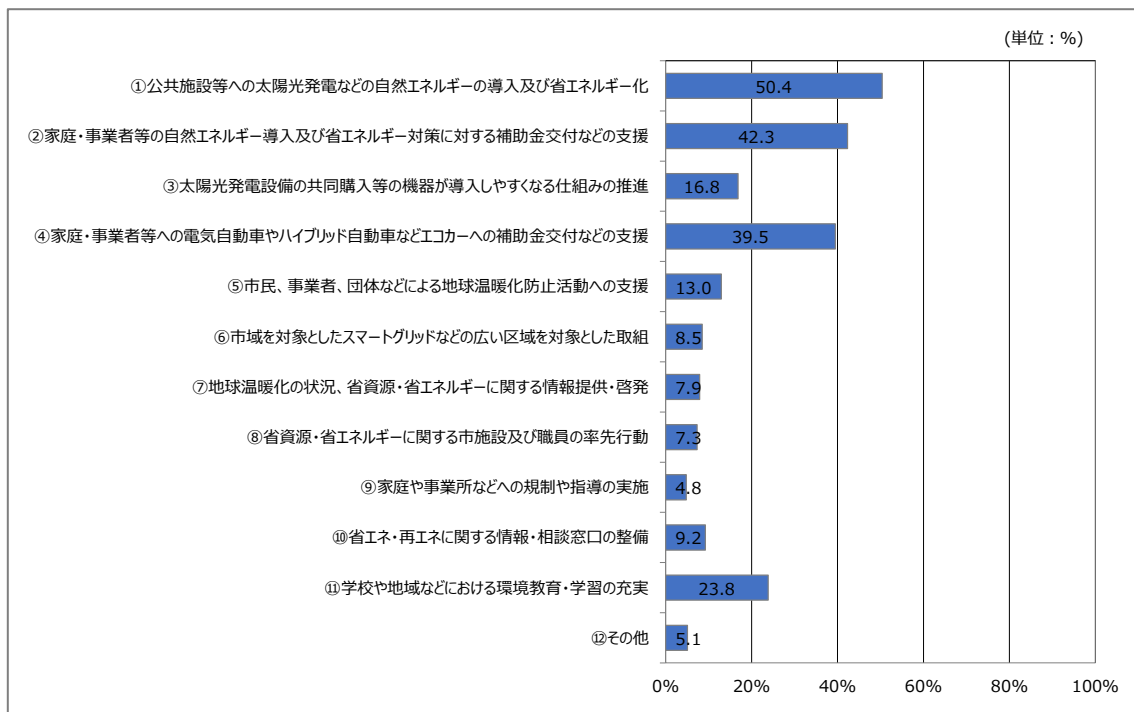


図 3.20 (市民) 脱炭素化に向けて岡崎市に期待する役割

② 事業者

ア 地球温暖化対策の実施状況について

温室効果ガス排出削減目標を設定している、または設定を検討している事業者は 4 割を超えているものの、残りの 6 割近い事業者に対して、自主的な行動を促すためのアプローチが必要です。

また、環境のための指針・ガイドラインや SDGs 目標等は実施、検討されていますが、第三者機関による認定、認証が必要なものに関しては実施率が低く、補助制度や取得方法等の情報発信が必要です。

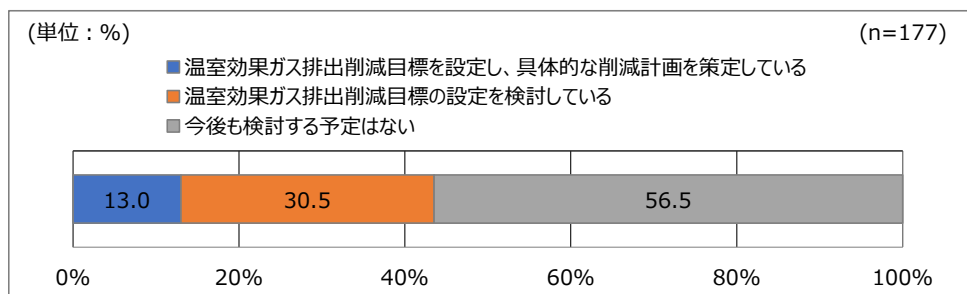


図 3.21 (事業者) 温室効果ガス削減目標・削減計画の策定状況

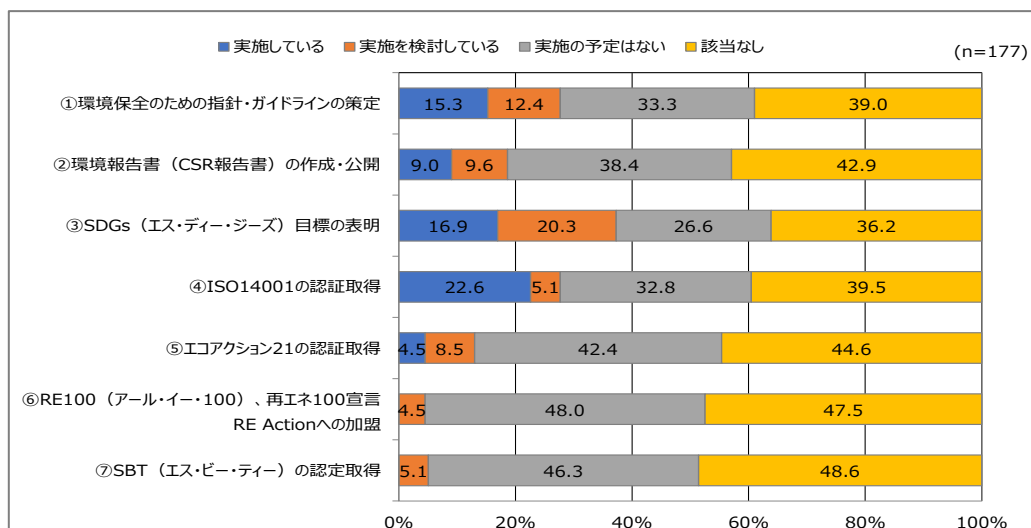


図 3.22 (事業者) 環境認証制度等の取得状況

イ 省エネルギー・再生可能エネルギー設備の利用状況について

ほとんどの項目において 4 割程度の事業者が“導入する予定はない”と回答しています。導入費用の高さがネックになっていると考えられることから、導入費用の補助等の支援が重要であると考えられます。

また、2 割程度の事業者は“わからない”と回答していることから、事業活動における省エネルギー・再生可能エネルギー設備導入の必要性や有用性について理解してもらうための情報発信が必要です。

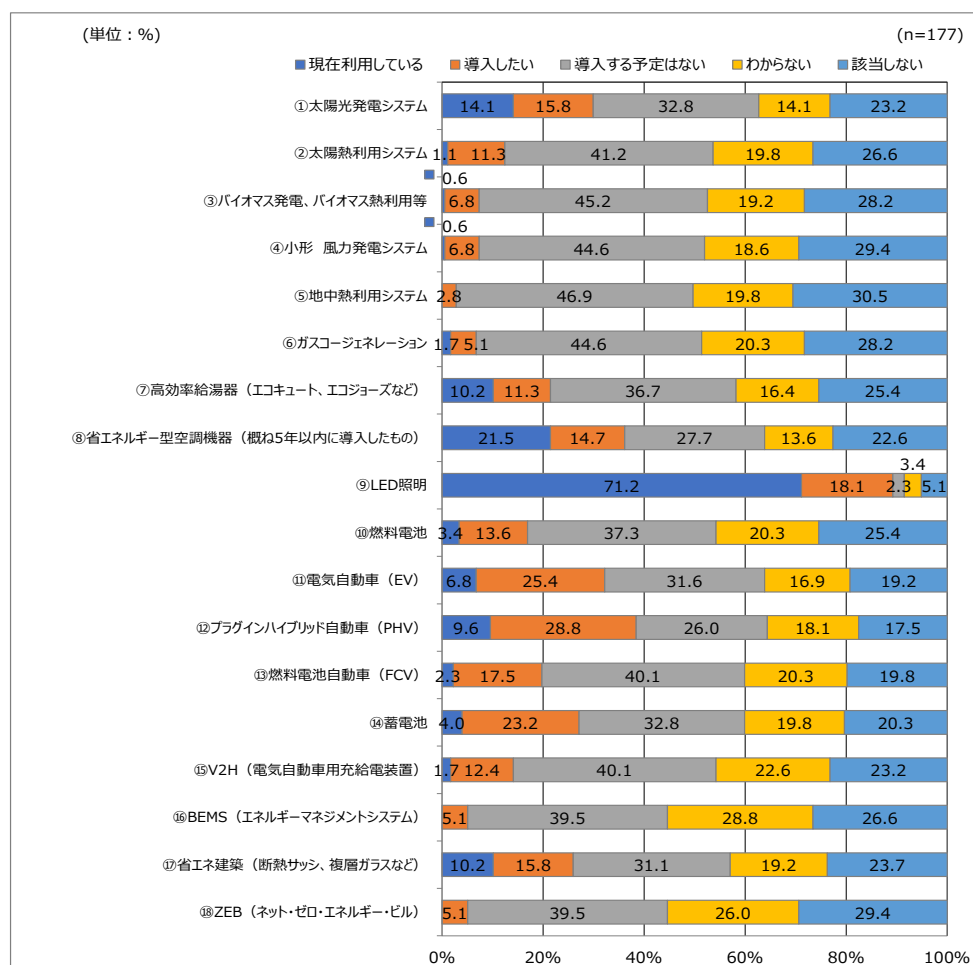


図 3.23 (事業者) 省エネルギー・再生可能エネルギー設備の利用状況について

ウ 太陽光発電設備の新たな導入策（PPA）について

PPA の利用について“わからない”と回答した割合が高く、希望しない理由としてもサービスについての理解不足が挙げられています。そのため、仕組みを正しく理解してもらうための情報発信が必要です。

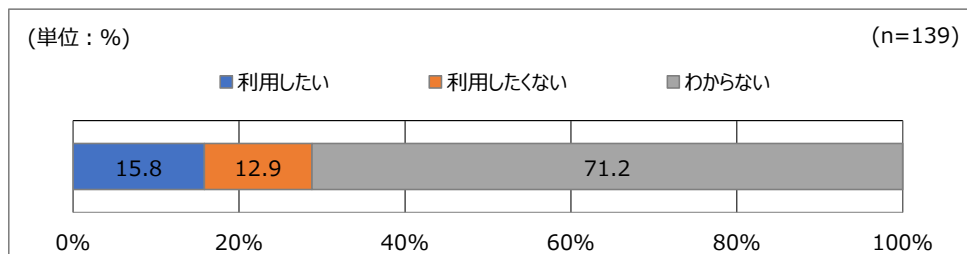


図 3.24 （事業者）「PPA」導入方法を希望するか

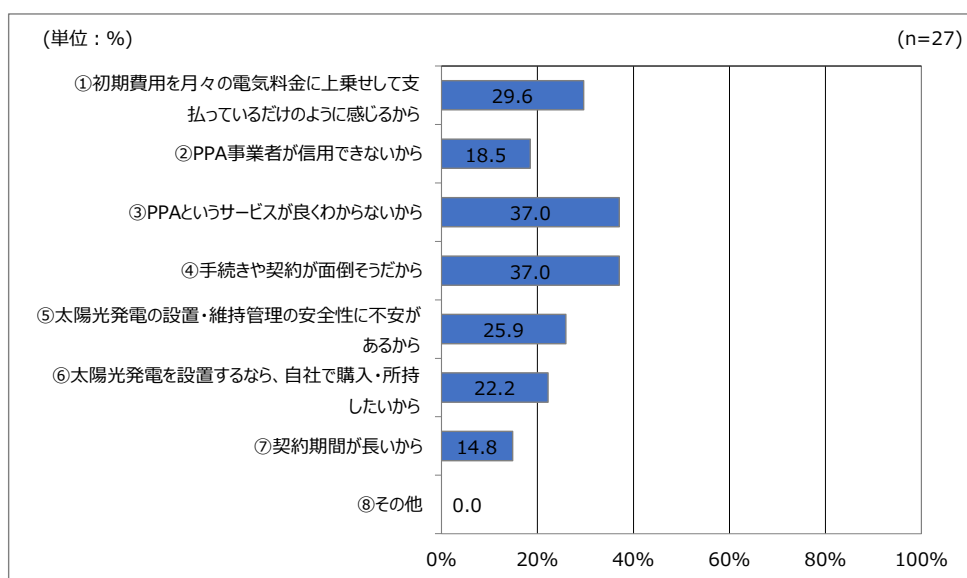


図 3.25 （事業者）「PPA」導入方法を希望しない理由

エ 再生可能エネルギー電気への切り替えについて

市民と同様に、再エネ電気への切り替え意欲は一定程度あるものの、電気料金が上がらないことが切り替え利用する条件として重要な要素になっています。環境価値購入による再エネ電気の利用意欲は高いため、費用面での後押しをする施策が必要です。

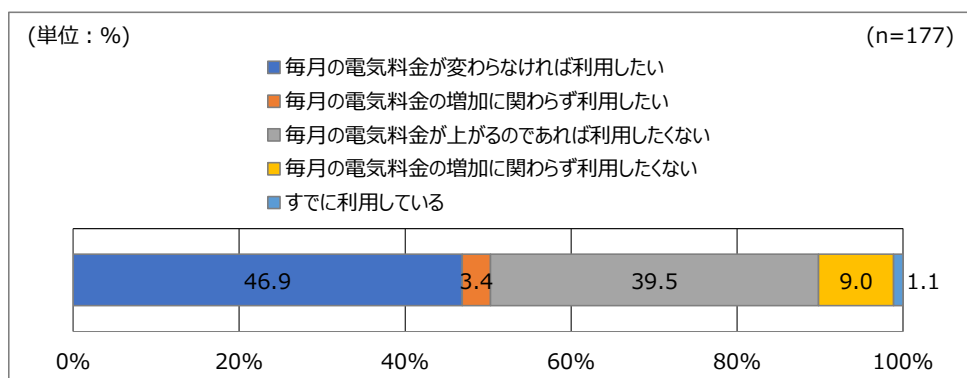


図 3.26 （事業者）再エネ由来電気の購入希望

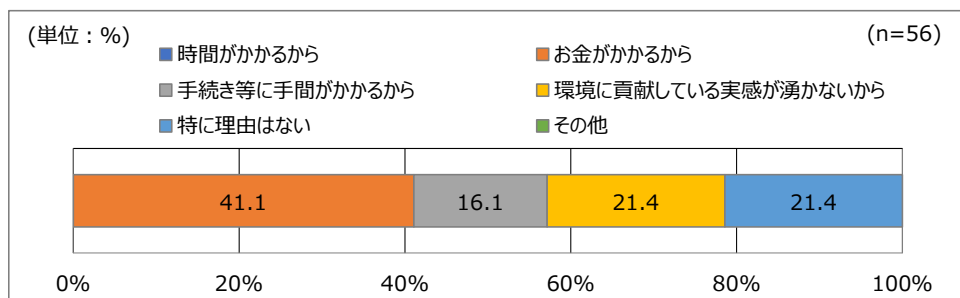


図 3.27 (事業者) 環境価値購入による再エネ電気を利用したくない理由

オ 岡崎市が取り組むべき施策について

電気自動車等のエコカーや再生可能エネルギーの導入への補助金交付が最もニーズが高くなっています。次いで地球温暖化の状況等に関する情報提供や説明会、ガイドブック等も多く求められています。

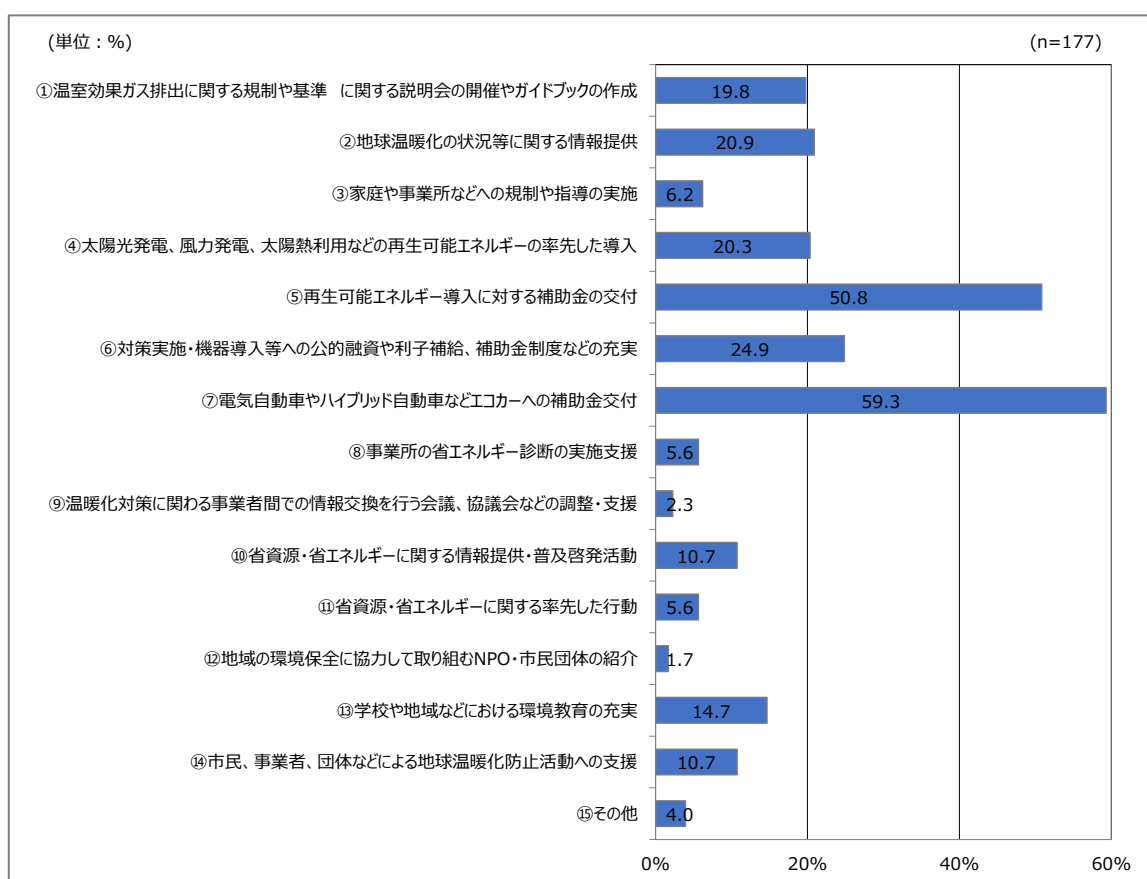


図 3.28 (事業者) 脱炭素化に向けて岡崎市に期待する役割

第4章 計画の方向性

1 地域特性・現状を踏まえた課題の整理

(1) 自然的・社会的・経済的条件

① 自然的条件

ア 東部（山林地域）

市域の東部は山林であり、矢作川水系の支流河川では中小水力発電のポテンシャルがありますが、天然記念物岡崎ゲンジボタル発生の地として保護されている地域があり、中小水力発電等の開発においては留意が必要です。

山地の尾根上は比較的風況が良く、風力発電のポテンシャルがあります。また、市域の約6割を森林が占めており、木質バイオマス発電・熱利用のポテンシャルも期待されます。

イ 西部（市街地、農地）

市域の西部は市街地や農地の平野地形となっており、太陽光発電のポテンシャルが期待されます。

② 社会的条件

ア 人口動態

本市の中長期的な人口動態は増加傾向になることが予測されており、全国が減少傾向にある状況とは真逆の状況にあります。そのため、中長期的に人口の増加が想定される本市では、住宅の省エネ化等の取り組みがより一層必要となります。

表 4.1 人口将来推計

	実績値		推計値	
	(2015 年度)	(2020 年度)	(2030 年度)	(2050 年度)
国	127,095 千人	126,146 千人 (2015 年度比 1%減)	119,125 千人 (2015 年度比 6%減)	98,172 千人 (2015 年度比 20%減)
愛知県	7,483 千人	7,542 千人 (2015 年度比 1%増)	7,538 千人 (2015 年度比 1%増)	7,371 千人 (2015 年度比 1%減)
岡崎市	381,051 人	384,654 人 (2015 年度比 1%増)	394,412 人 (2015 年度比 4%増)	387,743 人 (2015 年度比 2%増)

出典：国）日本の将来推計人口（平成 29 年推計）報告書（国立社会保障・人口問題研究所）

出典：愛知県）第 2 期愛知県人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略（愛知県）

出典：岡崎市）次期総合計画策定支援業務 人口推計報告書（2019 年 3 月）（岡崎市）

イ 自動車

市民の移動手段として乗用車は欠かせないものであり、乗用車の保有台数が多い特徴があります。そのため、次世代自動車の普及や公共交通インフラの利便性向上等の取り組みがより一層必要となります。

ウ 発電・送電

送電系統については、市域の東部には額田開閉所を通る 275kV の基幹送電系統があり、2022（令和 4）年 8 月時点では N-1 制御適用の条件で比較的空容量があります。また、新城市にある新三河変電所においても 2022（令和 4）年 8 月時点で比較的空容量があります。これらの状況から、比較的規模の大きい風力発電でも接続できる見込があります。

市域の北部には東豊田変電所と 77～275kV の基幹送電系統があり、2022（令和 4）年 8 月時点で比較的空容量があるため、水力発電の導入条件は比較的良好と考えられます。

市域の西部には岡崎変電所と八帖変電所を中心とした 77kV の送電系統があり、2022（令和 4）年 8 月時点では八帖変電所で比較的空容量があります。これらの状況から、比較的規模の大きいバイオマス発電や太陽光発電は、八帖変電所から東豊田変電所にかけてのエリアにおいて導入条件は比較的良好と考えられます。

③ 経済的条件

ア 工業

本市では、東名高速道路と新東名高速道路が縦貫し、高速道路 IC を起点に工業団地が立地しており、ものづくり産業の集積地となっています。そのため、個々の事業者の省エネ等の取り組みに加え、集積地の特性を活かした業種間の連携やエネルギーの融通といった取り組みが重要であると考えられます。

イ 商業

本市では産業構造に占める卸売・小売業の割合が製造業に次いで多く、特に総合スーパーや家電量販店等の大型店が比較的多い特徴があります。そのため、個々の店舗の省エネ等の取り組みが重要であると考えられます。

また、中心市街地である東岡崎駅周辺では、中心市街地活性化とコンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けた取り組みが進められており、これらの取組と組み合わせた再生可能エネルギーの導入やエネルギーの効率的利用等が重要であると考えられます。

ウ 物流

本市は、東名高速道路や新東名高速道路、東海環状自動車道が通る広域交通の要所となっており、工業や商業が盛んな本市の特性を踏まえると、物流効率化といった取り組みが重要であると考えられます。

エ 農林業

本市の農業は、比較的温暖な気候と矢作川及び乙川水系の豊富な水と肥沃な大地に恵まれ、平坦部では水稻・麦・大豆を主体とした土地利用型農業を中心に、いちご・なす・花き等の施設園芸が盛んに行われ、都市近郊型農業地帯として発展してきました。丘陵地ではぶどう・柿等の果樹栽培、酪農・養豚・養鶏等の畜産業も行なわれています。

一方で、農業従事者は減少と高齢化が進みつつあり、農業経営の安定化が求められています。そのため、農作業の効率化やスマート農業の推進といった持続可能な農業経営のための取組が重要であると考えられます。

(2) 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

再生可能エネルギーの賦存量は地中熱利用が最も多いものの、導入ポテンシャル量は太陽光発電が最も多くなっており、次いで地中熱、バイオマス発電となっています。現状で既に導入されている量は全て太陽光発電・中小水力発電・太陽熱利用で合計 468TJ と導入ポテンシャル量の 6%程度にとどまり、今後さらなる導入の余地があります。

(3) エネルギー消費量との兼ね合い

本市では産業部門のエネルギー消費量が比較的多いですが、高温となる工業炉等に適した再生可能エネルギーの導入に際しては、電化だけでなく水素や合成ガス等の新燃料への転換も選択肢として重要です。また、業種間の連携や工業団地内でのエネルギーの融通といった取り組みが重要であると考えられます。

2 計画改定の方針

(1) ゼロカーボンシティを見据えた目標値の設定

今回の改定では、新たな国の温室効果ガス排出量の削減目標や岡崎市のゼロカーボンシティ宣言等を踏まえ、2030 年度の削減目標については本市においても削減目標を高く掲げるように見直しました。2050 年の削減目標については、本市が 2020（令和 2）年 2 月 27 日に 2050 年ゼロカーボンシティを表明した通り、温室効果ガス排出量実質ゼロを目指します。

(2) ゼロカーボンシティ実現に向けた施策の強化

地域課題や地域特性を踏まえ、2050 年ゼロカーボンシティを実現するための施策を「重点プロジェクト」として設定し、より地球温暖化対策を推進します。

(3) 施策体系の見直し

現行計画の施策を環境指標に基づき評価した結果や、市の現況、重点プロジェクト等を踏まえて見直しました。また、施策体系を「へらす」「つくる」「ためる」の 3 つのアプローチにより、将来像の実現を目指すものとして見直しました。

(4) 再生可能エネルギー導入目標の設定

国の地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）において、都道府県及び市町村も再生可能エネルギー利用促進等の施策の実施に係る目標を設定するよう努めるようにと記載されています。

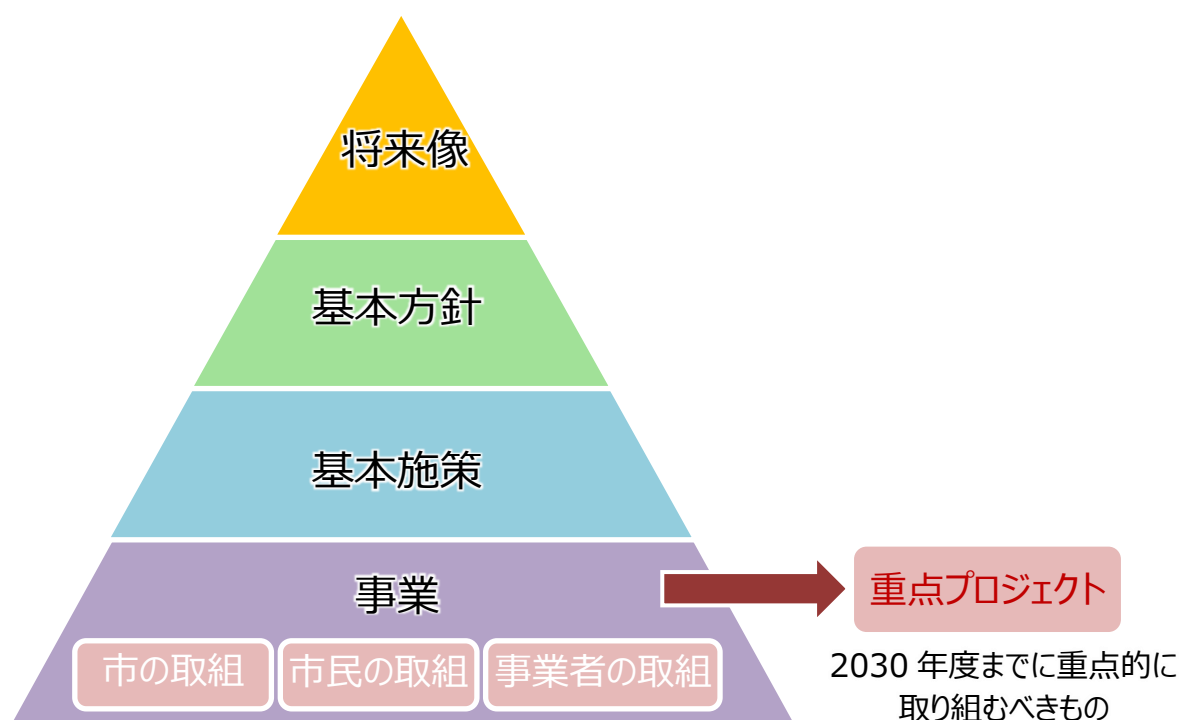
岡崎市においても再生可能エネルギーを地域資源と捉えて、再生可能エネルギー導入促進のため目標を設定します。

3 計画の基本構成

本計画の基本構成は下図のとおりです。

本計画では、本市が目指す将来像として「へらす・つくる・ためる（家計、会計、社会、環境にもやさしい）脱炭素」を掲げ、これを実現するための 6 つの基本方針を設定します。そして、その基本方針に紐づく基本施策を設定し、基本施策に基づく事業を示します。

事業の中でも、環境面だけでなく経済面・社会面においても相乗的・副次的な効果が期待されるものを、計画のリード役となる主要な事業として、2030 年度までに重点的に取り組むべき「重点プロジェクト」として掲げています。

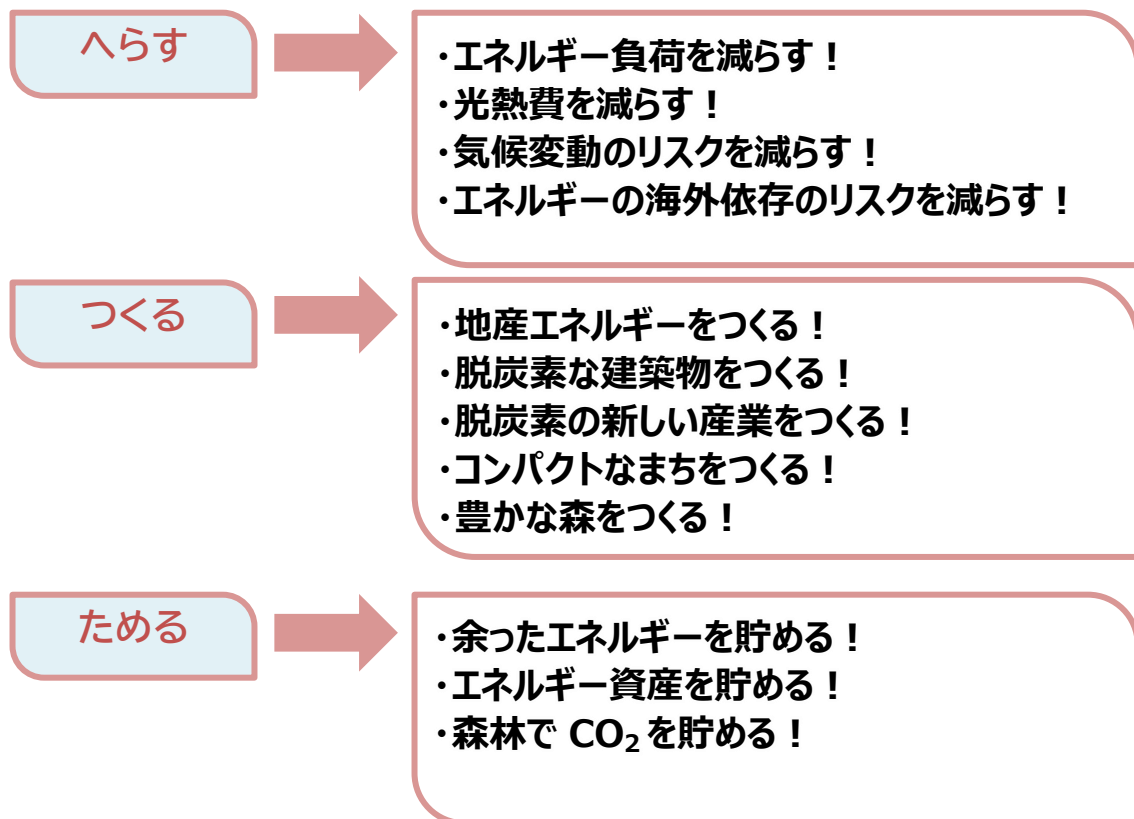


第5章 本計画の目標

1 岡崎市が目指す将来像

本市は、暮らし・産業・自然が織り交ざった地域特性をしており、それぞれの特性との共存を図りながらゼロカーボンシティの実現を目指していく必要があります。

そのため、家計・会計、社会、環境に共通して通ずる「へらす」「つくる」「ためる」の 3 つのアプローチにより、将来像の実現を目指すものとします。



へらす・つくる・ためる(家計、会計、社会、環境にもやさしい)脱炭素

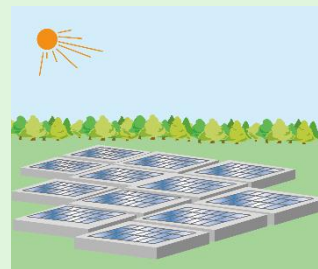
水素ステーション
(CO₂を排出しない)



水素サプライチェーン



燃料電池トラック・燃料電池
フォークリフト



ソーラーシェアリング

次世代自動車

コンパクトシティ

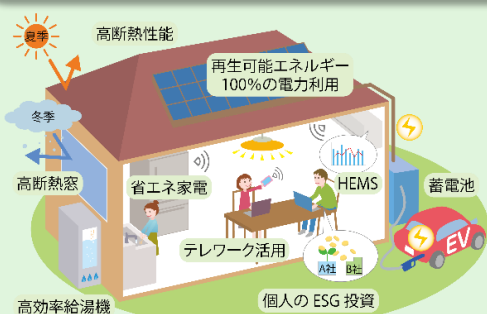
ZEB・ZEH

再生可能エネルギー

公共交通

環境学習

再生可能エネルギーの主力電源化



先端技術を活用した環境保全型の
農林業



図 5.1 将来像イメージ



図 5.2 将来像イメージの各要素の姿

2 2030 年温室効果ガス削減目標の考え方

(1) 2030 年削減目標の設定方法

2030 年の中期目標については、2050 年排出量実質ゼロを見据えつつ、挑戦的な目標値として、以下の方法で設定しました。

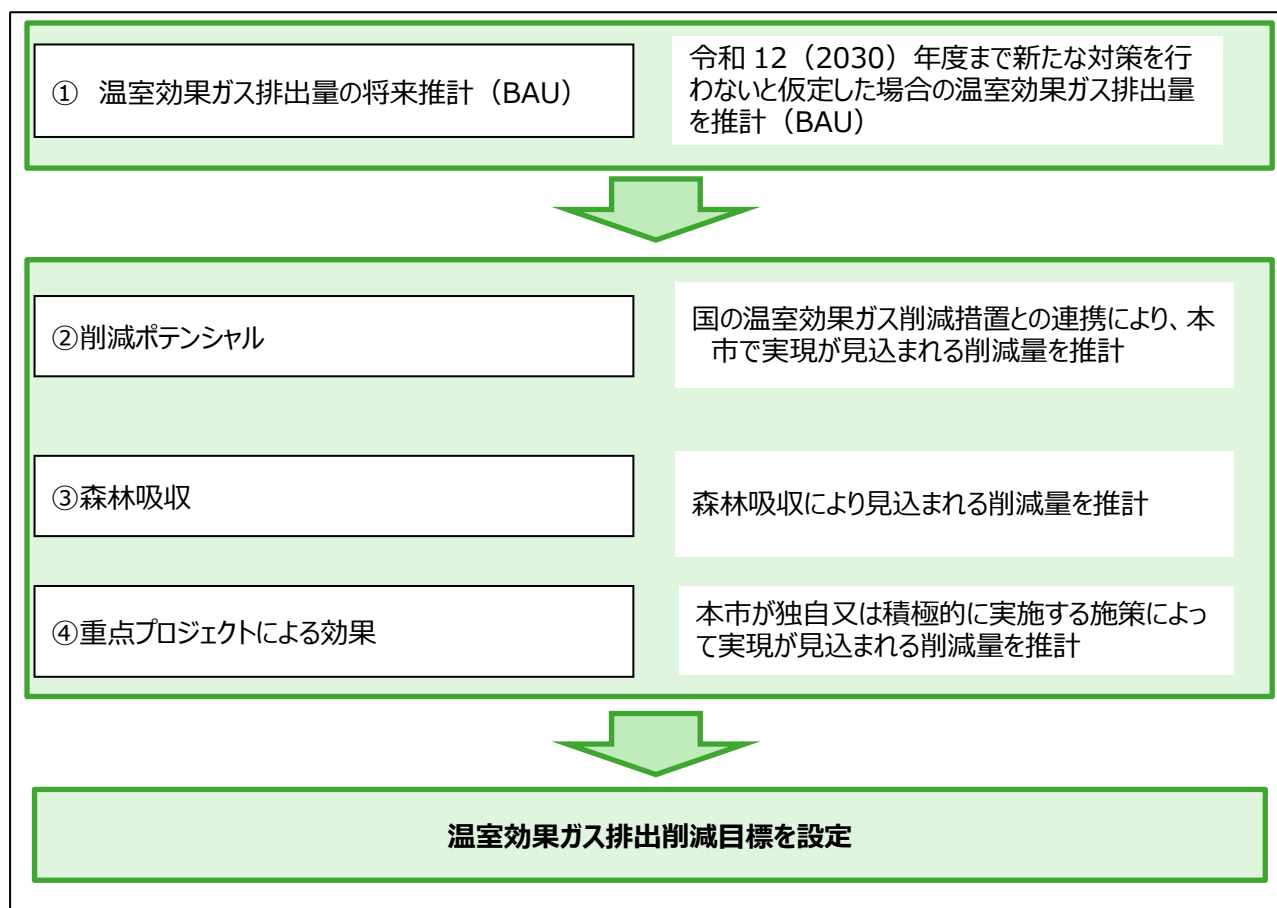


図 5.3 削減目標の設定方法

3 温室効果ガス排出量の将来推計

(1) 温室効果ガス排出量の将来推計（BAU ケース）

活動量の将来推計に基づく温室効果ガス排出量の将来推計（BAU）は、2025（令和 7）年度は 2,686（t-CO₂）、2030（令和 12）年度は 2,771（t-CO₂）、2050（令和 32）年度は 2,876（t-CO₂）と推計しました。

2025（令和 7）年、2030（令和 12）年度まで増加傾向にあり、それ以降は 2050（令和 32）年度はほぼ横這いで推移すると推計しています。

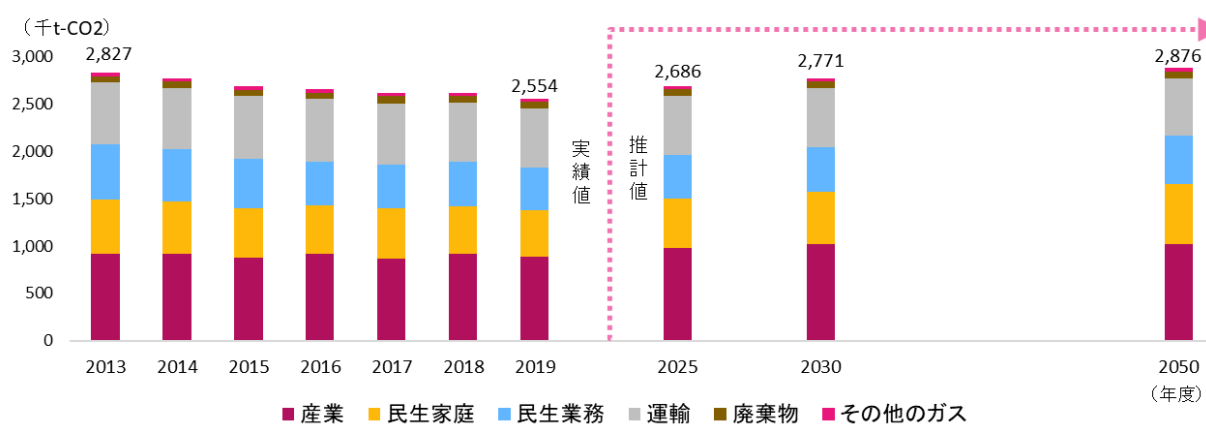


図 5.4 温室効果ガス排出量の将来推計結果（BAU）

表 5.1 温室効果ガス排出量の部門別の将来推計結果（BAU）

ガス種別・部門別		GHG 排出量 (t-CO ₂)		将来推計値 (t-CO ₂)	将来推計値 (t-CO ₂)		将来推計値 (t-CO ₂)	
		H25 (2013)	R1 (2019)	R7 (2025)	R12 (2030)	H25 (2013) 比	R32 (2050)	H25 (2013) 比
炭素酸化	産業	914	886	976	1,025	12%	1,025	12%
	業務	577	494	523	544	-6%	633	10%
	家庭	581	448	462	474	-18%	503	-13%
	運輸	659	626	625	626	-5%	610	-7%
	小計	2,730	2,454	2,586	2,669	-2%	2,771	2%
非工ネ起源二酸化炭素		62	67	67	69	11%	71	15%
その他ガス		35	33	33	33	-6%	33	-6%
合計		2,827	2,554	2,686	2,771	-2%	2,876	2%

(2) 温室効果ガス排出量（対策パターン）の将来推計結果

温室効果ガス排出量（対策パターン）の将来推計は BAU シナリオの温室効果ガス排出量から、省エネ技術普及、省エネ行動、電力排出係数低減等による温室効果ガス排出削減効果量を考慮して推計しました。

中期（2030（令和 12）年度）の温室効果ガス排出量（対策パターン）は全体で 1,467 千 t-CO₂ で、基準年度（2013（平成 25）年度）比で約 48%の削減と推計しました。

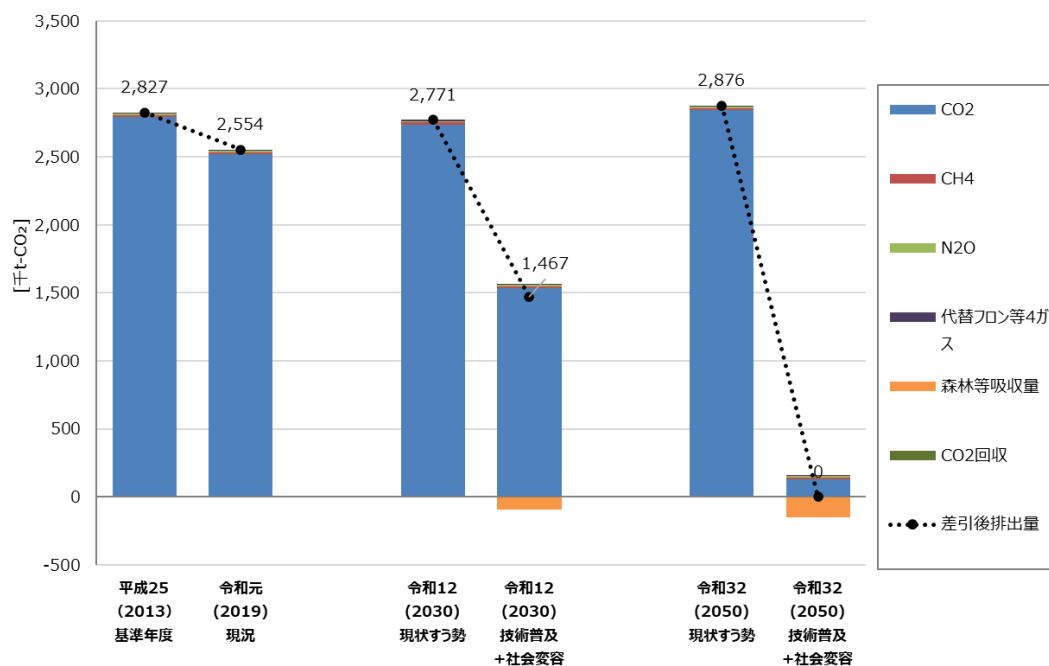
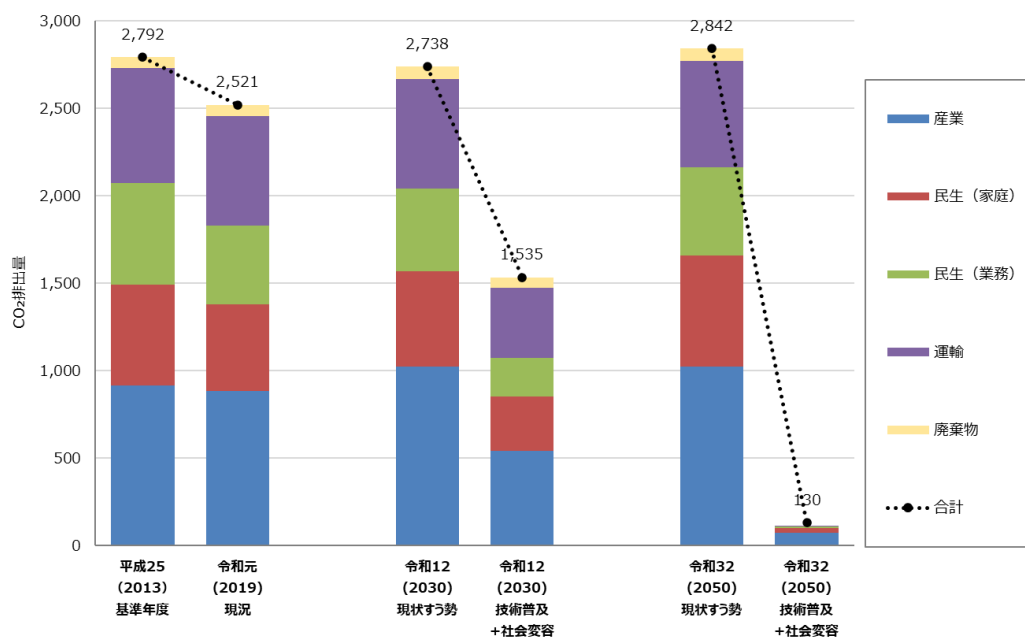


図 5.5 温室効果ガス排出量（対策パターン）の将来推計結果（全排出量）



※森林吸収量等は加味していない。

図 5.6 温室効果ガス排出量（対策パターン）の将来推計結果（部門別の CO₂ 排出量）

表 5.2 2030 年度温室効果ガス排出量の削減効果

部門		対策分類	削減効果量（千 t-CO ₂ ）		
				国・県と連携した取組	市の追加取組
エネルギー起源 CO ₂	産業	省エネ技術・設備の導入	210.4	191.0	19.4
		エネルギー管理の徹底	20.2	18.4	1.9
		その他対策（業種間連携推進、PPA 推進等）	90.2	3.0	87.2
		電力排出係数の改善	178.6	178.6	－
		合計	499.5	390.9	108.5
	家庭	住宅の省エネ化	28.0	23.7	4.3
		省エネ機器の導入	40.0	33.8	6.2
		省エネ行動の促進	0.7	0.6	0.1
		その他対策（PPA 推進等）	37.6	0.0	37.6
		電力排出係数の改善	124.0	124.0	－
		合計	230.2	182.1	48.2
	業務	建築物の省エネ化	37.5	33.8	3.7
		省エネ機器の導入	45.3	40.8	4.5
		省エネ行動の促進	0.1	0.1	0.0
		その他対策（PPA 推進等）	53.5	4.9	48.7
		電力排出係数の改善	120.8	120.8	－
		合計	257.4	200.4	57.0
	運輸	次世代自動車の普及、燃費改善	174.2	82.3	12.0
		道路交通流対策等の推進	11.7	10.9	0.8
		自動車運送事業等の低炭素化	1.4	1.3	0.1
		公共交通機関の利用促進	2.7	2.5	0.2
		鉄道分野の省エネ化	3.3	3.1	0.2
		その他運送事業等の低炭素化	21.0	19.6	1.4
		自動車利用の低炭素化	16.4	15.3	1.1
		合計	235.8	220.0	15.9
非エネルギー起源 CO ₂	廃棄物	バイオマスプラスチック類の普及	7.1	7.1	－
		廃棄物焼却量の削減	4.0	1.5	2.5
		合計	11.1	8.7	2.5
その他ガス	CH ₄ ・N ₂ O	農地土壌対策	1.5	1.5	－
		廃棄物最終処分場対策	0.9	0.9	－
		合計	2.4	2.4	－
	代替フロン等	ノンフロン・低 GWP 化、漏えい防止、回収	4.2	4.2	－
森林吸収量等		合計	4.2	4.2	－
	森林吸収源対策	森林吸収源対策	35.2	35.2	32.0
		都市緑化の推進	1.0	1.0	1.0
		カーボンクレジット等の推進	43.2	43.2	43.2
		合計	79.5	79.5	76.3
総計			1,330.8	1,095.6	235.2

4 温室効果ガスの削減目標（中期目標）

温室効果ガス削減目標は、温室効果ガス排出量（対策パターン）の将来推計による排出量をベースに、重点プロジェクトによる排出量の削減効果を考慮し、削減目標を設定しました。

中期目標の2030年度は2013年度比50%減の1,414 千 t-CO₂を目標とします。

民生家庭部門における世帯あたり削減量は、50%減の2.1 t-CO₂/世帯を目標とします。

民生業務部門における延床面積あたり削減量は、50%減の0.1 t-CO₂/m²を目標とします。

2030 年度 温室効果ガス排出量削減目標 2013 年度比 **50%**

2030 年度 家庭部門 世帯あたり排出量 **2.1 t-CO₂/世帯**
(2013 年度 家庭部門 世帯あたり排出量 4.1 t-CO₂/世帯)

2030 年度 業務部門 延床面積あたり排出量 **0.1 t-CO₂/m²**
(2013 年度 業務部門 延床面積あたり排出量 0.2 t-CO₂/m²)

表 5.3 2030 年度温室効果ガス排出量削減目標の部門別内訳

ガス種別・部門別		GHG 排出量 (t-CO ₂)		将来推計値 (t-CO ₂)	
		H25 (2013)	R1 (2019)	R12 (2030)	H25 (2013) 比
炭素 二酸化	産業	914	886	521	-43%
	業務	577	494	298	-48%
	家庭	581	448	210	-64%
	運輸	659	626	388	-41%
	小計	2,730	2,454	1,417	-48%
非エネ起源二酸化炭素		62	67	57	-8%
その他ガス		35	33	26	-27%
森林吸収量等		—	—	85	—
合計		2,827	2,554	1,414	-50%

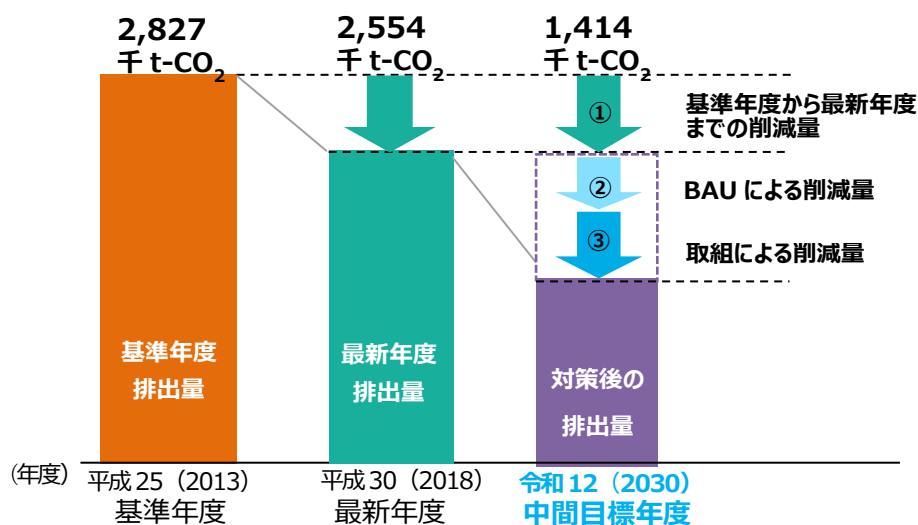


図 5.7 2030 年度温室効果ガス排出量削減目標

5 温室効果ガス削減の将来目標（長期目標）

長期目標の 2050 年度は温室効果ガス排出量実質ゼロ（ゼロカーボン）を目標とします。

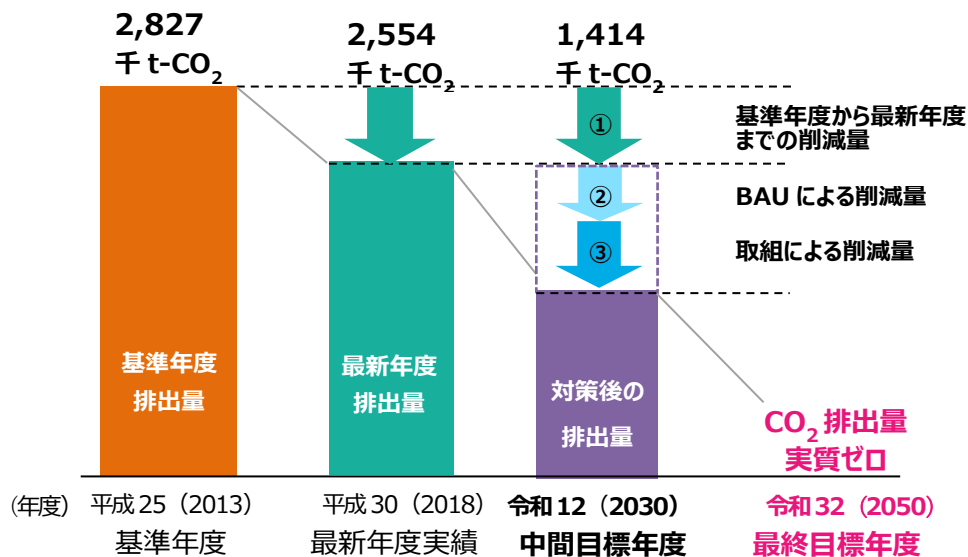


図 5.8 2050 年度温室効果ガス排出量削減目標

6 再生可能エネルギー等の導入目標

(1) 再生可能エネルギー導入目標の設定方法

固定価格買取制度において認定されている再生可能エネルギー設備のうち未稼働（計画中）のものに、国の「第6次エネルギー基本計画」の基礎資料となっている「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」での稼働割合の想定を乗じて推計しました。

表 5.4 FIT 認定設備のうち未稼働のものの稼働割合の想定

再生可能エネルギーの種類	稼働割合の想定
太陽光発電	2018（平成30）年に未稼働措置の実施により容量ベースで約75%の案件について運転開始が見込まれる結果であることを踏まえ、未稼働案件の 75% が稼働する前提。
陸上風力発電	2013（平成25）・2014（平成26）年度に開始した案件のうち、方法書手続開始以降に、FIT認定を受けることができることを踏まえると約51～70%程度の案件が稼働すると考えられ、業界団体ヒアリングでも既認定アセス案件の約68%が稼働すると想定しており、約 70% が稼働すると想定。
洋上風力発電	既認定未稼働案件が全て2030（令和12）年には導入される想定。
地熱発電	地熱発電は、事業化判断前に長期間にわたり、地元との協議、地表調査や持続的な発電可能性を評価するための探査が行われる。このため、事業化判断がなされた案件は、ほぼ確実に事業化する傾向にある。このため、既認定未稼働案件については、 100% が2030（令和12）年までに導入される前提。
水力発電	FIT認定がなされた案件は確実に事業化する傾向にあり、 全て 稼働する見込み。
バイオマス発電	木質系については、業界ヒアリングにおいて、2016（平成28）・2017（平成29）年にFIT認定量が急増した経緯等を踏まえると、約4割が運転開始見込みとの分析があった。この分析を踏まえ、既認定未稼働案件について、 木質系については約4割、その他バイオマスについては100% が稼働する前提。

出典：「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」（資源エネルギー庁）を基に作成

(2) 再生可能エネルギー導入目標

本市における再生可能エネルギーの導入目標を、発電設備の出力ベースで以下のとおり設定しました。

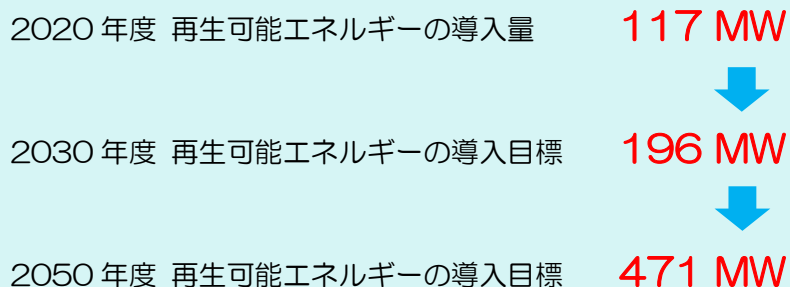


表 5.5 本市における再生可能エネルギーの導入目標（発電設備の出力）

(単位：kW)

種類	区分	導入量	導入目標		
			短期 2025	中期 2030	長期 2050
太陽光発電	住宅用	47,634	49,217	58,622	126,997
	事業所用	64,342	67,615	80,144	173,621
	公共施設用	555	946	6,017	13,036
	未利用地		37	1,691	3,662
	農地		23,509	42,351	91,748
		112,531	123,075	188,825	409,064
陸上風力発電	大規模（20kW以上）	0	0	0	46,752
	小規模（20kW未満）	0	40	40	40
		0	40	40	46,792
地熱発電	大規模（10MW以上）	0	0	0	0
	中規模（1-10MW）	0	0	0	0
	小規模（1MW未満）	0	0	0	0
		0	0	0	0
水力発電	中小水力	130	130	272	2,184
	大水力	0	0	0	0
	揚水力	0	0	0	0
		130	130	272	2,184
バイオマス発電	木質	0	0	2,321	8,219
	食品残渣	0	0	0	52
	生ごみ	0	0	0	50
	畜産糞尿	0	0	0	198
	し尿・浄化槽汚泥	0	0	0	90
	一般廃棄物	4,317	4,317	4,317	4,317
		4,317	4,317	6,639	12,928
合計		116,978	127,562	195,775	470,968

第6章 地球温暖化対策に係る施策・取組

1 計画の基本方針

本計画では目標を達成するための指針として、本市の現状や計画の策定の際に実施したアンケート調査結果等を踏まえ、6つの基本方針を設定します。

基本方針1 再生可能エネルギーで暮らすまち

- 市域の再生可能エネルギーを可能な限り普及拡大し、暮らしに必要なエネルギーをできるだけ再生可能エネルギーで賄いながら暮らしていけるまちを目指します。

基本方針2 ゼロカーボンアクションが浸透したまち

- 市民・事業者等が日々の活動において、脱炭素につながるゼロカーボンアクションを実践していくまちを目指します。

基本方針3 エコな暮らしをしてしまうまち

- 市民にとって当たり前の暮らしが、そのまま脱炭素につながるまちを目指します。

基本方針4 豊かな自然の恵みがもたらされるまち

- 市内にある豊富な森林資源を利用しつつ、CO₂吸収にも活用していくまちを目指します。

基本方針5 気候変動に適応した安全なまち

- 将来懸念されている気候変動による災害や健康被害等を軽減した安全なまちを目指します。

基本方針6 多様な連携により脱炭素化を加速するまち

- 市民・事業者・行政等の様々な主体の連携により、脱炭素の加速化を目指します。

2 施策の体系

温室効果ガス排出量の抑制・削減に向けた施策体系を示します。

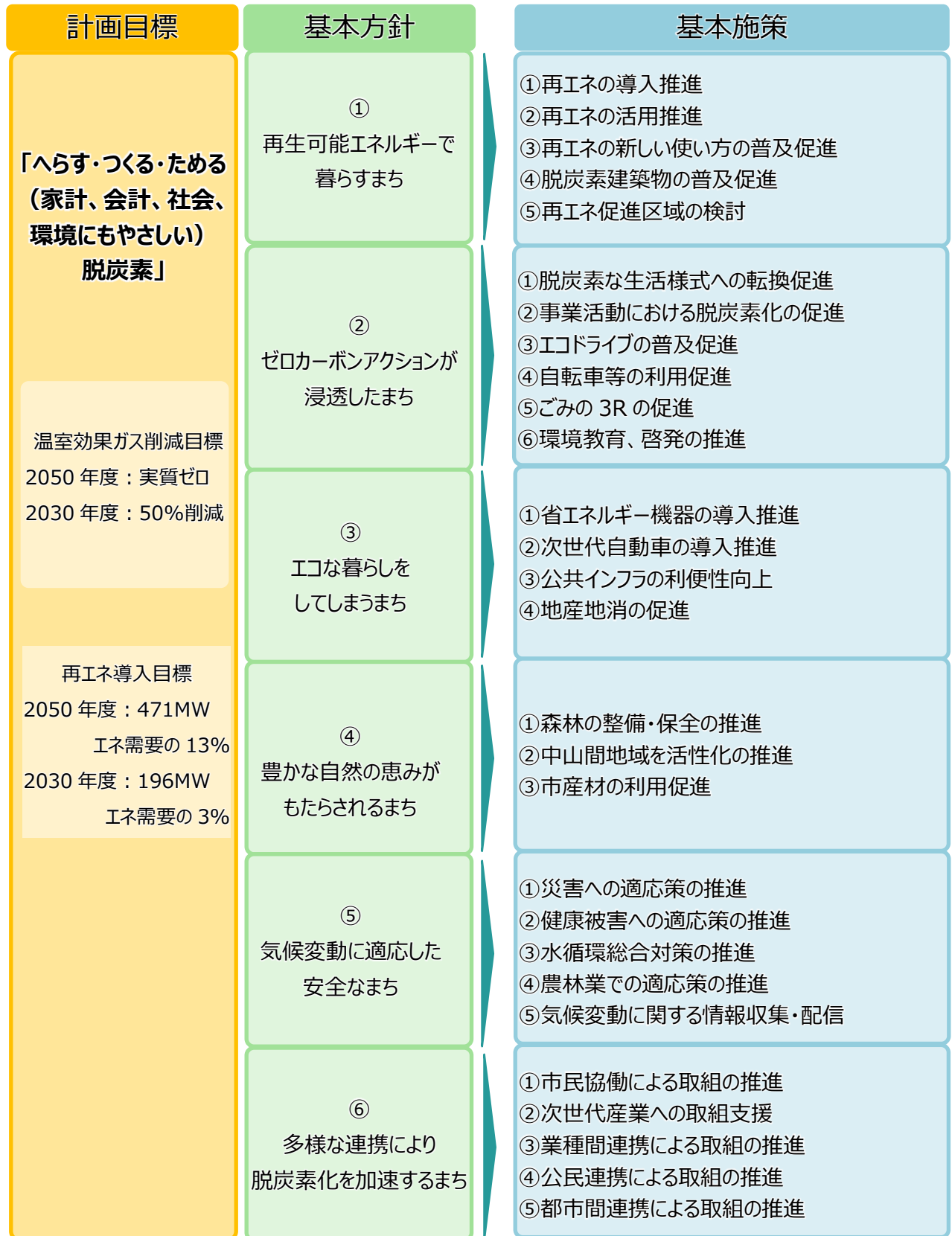


図 6.1 施策体系図

また、本計画に基づく施策により、次に示す 11 の目標達成に貢献します。

関連する SDGs の目標	目標達成に貢献する施策
 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	3-4 地産地消の推進 5-4 農林業での適応策の推進
 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	5-2 健康被害への適応策の推進
 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。	2-6 環境教育・啓発の促進 6-1 市民協働による取組の推進
 安全な水とトイレを世界中に すべての人の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	5-1 災害への適応策の推進 5-3 水資源対策の推進
 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。	1-1 再エネの導入推進 1-2 再エネの活用促進 1-3 再エネの新しい使い方の促進 1-4 脱炭素建築物の普及促進 1-5 再エネの促進区域の検討
 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	6-2 次世代産業への取組支援 6-3 業種間連携による取組の推進
 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間住居を実現する。	2-1 脱炭素な生活様式への転換促進 2-2 事業活動における脱炭素化の促進 2-3 エコドライブの普及促進 2-4 自転車等の利用促進 3-3 公共インフラの利便性向上
 つくる責任 使う責任 持続可能な生産消費形態を確保する。	3-1 省エネルギー機器の導入促進 3-2 次世代自動車の導入促進 2-5 ごみの 3R の促進 3-4 地産地消の推進 6-2 次世代産業への取組支援
 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。	5-1 災害への適応策の推進 5-2 健康被害への適応策の推進 5-3 水資源対策の推進 5-4 農林業での適応策の推進 5-5 気候変動に関する情報収集・配信
 陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。	4-1 森林の保全・整備の推進 4-2 林業の 6 次産業化の推進 4-3 市産材の利用促進
 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。	6-4 公民連携による取組 6-5 都市間連携による取組

3 施策の展開

1 再生可能エネルギーで暮らすまち

市域の再生可能エネルギーを可能な限り普及拡大し、暮らしに必要なエネルギーをできるだけ再生可能エネルギーで賄いながら暮らしていけるまちを実現するため、以下の成果指標を踏まえながら、取り組みを進めます。

■成果指標

指標	基準値 (年度)	目標値 (目標年度)	達成に寄与する取組
市内の再生可能エネルギー導入量（累計）	117 MW (2020 年度)	196 MW (2030 年度) 約 68%増加	1-1(1)(2)(3)(4)(5) 1-2(1)(2)(3) 1-3(2) 1-4(1)(2)(4)(5)(6)(7) (8)(9)
省エネ支援事業の登録企業数（累計）	—	700 件 (2030 年度) 100 件/年累計	1-4(5)

1-1 再エネの導入推進

(1) PPA 等による再生可能エネルギーの導入・利用の推進

市内の再生可能エネルギーのさらなる普及・導入のため、PPA（パワーパurchaseアグリーメント）等の新たな再生可能エネルギー導入の仕組みを創出します。

再生可能エネルギーに関する情報発信や支援制度等を通じて、太陽光、太陽熱、地中熱、バイオマス等の多様な再生可能エネルギーの導入を促進します。

さらにバイオマス資源を活用した再生可能エネルギーの創出にも取り組みます。

(2) 太陽光発電の新技术の導入・利用の推進

路面や壁面等に設置可能な薄膜太陽電池や舗装型太陽光発電等の太陽光発電の新技术の導入・利用を推進します。

(3) 太陽光発電の導入促進

太陽光発電の住宅等への導入について補助等の支援をします。

(4) バイオマスエネルギーの導入促進

木質バイオマスや廃棄物系バイオマス等の発電の事業化について支援・検討をします。

また、公共施設や住宅等への木質チップ・ペレットのストーブの導入を推進します。

(5) 未利用エネルギーの導入促進

太陽熱、地中熱等の未利用エネルギーの活用を推進します。

PPAとは Power Purchase Agreement の略称で、発電事業者が太陽光発電システム等を設置し、その発電された電気を建物所有者に販売する電力購入契約のことです。

PPA とは Power Purchase Agreement の略称で、発電事業者が太陽光発電システム等を設置し、その発電された電気を建物所有者に販売する電力購入契約のことです。

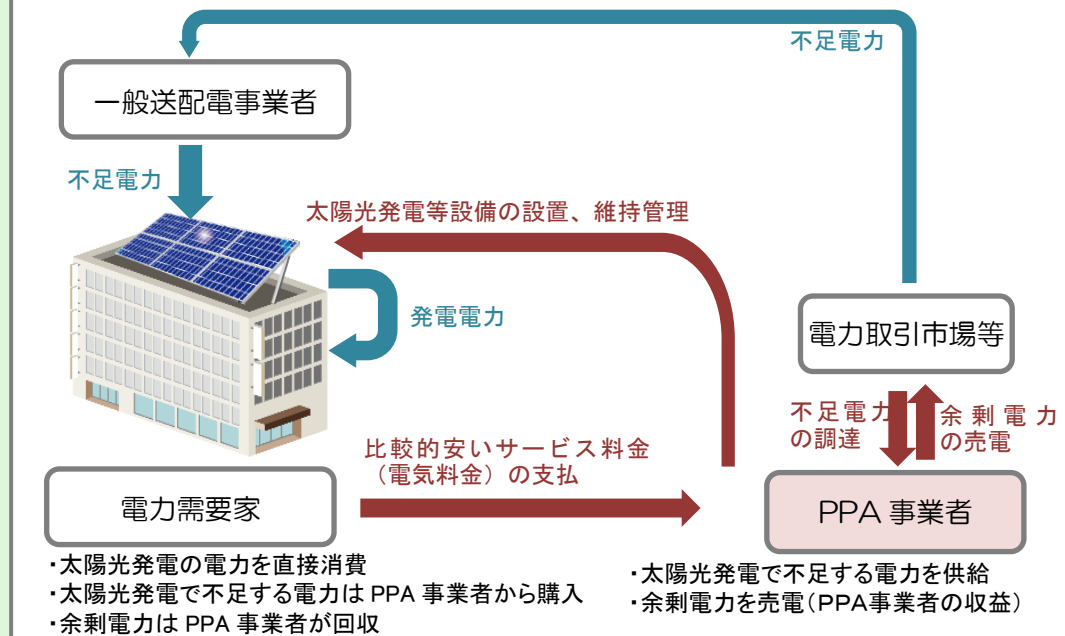


図 6.2 PPA のイメージ図

1-2 再エネの活用促進

(1) 蓄電池の利活用の推進

固定価格買取制度の買取期間が満了した住宅用太陽光発電の自家消費による、再生可能エネルギーの効率的な利用を促進するため、非常用電源としても活用できる蓄電池（EV も含む）の普及促進に取り組みます。

また、既存の成熟した技術だけではなく、実証検討が進められている岩石蓄熱発電等の新たな蓄電技術の導入検討を進めます。

(2) 地域新電力による地域産再生可能エネルギーの電気の活用推進

地域新電力について正しく理解し、再生可能エネルギーを利用した環境にやさしい電力の選択を促すよう普及啓発を図ります。

(3) エネルギーマネジメントシステムの導入の推進

住宅や事務所ビル等のエネルギー需給を管理するための蓄電池やエネルギーマネジメントシステム（HEMS、BEMS）等の導入を推進します。

また、市内の太陽光発電設備や蓄電池等の分散型エネルギーを、IoT を活用した高度なエネルギーマネジメント技術で束ねて遠隔・統合制御し電力の需給バランス調整に活用する VPP（バーチャルパワープラント：仮想発電所）の構築も検討します。

1-3 再エネの新しい使い方の促進

(1) 水素の利活用の推進

水素への変換が、時に余剰となる再エネの活用する手段として検討されており、水素エネルギーの特性や基礎知識等を市内需要家が学ぶ機会を提供し、水素需要の拡大を推進します。

(2) 電動モビリティでの再エネ電源活用

電動モビリティの充電設備に再エネ電源を活用する仕組みを普及促進します。

1-4 脱炭素建築物の普及促進

(1) 住宅の脱炭素化支援

補助制度の活用等を通じて、住宅への地球温暖化対策設備の導入を促進します。

住宅の高断熱化・ZEB 化等の省エネ改修工事を実施した既存住宅については、固定資産税の減額等のインセンティブを付与します。

また、省エネ診断・省エネ改修を請け負う市内の工務店や設計事務所等に対して、指導や認定制度育成等の支援をします。

(2) 新築住宅における脱炭素設備等の一体的導入の推進

新築住宅について、太陽光発電設備、蓄電池、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、高性能外皮等の脱炭素設備等を一体的に導入する ZEH や LCCM 住宅を推進します。

(3) SBT 等の認定支援

SBT（Science Based Targets）は、パリ協定が求める水準と整合した、5～15 年先を目標年として企業が設定する温室効果ガス排出削減目標を認定する国際的枠組のことです。企業が高い温室効果ガス排出削減目標を掲げ、その認定を受けることで、投資家等への脱炭素経営の見える化を通じ、企業価値向上につながる効果が期待できます。SBT 認定は大企業を中心に取得が進んでいますが、中小企業に対しては認定取得の要件が緩和されており、中小企業における SBT 認定の取得を支援します。

(4) 脱炭素経営目標設定のフォロー

中小企業における中長期の排出削減計画策定のため、中小企業が脱炭素経営に取り組むメリットを紹介するとともに、省エネや再エネ活用等の排出削減に向けた計画策定の検討を支援します。

(5) 事業者向け省エネ改修支援

工場や事業所、店舗等に対する省エネ診断等の情報提供を通じて、個々の事業者の省エネ診断等を促し、建築物の省エネ改修や屋外照明等の事業所設備の省エネを促進します。

また、市が中小企業を対象としたモデル省エネ診断を実施し、積極的な情報提供を行います。

(6) 建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）の導入促進

建築物の環境性能を定量的に評価する「建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）」を活用し、公共施設において率先して取り組むとともに、民間建築物への普及促進を図ります。

(7) 施設緑化の取組促進

補助金制度を通じて、民有地や民間建物への屋上緑化・壁面緑化等の取組を促進します。

また、公共施設の新築・改修等に際しては、公共施設の長寿命化や機能性等を鑑みながら、屋上緑化や壁面緑化の導入を検討します。

(8) 公共施設への太陽光発電設備導入

平時の脱炭素化と災害時のエネルギーセキュリティを確保するため、災害時に避難所となる小・中学校や公民館を中心とした公共施設に、太陽光発電設備、省エネルギー・高効率機器、蓄電設備等の総合的な導入を推進します。また、PPA（パワーパurchaseアグリーメント）等の新しい手法による再生可能エネルギーの導入や V2X（自動車からの外部給電）の活用、公共施設に設置された太陽光発電設備や蓄電池を活用した VPP（バーチャルパワープラント）の導入について検討します。

(9) 公共施設の ZEB 化の推進

公共施設の新増設や改修・更新にあたっては、施設の長寿命化・エネルギー消費量の極小化を図るとともに、再生可能エネルギーや高効率な設備機器、エネルギー管理システム等の導入を促進します。

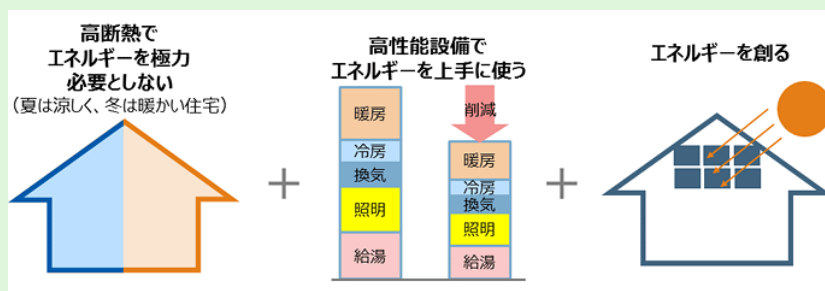
公共施設の新築にあたっては、施設のエネルギー消費量の極小化を図るとともに、再生可能エネルギーや高効率な設備機器、エネルギー管理システム等の導入を促進します。

コラム

ZEH（ゼッチ）、LCCM（エルシーシーエム）住宅とは

Net Zero Energy House（ネット ゼロ エネルギー ハウス）の略です。

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のことです。



出典：資源エネルギー庁

図 6.3 ZEH

LCCM 住宅はライフ・サイクル・カーボン・マイナス住宅のことをいいます。

ZEH は住宅の運用時におけるエネルギー消費量の収支がゼロを目指した住宅のことですが、LCCM 住宅は住宅の運用時だけでなく、建設時、廃棄時を含めた住宅のライフサイクル全体を通して CO₂ の収支をマイナスにする住宅です。

1-5 再エネの促進区域の検討

(1) 岡崎市に適した自然エネルギーの調査・検討

地球温暖化対策推進法に基づく市町村の再生可能エネルギー「促進区域」の設定を目指し、国から示される基準等を踏まえ、法令等に基づき、騒音、土地の安定性、生物の多様性、眺望景観等、環境保全のために「促進区域」から除外するエリアや考慮すべき事項等を調査・検討します。

2 ゼロカーボンアクションが浸透したまち

市民・事業者等が日々の活動において、脱炭素につながるゼロカーボンアクションを実践していくまちを実現するため、以下の成果指標を踏まえながら、取り組みを進めます。

■成果指標

指標	基準値 (年度)	目標値 (目標年度)	達成に寄与する取組
市内のエネルギー消費量 (TJ)	28,921 TJ (2019 年度)	23,137 TJ (2030 年度) 約 20%削減	2-1(1)(2)(3)(4) 2-2(1)(2)(3)(4)(5) 2-3(1)(2) 2-4(1)(2) 2-5(1)(2)(3)(4)(5) (6)(7)(8)(9) 2-6(1)(2)(3)
家庭のエネルギー消費量 (世帯数当たり) (GJ/世帯)	38 GJ/世帯 (2019 年度)	25 GJ/世帯 (2030 年度) 約 34%削減	2-1(1)(2)(3)(4)
事業者のエネルギー消費量 (延床面積当たり) (GJ/m ²)	2.0 GJ/m ² (2019 年度)	1.7 GJ/m ² (2030 年度) 約 16%削減	2-2(1)(2)(3)(4)

2-1 脱炭素な生活様式への転換促進

(1) エコでスマートなライフスタイルへの転換の促進

市民、事業者に対し日常生活における無理のない形での省エネ・節電の取り組みを呼びかけるキャンペーンの実施、イベントの充実、市民の行動変容を促すきっかけ作りや、クールビズやウォームビズの関連情報の提供等により、市民、事業者向けの意識啓発を推進し、通年で環境配慮行動に取り組むライフスタイルへの転換を促進します。

(2) COOL CHOICE 普及啓発活動推進事業

COOL CHOICE とは、温室効果ガス排出量を削減するために、省エネ・低炭素型製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択行動等の温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」をしていこうという国民運動です。

国や事業者と連携して、イベントやメディア等で SDGs と関連した普及啓発活動を行い、COOL CHOICE のより一層の認知度向上を図っていきます。

(3) 再配達の削減

荷物の受取に際しては、時間指定配達や宅配ボックス、宅配ロッカー等の利用を促進して、再配達によるロスの削減を図ります。

(4) 自発的な行動変容を促す普及啓発の実施

省エネ行動等と呼びかける啓発ツール等を作成する等、効果的な普及啓発を行います。特に、自発的な行動変容を促すための工夫として、小さなきっかけを与えて、よりよい選択を自発的に取れるようにする「ナッジ」の考え方を活用していきます。

2-2 事業活動における脱炭素化の促進

(1) 事業者の脱炭素経営の促進

岡崎商工会議所等と連携し、事業者からの省エネや CO₂ 削減等に関する相談へ対応する体制の充実を図ります。

(2) 省エネ支援事業の推進

省エネ診断や ESCO 事業等、他者の省エネや CO₂ 削減に貢献する事業について、事業者が利用しやすい仕組みを整え、中小事業者の省エネ化を進めます。

(3) 環境対策資金融資の利用促進

要件を備えた中小事業者に対し、温室効果ガス削減対策その他の環境対策施設整備事業に必要な資金の融資をあっせんします。

(4) 特定事業者の取組支援

県では、事業者による地球温暖化対策を促進するため、愛知県地球温暖化対策推進条例に基づく制度において、対象となる事業者に対して、地球温暖化対策計画書及び地球温暖化対策実施状況書を提出することを義務付けています。

本市では、市内の特定事業者の地球温暖化対策計画書に基づく取組を支援します。

(5) 公共工事における EMS 取得状況の評価

岡崎市入札参加資格者名簿において、岡崎市総合評価値の加算項目とし、EMS（ISO14001）の認証取得状況により評価します。

(6) 環境ビジネスの事業化支援

地域で利用可能な再生可能エネルギー等を活用したビジネスの事業化支援を推進します。

(7) 農業の脱炭素化の推進

農業用機械や施設園芸における省エネルギー化を推進します。

2-3 エコドライブの普及促進

(1) エコドライブコンテストの開催

エコドライブを普及するため、イベント等を活用した普及啓発を行い、「移動」を「エコ」にする行動促進を図ります。

(2) 他機関と連携したエコドライブの啓発

警察署や自動車教習所で、自動車運転免許の取得・更新時にエコドライブの案内を促します。

また、高速道路の SA や道の駅等で啓発ポスターの掲示等を行います。

2-4 自転車等の利用促進

(1) モビリティシェアの利用促進

短距離移動の利便性、市内の回遊性の向上を図るため、民間事業者との連携により、シェアサイクル・シェアスクーター等のマイクロモビリティの普及を促進します。

(2) 自転車利用の推進

環境負荷の少ない交通手段として、安全で快適な自転車利用を促進します。

2-5 3Rの推進

(1) リデュース（ごみの発生抑制）の促進

マイバッグ持参の推奨、使い捨て商品の使用を抑えることを啓発することで、市民の消費行動の見直しを推進します。

生ごみについては、自家減量の普及促進、3キリ運動の推進による家庭から排出される生ごみの減量を推進します。

事業者が排出するごみについては、自ら減量、資源化を進めることにより、ごみとして排出する量が削減されるよう啓発、指導を推進します。

(2) ごみ処理費用負担の適正化

ごみの有料化を含めた収集方法の変更を検討し、ごみ排出量の抑制を図ります。

(3) 食品ロスの削減

余っている食べ物を、必要としている場所へつなぐ活動のことをフードドライブと呼びます。フードドライブの取組として、市や民間団体がつなぎ役となり、食品が余っているところ（供給側）と食品を必要としているところ（需要側）を結びつける仕組みを構築し、廃棄される食品をできる限り有効活用することで、食品ロスの削減を図ります。

(4) 古紙類の搬入規制

古紙類の資源化を図るため事業者が排出する古紙類の市ごみ処理施設への搬入規制を継続して行います。

(5) リユース（再使用）の促進

再使用情報の提供、フリーマーケット等の活用推奨等、不用品を再度活用できる場所や情報の提供に努め、リユースを促進します。

リサイクルショップを紹介する等の発信に努め、市民による活用を促進します。

(6) 剪定枝の資源化の検討

剪定、除草作業から発生する木や草は、一度にまとめて排出されるごみであり、資源化に向け、先進事例や民間事業者の調査を行う等、有効利用方法を検討します。

(7) 分別収集、回収の徹底

ごみの分別資料 等による啓発を行い、資源物となる容器包装、小型家電、古紙類等の分別の徹底を促進します。

町内会等による資源回収事業を推進し、資源回収量の増大とともに、市民自ら資源物を回収することによる意識向上を図ります。

(8) ペットボトル等の店頭回収の推進

市内のスーパー等での資源物（ペットボトル、白色トレイ、紙パック等）の店頭回収について、実施している店舗や品目等を周知し、店頭回収の利用を促進します。

(9) 再生品利用の推進

グリーン購入の推進による再生品利用の拡大を図ります。

(10) 浄水場廃棄物の有効利用

浄水場から発生する汚泥については産業廃棄物として処理していたものを、園芸用土等にし、有効利用します。

2-6 環境教育・啓発の促進

(1) 地球温暖化防止隊を通じた取組促進

岡崎市地球温暖化防止隊は、市民・事業者及び行政が一体となって地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的に設立され、2017（平成 29）年 11 月現在、個人会員 42 名と法人賛助会員 52 事業所から組織されています。

出前講座や省エネ教室、地球温暖化防止に関する写真や書道作品の募集、地球温暖化防止親子環境教室等を実施します。

(2) 環境学習プログラム、エコプロ、出前講座等の推進

オンラインや公共施設における環境に関する各種講座を推進し、環境学習を支援します。

市民活動団体や事業者等と協働・連携し、環境に関する各種講座等を実施する等、環境活動を担う人材を育成します。

(3) 市民参加型イベントの開催

市民・団体等と連携して実施する清掃・美化活動、緑づくり等の環境活動への支援を行います。

(4) 食育の推進

食育推進における取組として、食品ロス削減や環境に配慮した食品の選択の推進を積極的に啓発し、イベントや出前講座等においても市民への働きかけを行います。

3 エコな暮らしをしてしまうまち

市民にとって当たり前の暮らしが、そのまま脱炭素につながるまちを実現するため、以下の成果指標を踏まえながら、取り組みを進めます。

■成果指標

指標	基準値 (年度)	目標値 (目標年度)	達成に寄与する取組
市内乗用車の登録台数に占める EV、FCV の割合 (%)	0.4% (2020 年度)	16% (2030 年度)	3-2(1)(2)(3)

3-1 省エネルギー機器の導入促進

(1) 高効率機器への転換促進

補助制度や事業者等を通じた普及啓発等により、家庭における高効率な省エネルギー型設備・機器の導入を促進します。

(2) 照明の LED 化の推進

商店街が行う LED 街路灯の新設、既存の街路灯の LED 化（ランプ交換、灯具等の改修）について支援します。

学校や公園を含む公共施設における LED 照明等の省エネ機器の導入、本市が設置する街路灯の LED 化を推進します。

3-2 次世代自動車の導入促進

(1) 次世代自動車の導入促進

自動車充電施設の整備、補助制度の活用等を通じて、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車等次世代自動車の導入促進を図ります。

(2) 公用車への次世代自動車導入

特別な用途の車両等を除き、環境負荷が少なく、エネルギー消費量を削減することのできる次世代自動車を公用車へ率先導入します。

また、災害時等の事業継続性（BCP）の確保に向けて、燃料（エネルギー）の多様化を図るため、用途や状況に応じた次世代自動車の導入を検討します。

(3) 次世代自動車の利用環境整備

関係機関と連携し、次世代自動車の利用環境整備を推進します。

3-3 公共インフラの利便性向上

(1) 地域内交通の整備・充実

駅やバス停等の既存の公共交通拠点から病院や商業施設、自宅等、行きたいところへ自由に移動できる手段を提供し、市民や来訪者の利便性を向上させるとともに、環境負荷を軽減させる低炭素型パーソナルモビリティの普及に取り組みます。

高齢者や障害者等の円滑な移動を支援するため、公共交通機関の施設における移動等円滑化経路の整備やエレベーターの設置、出入口、乗降場、改札口、トイレ等の利便性向上を図り、自動車から鉄道等の公共交通機関への転換を促進します。

通勤・通学時等、ピーク時の混雑率緩和を図るため、運行本数の増加をはじめとした鉄道の利便性向上について、鉄道事業者に要請します。

(2) 駅周辺整備

岡崎市の主要駅である東岡崎駅（名鉄）、岡崎駅（JR、愛環）の周辺整備を行うことで交通結節点としての機能強化を図り、公共交通機関の利用を促進します。

(3) MaaS の導入検討

自動運転や MaaS 等の新技術活用等、新たな交通サービスの検討を進めます。

(4) 自転車ネットワークの整備

自転車ネットワーク計画に基づき、自転車の安全で快適な利用環境を創出するため、自転車通行空間整備を促進します。

また、自転車利用者の利便性を高め、かつ駅周辺の良好な環境維持を図るため、民間事業者と連携して、駐輪場の適正配置の推進を図ります。

(5) 市役所におけるエコ通勤の率先実行

市役所において、率先して公共交通機関や自転車を利用したエコ通勤を実践します。

3-4 地産地消の推進

(1) フード・マイレージの普及・浸透

フード・マイレージの考え方の普及・浸透に努めます。

(2) 市内農林産物の PR

農林産物直売施設の活用により、市内産農林産物の普及促進と消費拡大を図ります。

(3) 学校給食における地場産品の活用促進

地場農林水産物の地元消費拡大及び食の重要性や農林水産業への理解を深めるため、小中学校の学校給食において、地場産品の活用を推進します。

4 豊かな自然の恵みがもたらされるまち

市内にある豊富な森林資源を利用しつつ、CO₂ 吸収にも活用していくまちを実現するため、以下の成果指標を踏まえながら、取り組みを進めます。

■成果指標

指標	基準値 (年度)	目標値 (目標年度)	達成に寄与する取組
放置林の間伐面積	—	2,179ha (2030 年度)	4-1(1)(4)(5) 4-2(1)(2) 4-3(4)

4-1 森林の保全・整備の推進

(1) 森林経営管理制度の推進

「森林経営管理制度」による林業経営の再委託や公的管理を進め、行き届いていない森林の整備を進めます。

(2) 水源涵養林の確保・整備

人工林の間伐促進による緑のダム機能を向上させるとともに、人工林の針広混交林への誘導を図り、水源涵養林を確保します。

また、市民・団体・事業者と整備を進めるとともに、その負担のあり方について検討します。

(3) 担い手の育成

森林組合等と協力しながら、森林整備の担い手の育成拠点となる設備や育成プログラムを整備し、森林整備の担い手を育成します。

また、里山の重要性の理解促進、間伐材の利用促進等を図りながら、市民団体等との協働により森林整備を促進します。

(4) 市有林の保育・間伐の推進

計画的に市有林の保育・間伐を推進します。

(5) 森林信託の推進

後継者不足の地主や市外の地主が、森林経営管理を行うことなく、森林の管理・運用を委託することができる「森林信託」を推進し、施業地の集約化や施業の効率化を図っていきます。

4-2 中山間地域を活性化の推進

(1) 地域商社もりまちの活用

本市では、林業の 6 次産業化の推進のため、市が出資者となって地域商社「株式会社もりまち」（以下、「地域商社もりまち」と言います。）が 2022（令和 4）年 2 月に設立されました。

地域商社もりまちでは、新たな木材商品の開発、販路拡大等の既存の1次、2次、3次産業の連携を進め、地域全体での6次産業化を図ることにより、林業の活性化、林業従事者の創出による森林整備の促進を図り、本市では、地域商社もりまちを活用し林業の6次産業化を推進します。

(2) 公民連携による持続可能な中山間地域づくり

「岡崎市中山間地域活性化計画～オクオカ イノベーションプラン 2030～」に基づき、中山間地域の有する資源や魅力を活かした民間投資の誘導や、行政が支援しながらの地域住民主体による地域づくりの推進等、公民が連携して持続的な施策に戦略的に取り組みます。

4-3 市産材の利用促進

(1) 住宅への市産材利用の促進

岡崎市内で伐採された木材を利用して新築・増築・改築する戸建住宅に対する補助制度の活用を進めるとともに、住宅設計・施工関係者に対し、市産材情報を提供し、住宅等に市産材の利用を促します。

(2) 公共工事における市産材の率先利用

市産材調達管理基金を活用し、市の公共工事等における市産材利用を推進します。市産材の利用を請負業者へ協力、周知する方法を検討します。

(3) 市産材利用に対する理解促進

市民に対し、市産材を利用することへの意義を普及し、森林・林業関係団体と協働して市産材利用推進を働きかけます。

(4) 間伐材等の利活用の促進

事業者と協力して市内森林から間伐材等の搬出を進めるとともに、薪やペレット、チップ等を利用した設備の導入を促進します。

5 気候変動に適応した安全なまち

将来懸念されている気候変動による災害や健康被害等を軽減した安全なまちを実現するため、以下の成果指標を踏まえながら、取り組みを進めます。

■成果指標

指標	基準値 (年度)	目標値 (目標年度)	達成に寄与する取組
熱中症救急搬送者数	136 件 (2020 年度)	68 件 (2030 年度) 約 50%削減	5-2(1)(2)
町内会の防災マップの 策定数・策定率	500 町・90% (2020 年度)	556 町・100% (2030 年度) 約 11%増加	5-1(4)

5-1 災害への適応策の推進

(1) コンパクトシティの形成と併せた災害対策

都市機能をコンパクトに集積させるコンパクトシティ形成と合わせて、災害時でも最低限の都市機能を維持できるように、市内の太陽光発電設備や蓄電池を活用した地域マイクログリッドや VPP の導入を推進します。

(2) 公共施設のレジリエンス機能強化

市の公共施設や市域における再生可能エネルギー利用の可能性調査を実施し、さらなる再生可能エネルギーや蓄電設備の導入可能性を検討するとともに、施設間で再生エネルギーを融通する仕組みを検討します。

(3) 河川の改修及び整備事業の推進

浸水被害を軽減し、流域の市民の安全を守るため、川幅の拡幅や川底の掘り下げ等の改修工事を進め、5 年確率降雨強度の雨量に対応できる河川の整備を行います。

また、都市化の著しい河川流域における雨水流出量の増大等に対応するため、流域内の小中学校及び公園に雨水浸透施設や貯留施設の設置を進め、治水安全度の向上を目指します。

(4) 土砂災害防止等の推進

土砂災害ハザードマップや水害対応ガイドブックを市民に広く周知します。

(5) 岡崎市災害廃棄物処理計画に基づく備えの充実

災害廃棄物処理計画や行動マニュアル等の見直し、庁内外の連携体制の整備、教育訓練を実施します。

5-2 健康被害への適応策の推進

(1) 熱中症の予防及び対処法の普及啓発

熱中症予防対策について、リーフレットやポスターを公共施設等に掲示するとともに、市政だより、市ホームページ等の各種媒体を活用した周知啓発を図ります。

(2) 熱中症の予防策の推進

暑さ指数（WBGT）に基づき注意喚起及び適切な対応を図るとともに、熱中症予防具を常備する等、熱中症予防対策に努めます。

また、企業・団体と連携し、暑さの厳しい夏の日中に外出した際に、暑さをしのぎ涼むことができる場所として、市内公共施設を一時休息所として開放する等の熱中症予防を図ります。

5-3 水循環総合対策の推進

(1) 森林の水源涵養機能の強化

人工林の間伐促進により森林下層植生の発育を促すとともに、下層植生を食害しないようにシカの個体数管理や防除策を施すことにより、森林の水源涵養機能の強化を図ります。

(2) 雨水貯留池、洪水調整池の適切な維持管理

浸水対策を優先的に実施する整備促進エリアを中心に、引き続き雨水貯留施設等の整備を推進していきます。

(3) 雨水利用の促進

雨水を貯め、上水でなくとも影響のない所には雨水を利用します。

また、天水桶、使わなくなった浄化槽の利用等を促進し、樹木の水遣り、夏季の打ち水等に利用します。

5-4 農林業での適応策の推進

(1) 農業・林業等の被害状況の把握

国や県、研究機関、農業関連団体等と連携し、農業・林業の被害状況の情報収集・蓄積を行います。

(2) 高温に強い品種への転換

国や県、研究機関、農業関連団体等と連携し、温暖化に対応した品種の普及のための支援策や情報提供を行います。

(3) 高温に対応した栽培技術や設備の導入

国や県、研究機関、農業関連団体等と連携し、温暖化に対応した栽培技術、農業技術の普及のための支援策や情報提供を行います。

(4) 気候変動に対応した病虫害防除体系の構築

国や県、研究機関、農業関連団体等と連携し、気候変動に伴う病虫害の増加等に関する情報収集及び対応策の検討を行います。

5-5 気候変動に関する情報収集・配信

(1) 自然環境の調査・把握

国や県、研究機関、市民団体等と連携し、自然環境の継続的なモニタリング調査を行います。

(2) 気候変動による影響の調査・把握

国や県、研究機関、市民団体等と連携し、気候変動に関する情報収集及び対応策の検討を行います。

また、気候変動適応センターを通じた、市域における、気候変動実態やその影響、将来予測等、適応策に関する情報の収集と整備、分析や市民、事業者に向けた適応策に関する情報発信に取り組みます。

6 多様な連携により脱炭素化を加速するまち

市民・事業者・行政等の様々な主体の連携により、脱炭素の加速化を図るため、以下の成果指標を踏まえながら、取り組みを進めます。

■成果指標

指標	基準値 (年度)	目標値 (目標年度)	達成に寄与する取組
市民参加型イベントの 参加者数	398 人 (2013 年度)	800 人 (2030 年度) 約 2 倍増加	6-1(1)(2)

6-1 市民協働による取組の推進

(1) 市民参加型の取組支援

市民活動団体や事業者、大学等と協働・連携し、環境に関する各種講座等を実施する等、環境活動を担う人材を育成します。

また、市民、事業者、大学等と各種環境イベントを連携・協働で開催することにより、広く環境への取組の普及・啓発を図ります。

(2) 市民参加型イベントの開催（再掲）

市民・団体等と連携して実施する清掃・美化活動、緑づくり等の環境活動への支援を行います。

(3) 環境教育・環境学習の推進

「岡崎市環境教育推進計画」に基づき環境教育・学習を推進するほか、学校・地域等における環境学習の実施、環境教育指導者の育成を推進します。

6-2 次世代産業への取組支援

(1) 次世代自動車産業への取組支援

自動車産業の次世代自動車への移行に対応した生産体制への転換が求められる中、高度先端産業立地を含めた工場等の建設の奨励や企業交流フェアの開催により、次世代自動車産業への取り組みを進めます。

(2) 先進技術・次世代技術の開発支援

「ものづくり岡崎」のイメージの向上と岡崎の優れた最新技術や新製品等を情報発信し、販路開拓を図るため、「ものづくり岡崎フェア」を開催するとともに、技術力や製品開発力の向上のためのセミナー等を開催し、先端技術・次世代技術の開発を進めます。

(3) 次世代産業等の創業支援

次世代産業等の創業を促進するため、創業を目指す者に対する創業支援講座・支援事業助成を行うとともに、創業資金の融資あっせんや助成を行います。

6-3 業種間連携による取組の推進

(1) 共同配送による物流効率化の推進

交通システムの改善や、共同輸配送、グリーン配送、端末物流対策等の環境にやさしい物流システムの推進により、物流効率化を図ります。

6-4 公民連携による取組

(1) 事業者との協定締結の推進

市内の事業者と、カーボンニュートラル社会の普及に向け協働して推進することを目的として協定を締結し、公民連携での課題解決に取り組みます。

(2) 地域新電力会社との連携推進

本市では、2020（令和 2）年に民間企業 4 社との共同出資により地域新電力「岡崎さくら電力」を設立し、市内のバイオマス発電設備や太陽光発電設備でつくられた地産電力を市内の公共施設等に供給しています。今後、エネルギーの地産地消を通じた地球温暖化対策や地域経済のさらなる発展に貢献するように、地域新電力会社との連携協力を進めていきます。

6-5 都市間連携による取組

(1) 世界首長誓約

「世界気候エネルギー首長誓約」（Covenant of mayors for Climate and Energy）は、持続可能なエネルギーの推進、温室効果ガスの大幅削減、気候変動の影響への適応に取り組み、持続可能でレジリエント（強靱）な地域づくりを目指し、パリ協定の目標の達成に地域から貢献しようとする自治体の首長が、その旨を誓約し、具体的な取り組みを積極的に進めていく国際的な仕組みです。本市は2018（平成 30）年 10 月に首長による誓約書への署名を行いました。

本市では、本誓約の実現に向けて、広域的な持続可能なエネルギーの推進、温室効果ガスの大幅削減、気候変動の影響への適応に取り組み、持続可能でレジリエント（強靱）な地域づくりを目指します。

第7章 重点プロジェクト

1 重点プロジェクトの位置付け

令和 12（2030）年度の将来ビジョンを実現するために、基本計画に位置付けた 28 の施策のうち、特に事業効果の高いものを重点プロジェクトとして設定しました。

重点プロジェクトは、岡崎市におけるエネルギー消費量（温室効果ガス排出量）の大幅な削減を達成するだけでなく、産業振興や防災機能の強化等の経済面や社会面における地域課題にも効果が期待できる取り組みと定義しています。

重点プロジェクトの設定にあたっては、取組による対象等を明確にするため、「再エネ」「事業者」「市民」「交通」「森林」「市役所」の 6 つの柱に分けて整理を行いました。

2 重点プロジェクトの体系

重点プロジェクトの体系を示します。

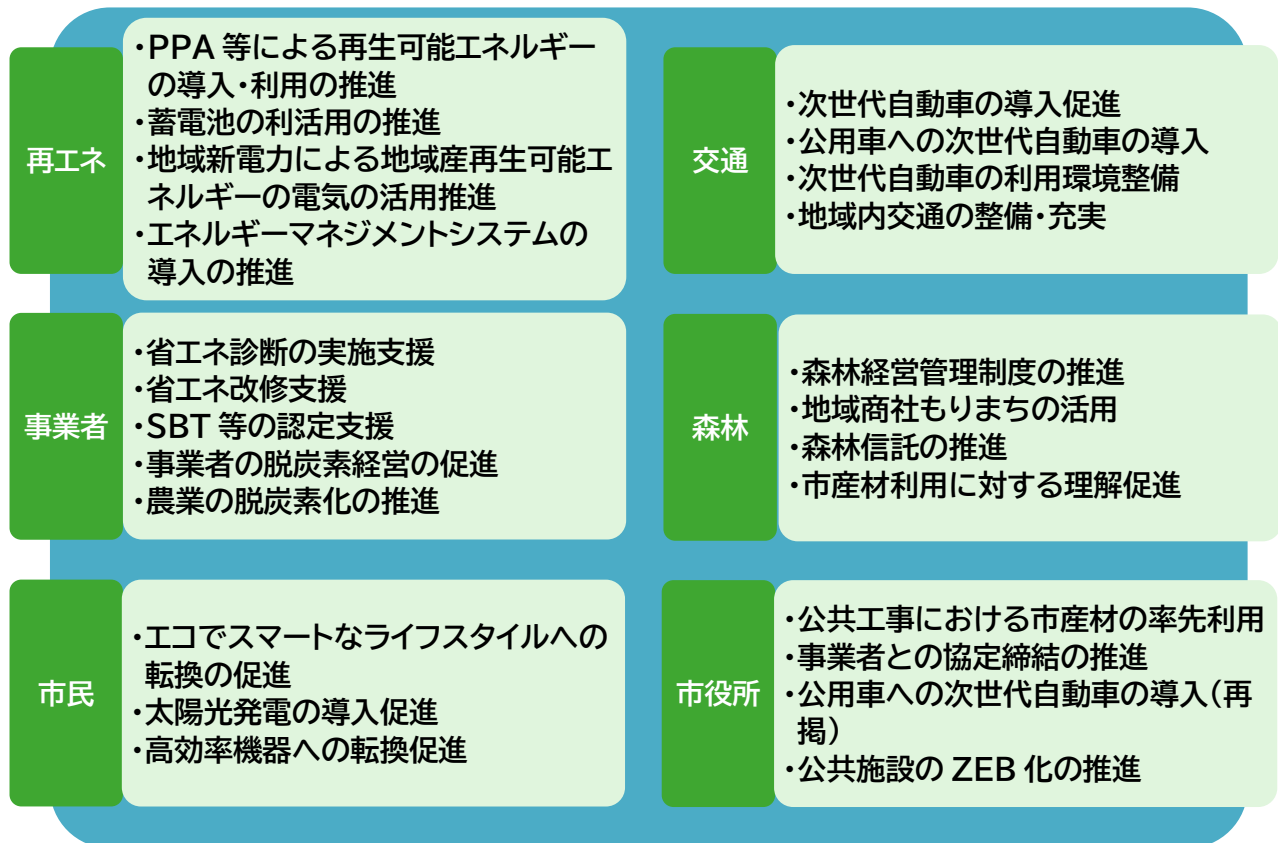


図 7.1 重点プロジェクトの体系図

3 重点プロジェクト

プロジェクト1 再エネ

岡崎さくら電力を中心とした再生可能エネルギーをスマートに使いこなすプロジェクト

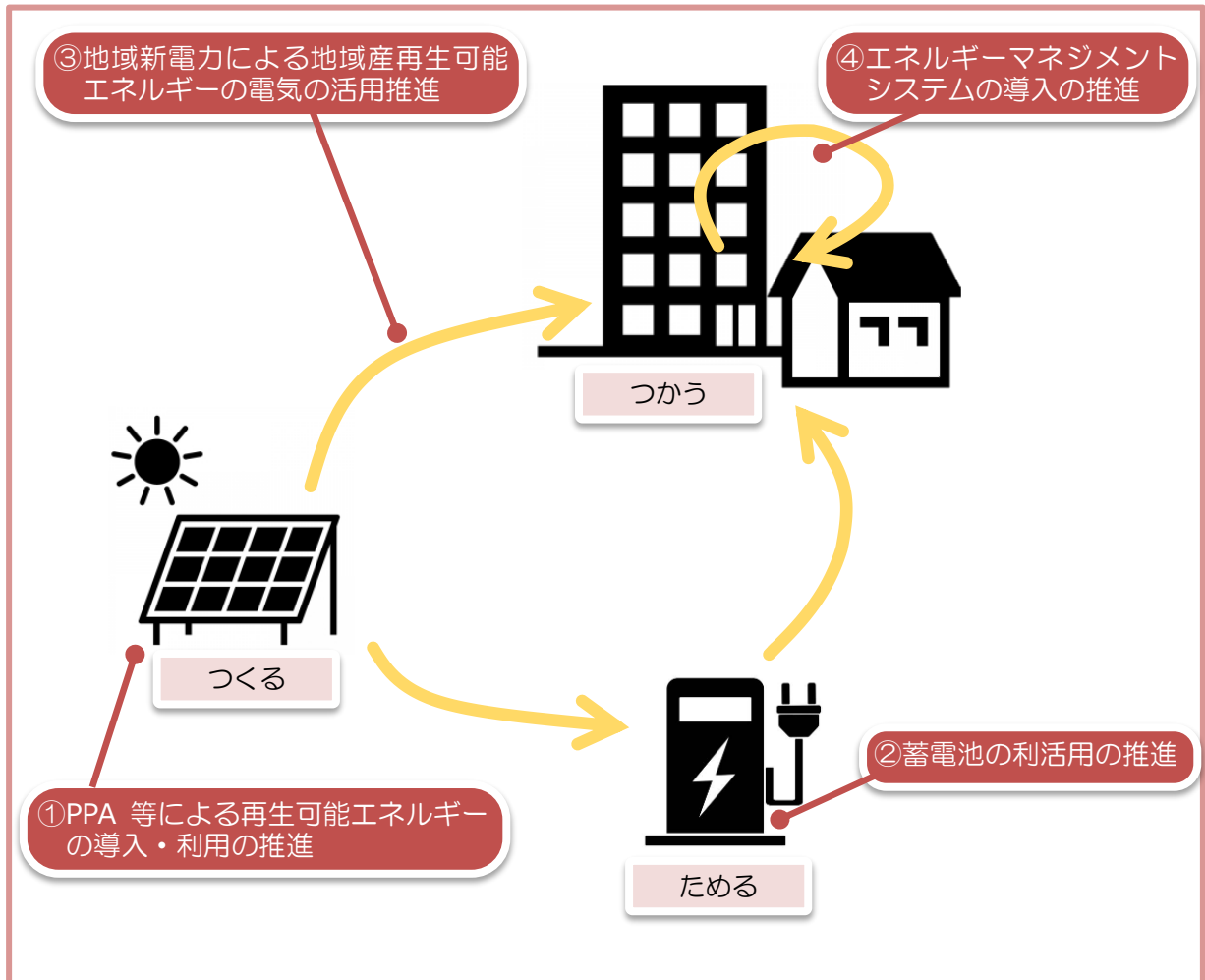


図 7.2 プロジェクト1の取組イメージ図

再エネ PJ① PPA 等による再生可能エネルギーの導入・利用の推進	
概要	戸建住宅等についてはオンサイト型 PPA を、集合住宅・事務所ビル等についてはオンサイト型・オフサイト型 PPA の導入を推進します。 また、公共施設等の電力需要の多い施設に隣接する卒 FIT 電源については、自営線を敷設し、オフサイト型 PPA の導入を検討します。 さらにバイオマス資源を活用した再生可能エネルギーの創出にも取り組みます。
事業主体	・PPA 事業者：太陽光発電設備の導入、設置施設所有者への電力販売 ・市民・事業者：PPA サービスの活用 ・市：PPA 事業者の契約プラン、各種条件等の HP による紹介
期待される効果	・PPA による住宅用の太陽光発電導入量：2030 年度 1.0MW ・PPA による事業所用の太陽光発電導入量：2030 年度 1.4MW ※2030 年度の追加導入目標の 5%相当を想定 ・CO₂ 削減効果：2030 年度 647 t-CO₂ 削減
関連する取組	1-1(1)

再エネ PJ② 蓄電池の利活用の推進	
概要	太陽光発電の自家消費による再生可能エネルギーの効率的な利用を促進するため、非常用電源としても活用できる蓄電池（EV も含む）の普及促進に取り組みます。 また、既存の成熟した技術だけではなく、実証検討が進められている岩石蓄熱発電等の新たな蓄電技術の導入検討を進めます。
事業主体	・市民・事業者：蓄電池等の導入 ・市：蓄電池等に関する情報の HP による紹介、蓄電池等の導入補助、公共施設での蓄電池等の導入
期待される効果	・家庭用蓄電システムの導入率：2030 年度 20% ・業務用蓄電システムの導入率：2030 年度 10% ※定置用蓄電システム普及拡大検討会 第 3 回資料「定置用蓄電システムの目標価格および導入見通しの検討」（2021 年 1 月）を参考に設定 ・CO₂ 削減効果：2030 年度 26,833 t-CO₂ 削減
関連する取組	1-2(1)

再エネ PJ③ 地域新電力による地域産再生可能エネルギーの電気の活用推進	
概要	地域新電力について正しく理解し、再生可能エネルギーを利用した環境にやさしい電力の選択を促すよう普及啓発を図ります。
事業主体	・地域新電力：事業の PR、市内の太陽光発電の電源調達 ・市民・事業者：地域新電力についての理解と電力調達 ・市：地域新電力の情報発信等による普及啓発
期待される効果	・地域新電力による市内の電力調達の割合：2030 年度 5% ※2021 年度の約 0.5%の 10 倍相当を想定 ・CO₂ 削減効果：2030 年度 35,043 t-CO₂ 削減
関連する取組	1-2(2)

再エネ PJ④ エネルギーマネジメントシステムの導入の推進	
概要	住宅や事務所ビル等のエネルギー需給を管理するための蓄電池やエネルギーマネジメントシステム（HEMS、BEMS）等の導入を推進します。 また、市内の太陽光発電設備や蓄電池等の分散型エネルギーを、IoT を活用した高度なエネルギーマネジメント技術で束ねて遠隔・統合制御し電力の需給バランス調整に活用する VPP（バーチャルパワープラント：仮想発電所）の構築も検討します。
事業主体	・小売電気事業者：VPP の構築検討 ・市民・事業者：HEMS・BEMS の導入 ・市：HEMS・BEMS の導入補助、VPP の構築検討
期待される効果	・HEMS の導入率：2030 年度 85% ・BEMS の導入率：2030 年度 50% ※国のエネルギー需給の見通しを参考に設定 ・CO₂ 削減効果：2030 年度 40,485 t-CO₂ 削減
関連する取組	1-2(3)

プロジェクト2 事業者

事業者の行動変容、事業所の脱炭素化促進プロジェクト

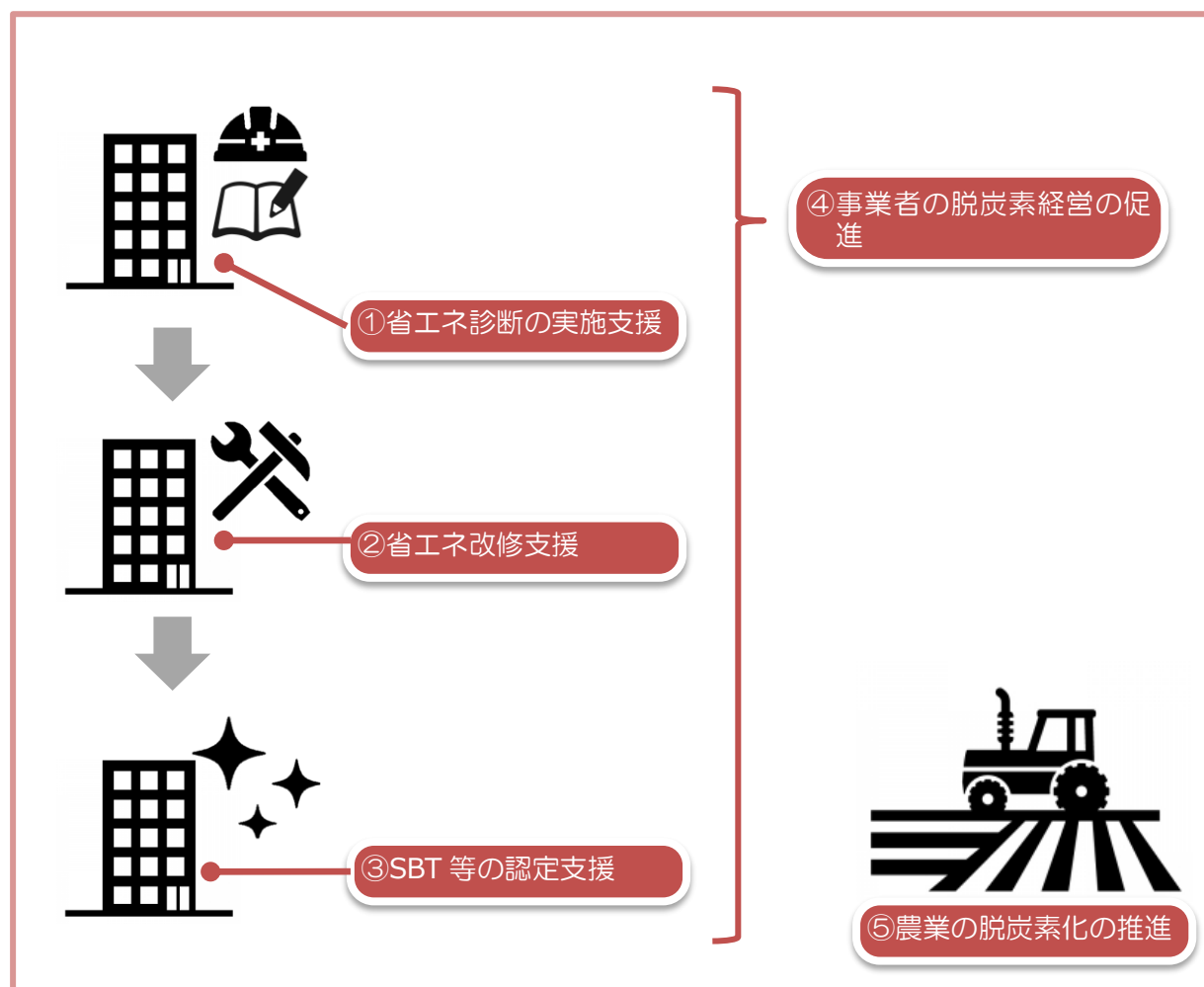


図 7.3 プロジェクト2の取組イメージ図

事業者 PJ① 省エネ診断の実施支援	
概要	省エネ診断や ESCO 事業等、他者の省エネや CO ₂ 削減に貢献する事業について、事業者が利用しやすい仕組みを整え、中小事業者の省エネ化を進めます。
事業主体	・事業者：省エネ支援事業への登録 ・市：省エネ支援事業の推進
期待される効果	・省エネ支援事業の登録企業数：2030 年度 100 件/年 ・CO ₂ 削減効果：2030 年度 891 t-CO ₂ 削減
関連する取組	1-4(5) 2-2(2)

事業者 PJ② 省エネ改修支援

概要	工場や事業所、店舗等に対する省エネ診断等の情報提供を通じて、事業者の省エネ診断等を促し、建築物の省エネ改修や屋外照明等の事業所設備の省エネを促進します。 また、市が中小企業を対象としたモデル省エネ診断を実施し、積極的な情報提供を行います。
事業主体	・事業者：省エネ改修の実施 ・市：モデル省エネ診断の実施
期待される効果	・モデル省エネ診断の実施企業数：2030 年度 10 件/年 ・CO ₂ 削減効果：2030 年度 304 t-CO ₂ 削減
関連する取組	1-4(5)

事業者 PJ③ SBT 等の認定支援

概要	TDFD、RE100、SBT 等の認定について、大企業だけでなく中小企業の取得を促進します。特に SBT については認定取得の要件が緩和されており、中小企業における SBT 認定の取得を支援します。 また、認定事業者には優遇するメリットを付与する制度を検討します。
事業主体	・事業者：認定の取得 ・市：取得支援、認定事業者への優遇措置
期待される効果	・SBT 認定企業数：2030 年度累計 10 件 ・CO ₂ 削減効果：2030 年度 383 t-CO ₂ 削減
関連する取組	1-4(3) 1-4(4)

事業者 PJ④ 事業者の脱炭素経営の促進

概要	岡崎商工会議所と連携し、事業者からの省エネや CO ₂ 削減等に関する相談へ対応する体制の充実等、事業者の脱炭素経営を図ります。
事業主体	・事業者：相談等 ・岡崎商工会議所：事業者への案内、相談窓口等 ・市：相談に対する助言等
期待される効果	—
関連する取組	2-2(1)

事業者 PJ⑤ 農業の脱炭素化の推進

概要	農業用機械や施設園芸における省エネルギー化や、バイオ炭の施用による炭素貯留を推進します。 また、市内農業者の方々にに対し、ソーラーシェアリングに必要な手続から発電設備の設置工事等までを、民間事業者が一貫して支援するサービスのプランを募集し、マッチングさせる仕組み等を検討します。
事業主体	・農業事業者：ソーラーシェアリングの場の提供、省エネ機器等の導入 ・発電事業者：ソーラーシェアリングへの参画 ・市：ソーラーシェアリングのマッチング支援、省エネ機器等の導入補助
期待される効果	・省エネ農機の導入台数：2030 年度 285 台 ・施設園芸の省エネ設備の導入箇所数：2030 年度 525 箇所 ・ソーラーシェアリングの導入量：2030 年度 1.5MW ※省エネ農機、施設園芸の省エネ設備は国のエネルギー需給の見通しを参考に設定 ※ソーラーシェアリングは 2030 年度の農地での追加導入目標の 10%相当を想定 ・CO ₂ 削減効果：2030 年度 404 t-CO ₂ 削減
関連する取組	2-2(5)

プロジェクト3 市民

市民の行動変容、再エネ導入促進プロジェクト

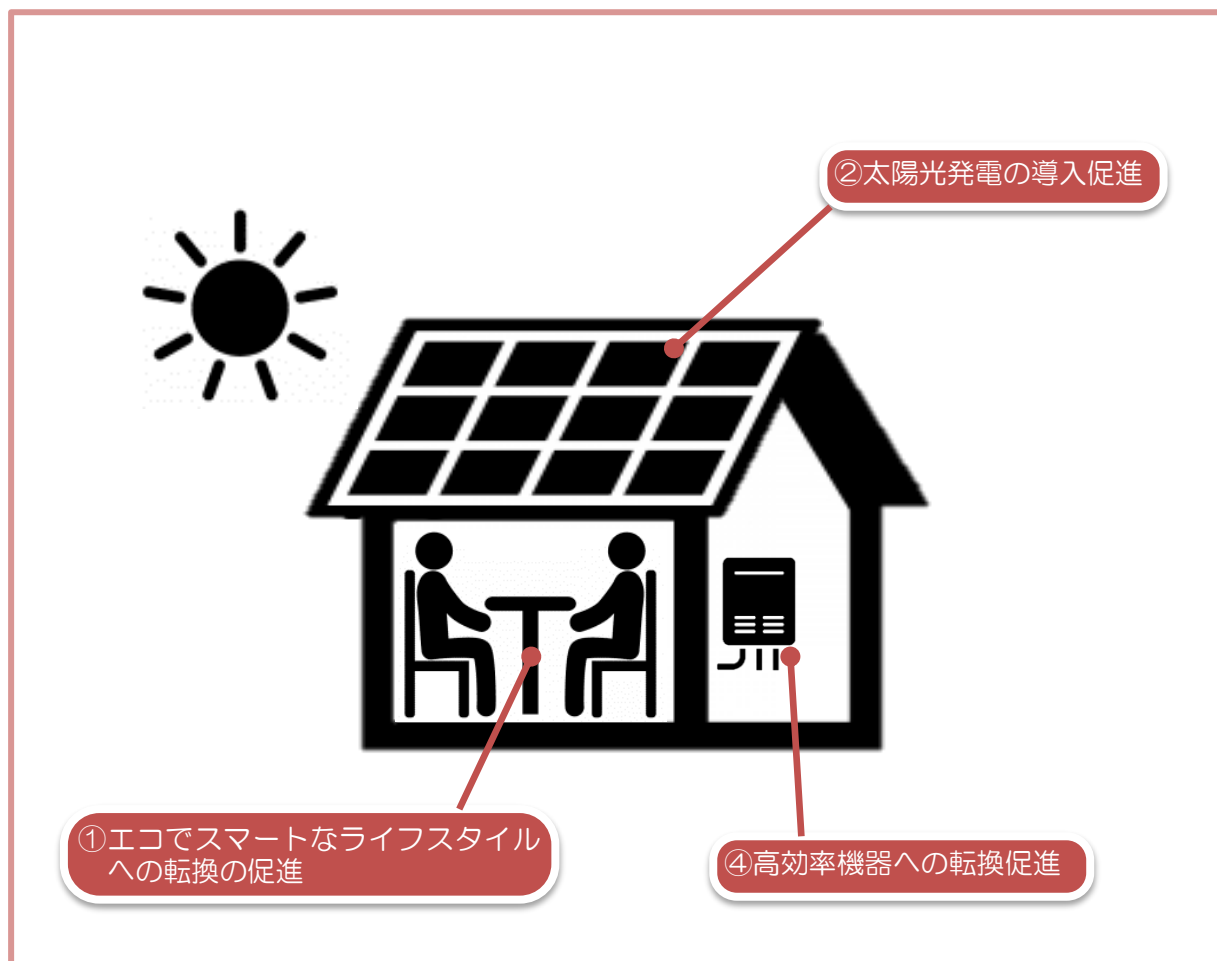


図 7.4 プロジェクト3の取組イメージ図

市民 PJ① エコでスマートなライフスタイルへの転換の促進	
概要	市民の日常生活における無理のない形での省エネ・節電の取組を呼びかけるキャンペーンの実施、イベントの充実、市民の行動変容を促すきっかけ作りや、クールビズやウォームビズの関連情報の提供等により、市民向けの意識啓発を推進し、通年で環境配慮行動に取り組むライフスタイルへの転換を促進します。
事業主体	・市民：イベントへの参加 ・市：キャンペーンの実施、イベントの開催、行動変容のきっかけ作り、関連情報の提供
期待される効果	－
関連する取組	2-1(1)

市民 PJ② 太陽光発電の導入促進	
概要	太陽光発電の住宅等への導入について補助等の支援をします。
事業主体	・市民：太陽光発電設備等の導入 ・市：太陽光発電設備等の導入補助
期待される効果	・住宅用の太陽光発電導入量：2030 年度 + 11MW ※2030 年度の追加導入目標の 20%相当を想定 ・CO₂ 削減効果：2030 年度 2,966 t-CO₂ 削減
関連する取組	1-1(3)

市民 PJ③ 高効率機器への転換促進	
概要	補助制度や事業者等を通じた普及啓発等により、家庭における高効率な省エネルギー型設備・機器の導入を促進します。
事業主体	・市民：高効率な省エネルギー型設備・機器の導入 ・市：高効率な省エネルギー型設備・機器の導入補助
期待される効果	・家庭用燃料電池の導入量：2030 年度 0.8 万台 ※国のエネルギー需給の見通しを参考に設定 ・CO₂ 削減効果：2030 年度 10,640 t-CO₂ 削減
関連する取組	3-1(1)

プロジェクト4 交通

交通環境の次世代化促進プロジェクト

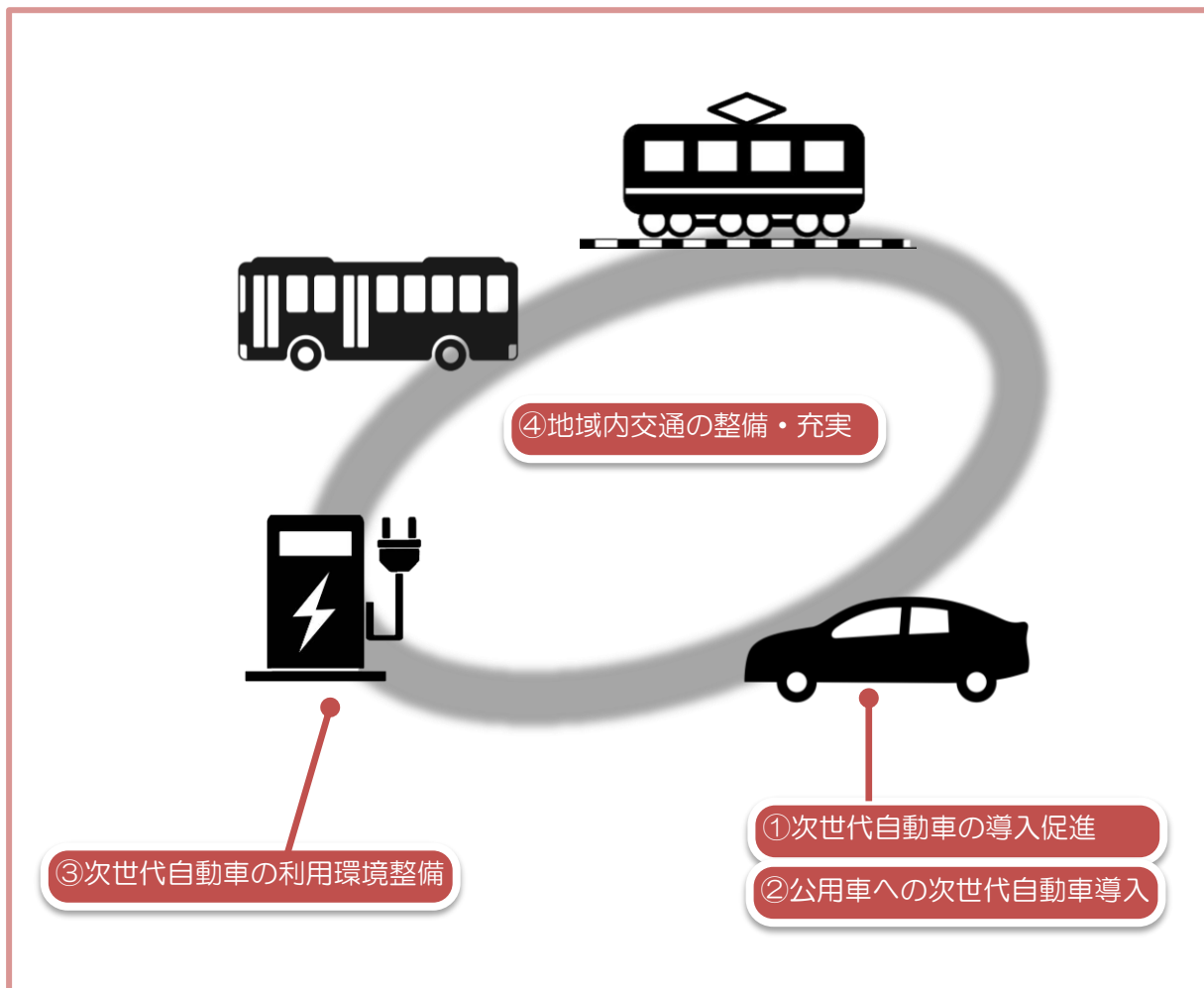


図 7.5 プロジェクト4の取組イメージ図

交通 PJ① 次世代自動車の導入促進	
概要	自動車充電施設の整備、補助制度の活用等を通じて、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車等の次世代自動車の導入促進を図ります。
事業主体	・市民・事業者：次世代自動車の導入 ・市：次世代自動車に関する情報のHPによる紹介、次世代自動車の導入補助
期待される効果	・EV・PHEVの導入台数：2030年度4.9万台 ・FCVの導入台数：2030年度0.3万台 ※国のエネルギー需給の見通しを参考に設定 ・CO₂削減効果：2030年度49,000 t-CO₂削減
関連する取組	3-2(1)

交通 PJ② 公用車への次世代自動車の導入	
概要	特別な用途の車両等を除き、環境負荷が少なく、エネルギー消費量を削減することのできる次世代自動車を公用車へ率先導入します。
事業主体	・市：公用車への次世代自動車の導入
期待される効果	・EV・PHEV の導入率：2030 年度 30% ・FCV の導入率：2030 年度 2% ※国のエネルギー需給の見通しを参考に、一般の 2 倍程度の導入率を設定 ・CO ₂ 削減効果：2030 年度 91 t-CO ₂ 削減
関連する取組	3-2(2)

交通 PJ③ 次世代自動車の利用環境整備	
概要	次世代自動車普及のためには、充電設備等の従来とは異なる専用のインフラが重要となることから、公共施設への充電設備（太陽光発電付き充電設備等）の導入をはじめ、市内の充電設備の充実化を図ります。 水素ステーションについては、岡崎市には現在 1 箇所整備されており、FCV の普及状況を鑑みながら、さらなる誘致を図っていきます。
事業主体	・市民・事業者：V2H・V2B 等の導入 ・市：V2H・V2B 等に関する情報の HP による紹介、V2H・V2B 等の導入補助、公共施設での充電設備等の導入
期待される効果	・一般開放充電器の導入基数：2030 年度 100 基 ・CO ₂ 削減効果：2030 年度 2,628 t-CO ₂ 削減
関連する取組	3-2(3)

交通 PJ④ 地域内交通の整備・充実	
概要	駅やバス停等の既存の公共交通拠点から病院や商業施設、自宅等、行きたいところへ自由に移動できる手段を提供し、市民や来訪者の利便性を向上させるとともに、環境負荷を軽減させる低炭素型パーソナルモビリティの普及に取り組みます。 高齢者や障害者等の円滑な移動を支援するため、公共交通機関の施設における移動等円滑化経路の整備やエレベーターの設置、出入り口、乗降場、改札口、トイレ等の利便性向上を図り、自動車から鉄道等の公共交通機関への転換を促進します。 通勤・通学時等、ピーク時の混雑率緩和を図るため、運行本数の増加をはじめとした鉄道の利便性向上について、鉄道事業者に要請します。
事業主体	・公共交通機関：サービス利便性向上のための情報の集積、混雑率緩和の運行調整 ・市民・事業者：エコ通勤、エコ通学の実施 ・市：公共交通機関への混雑率緩和の要請、低炭素型パーソナルモビリティの普及
期待される効果	－
関連する取組	3-3(1)

プロジェクト5 森林

森林整備から始まる中山間活性化プロジェクト

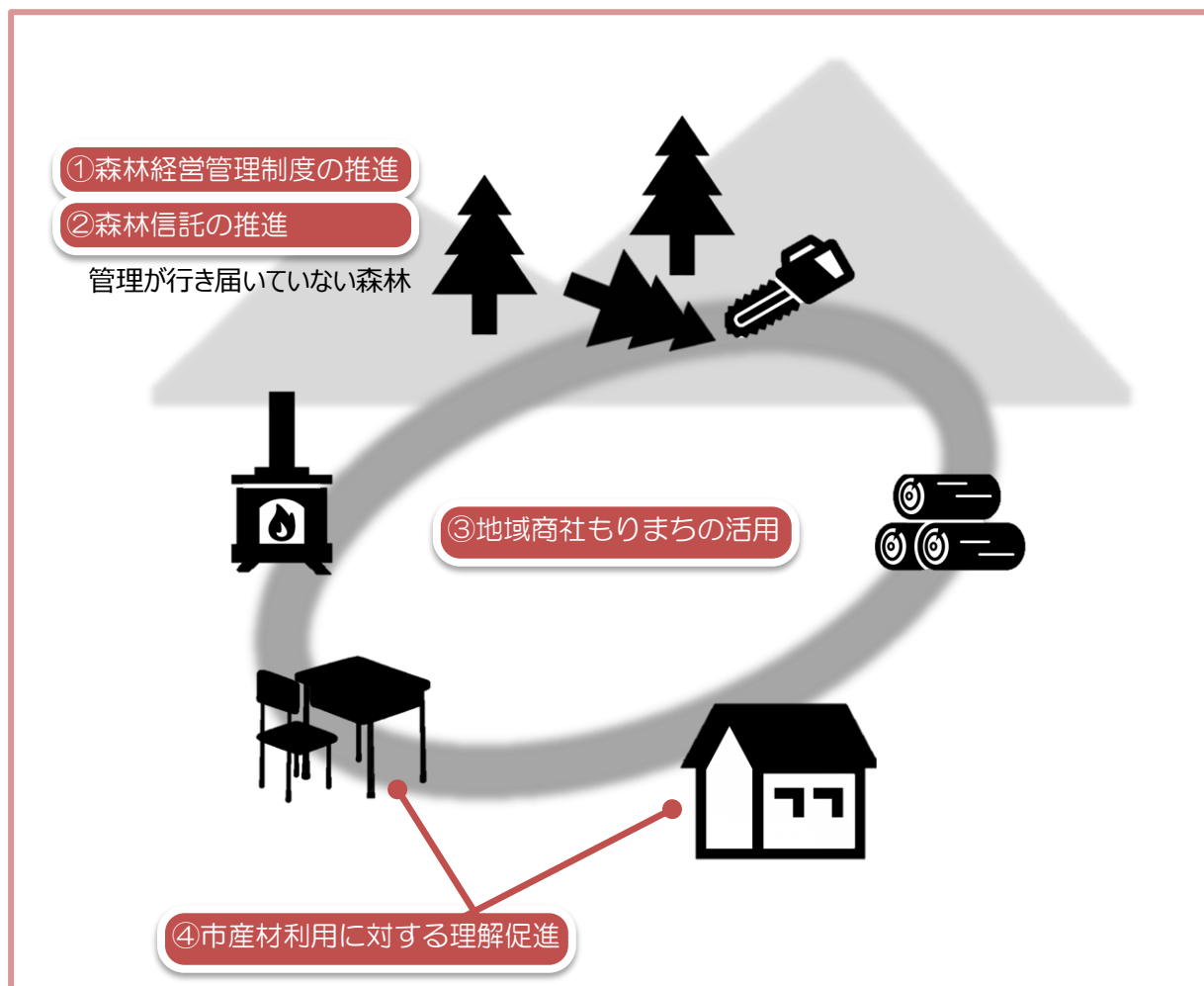


図 7.6 プロジェクト5の取組イメージ図

森林 PJ① 森林経営管理制度の推進	
概要	「森林経営管理制度」による林業経営の再委託や公的管理を進め、行き届いていない森林の整備を進めます。
事業主体	・森林所有者（地主）：森林経営の委託 ・林業事業者：森林経営の受託 ・市：経営管理が行われていない森林の調査・洗い出し、森林経営の受託、森林経営の林業事業者への再委託
期待される効果	・施業面積：2030年度 15ha ※岡崎市森林整備計画を基に設定 ・CO₂吸収量：2030年度 23 t-CO₂
関連する取組	4-1(1)

森林 PJ② 森林信託の推進	
概要	「森林信託」とは、市外の地主や後継不足の地主が、森林財産を手放さずに、森林経営実務を行うことなく、森林経営を信託により実施する仕組みです。 本市では、森林信託を推進し、施業地の集約化や施業の効率化を図っていきます。
事業主体	・森林所有者（地主）：森林信託の委託 ・信託事業者：森林信託の受託、森林経営の委託 ・林業事業者：森林経営の受託 ・市：連携、協力、情報共有
期待される効果	・施業面積：2030年度 230ha ※岡崎市森林面積の1%相当とした ・CO ₂ 吸収量：2030年度 352 t-CO ₂
関連する取組	4-1(5)

森林 PJ③ 地域商社もりまちの活用	
概要	地域商社もりまちでは、新たな木材商品の開発、販路拡大等既存の1次、2次、3次産業の連携を進め、地域全体での6次産業化を図ることにより、林業の活性化、林業従事者の創出による森林整備の促進を図っていきます。
事業主体	・地域商社もりまち：木材商品の開発、販売、移住者受入 ・林業事業者：連携 ・市：出資、連携、協力、情報共有
期待される効果	・CO ₂ 吸収量：2030年度 2,236 t-CO ₂
関連する取組	4-2(1)

森林 PJ④ 市産材利用に対する理解促進	
概要	市民に対し、市産材を利用することへの意義を普及し、森林・林業関係団体と協働して市産材利用推進を働きかけます。
事業主体	・市民：市産材への理解、市産材の利用 ・林業関係団体：市産材の情報発信、市産材利用の普及啓発 ・市：市産材の情報発信、市産材利用の普及啓発
期待される効果	・CO ₂ 吸収量：2030年度 1,438 t-CO ₂
関連する取組	4-3(3)

プロジェクト6 市役所

公共施設の脱炭素化 100%推進プロジェクト

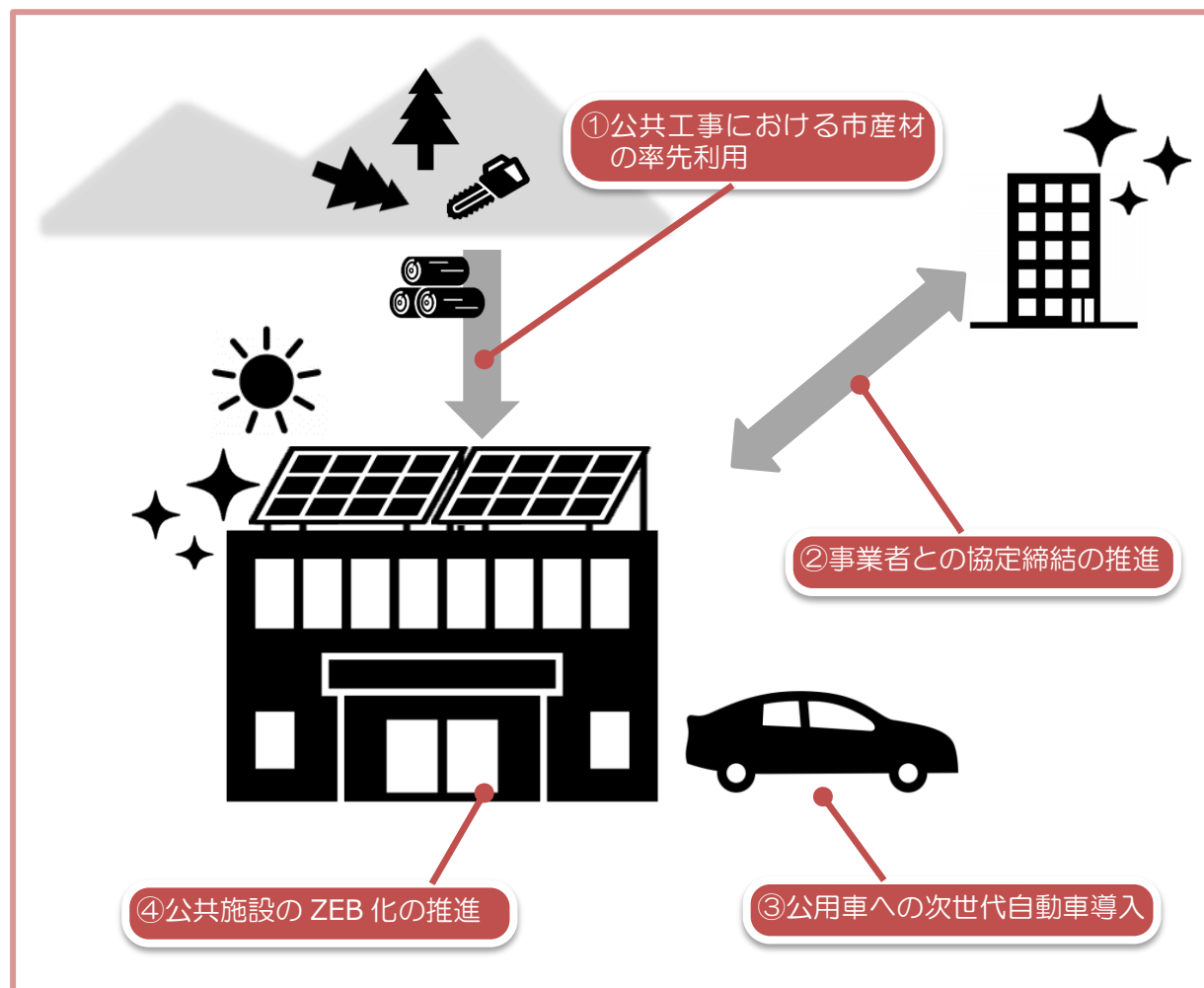


図 7.7 プロジェクト6の取組イメージ図

市役所 PJ① 公共工事における市産材の率先利用	
概要	市産材調達管理基金を活用し、市の公共工事等における市産材利用を推進します。また、市産材の利用を請負業者へ協力、周知する方法を検討します。
事業主体	・林業事業者：市産材の供給 ・設計業者：公共工事において市産材の利用を想定に含めて設計・積算をする ・工事施工業者：公共工事において市産材を調達し利用する ・市：公共工事において工事施工業者及び設計業者に市産材の利用を進める
期待される効果	・CO ₂ 吸収量：2030 年度 59 t-CO ₂
関連する取組	4-3(2)

市役所 PJ② 事業者との協定締結の推進

概要	市内の事業者と、カーボンニュートラル社会の普及に向け協働して推進することを目的として協定を締結し、公民連携での課題解決に取り組みます。
事業主体	・事業者：カーボンニュートラル社会の普及に向けた協定の締結 ・市：カーボンニュートラル社会の普及に向けた協定の締結
期待される効果	・カーボンニュートラル社会の普及に向けた協定の締結数：2030 年度 1 件/年
関連する取組	6-4(1)

市役所 PJ③ 公用車への次世代自動車の導入（再掲）

概要	特別な用途の車両等を除き、環境負荷が少なく、エネルギー消費量を削減することのできる次世代自動車を公用車へ率先導入します。
事業主体	・市：公用車への次世代自動車の導入
期待される効果	・EV・PHEV の導入率：2030 年度 30% ・FCV の導入率：2030 年度 2% ※国のエネルギー需給の見通しを参考に、一般の 2 倍程度の導入率を設定 ・CO ₂ 削減効果：2030 年度 91 t-CO ₂ 削減
関連する取組	3-2(2)

市役所 PJ④ 公共施設の ZEB 化の推進

概要	エネルギー消費量が多く、エネルギー効率の悪い老朽化が進んでいる公共施設等を対象として、特にエネルギー削減効果の大きい照明、空調、断熱等の大規模な省エネルギー改修を推進し、市内でも先導的な「ZEB Ready」「ZEB Oriented」のモデルケースを目指します。
事業主体	・市：公共施設の ZEB 化
期待される効果	・公共施設の CO ₂ 削減効果：2030 年度 23,400t-CO ₂ 削減 ※2013 年度比で 50%削減
関連する取組	1-4(8)

第8章 気候変動への適応策

1 本章の位置付け

本章は、気候変動適応法第 12 条の規定に基づく「地域気候変動適応計画」として策定するもので、本計画における気候変動適応分野の個別計画として位置付けます。

2 岡崎市での気候変動の現況と将来予測

(1) 岡崎市でのこれまでの気候変化

① 気温

本市の年平均気温は中長期的に増加傾向が見られます。

② 真夏日、熱帯夜、冬日の日数

本市の真夏日日数と熱帯夜日数は中長期的に増加傾向が見られます。

冬日日数は中長期的に減少傾向が見られます。

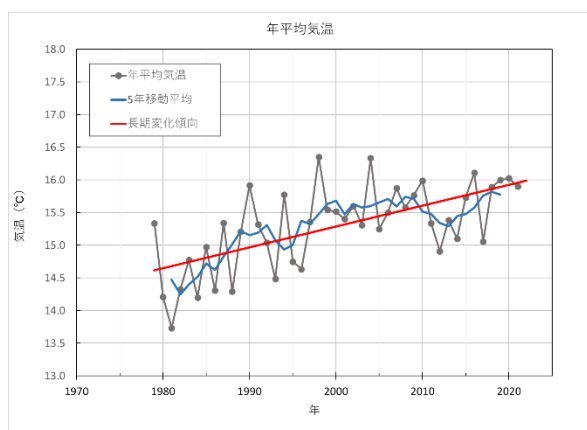


図 8.1 岡崎気象観測所の年平均気温の経年変化

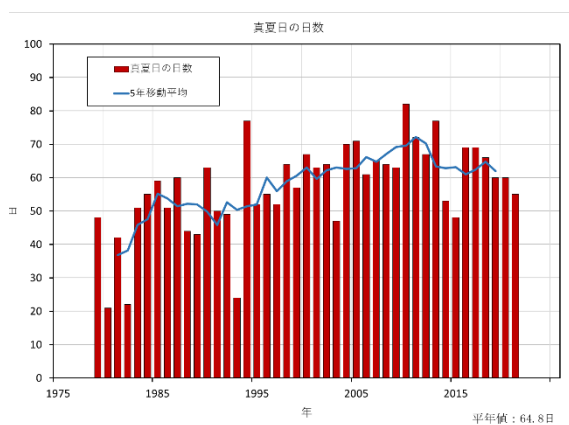


図 8.2 岡崎気象観測所の真夏日日数の経年変化

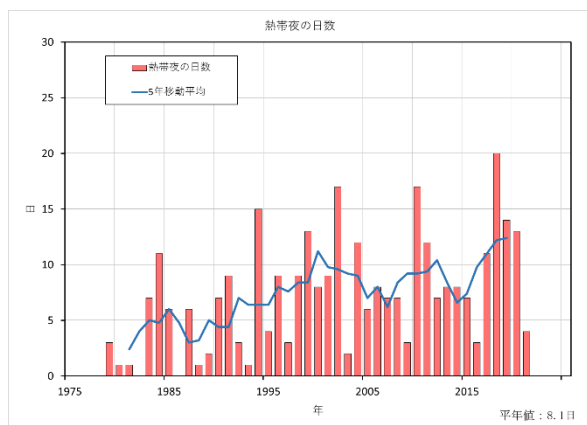


図 8.3 岡崎気象観測所の熱帯夜日数の経年変化

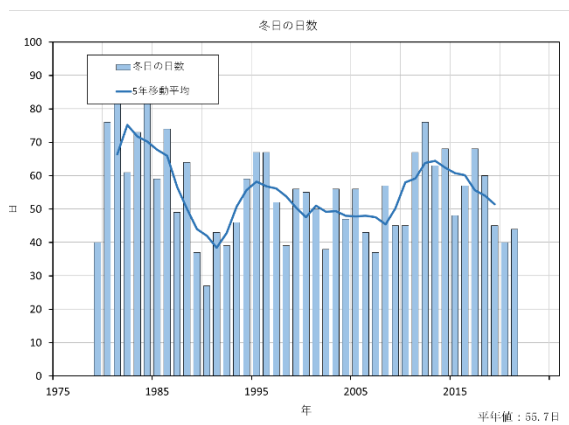


図 8.4 岡崎気象観測所の冬日日数の経年変化

③ 降水量

本市の年降水量は年ごとのバラつきが大きいものの、中長期的には増加傾向が見られます。

1 時間降水量 50mm 以上の発生回数は、頻度が増えている傾向が見られます。

無降水日数は、年間 240 日を超える頻度で高止まりしています。

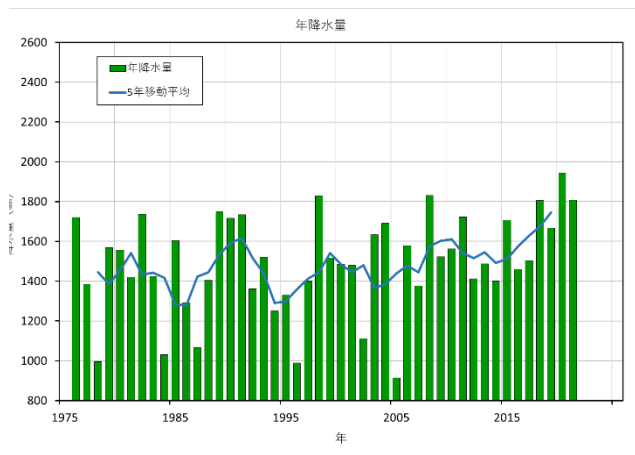


図 8.5 岡崎気象観測所の年降水量の経年変化

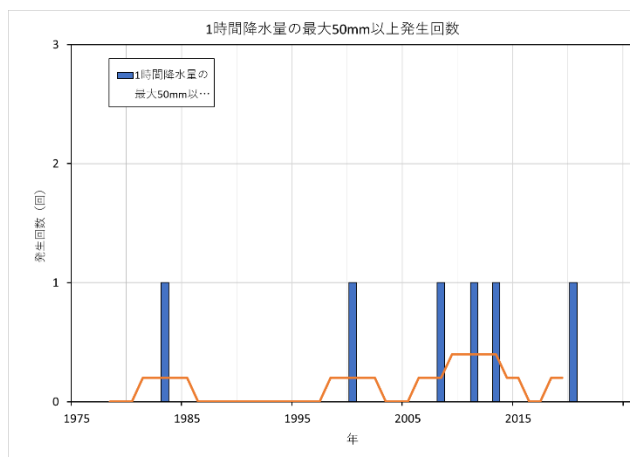


図 8.6 岡崎気象観測所の 1 時間降水量 50mm 以上の発生回数の経年変化

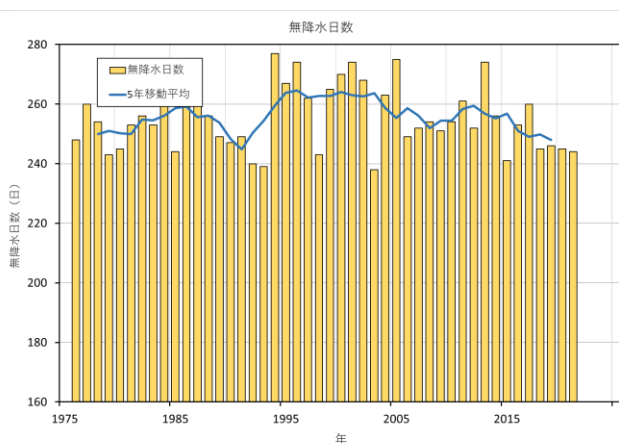


図 8.7 岡崎気象観測所の無降水日数の経年変化

(2) 岡崎での気候変化予測

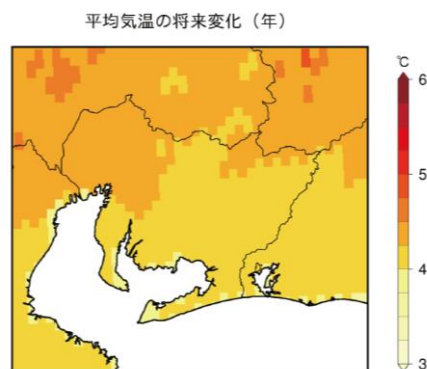
① 気温の将来変化

本市の将来の平均気温は 21 世紀末までに 4℃程度上昇すると予測されています。

② 降水量の将来変化

本市の将来の 1 時間降水量 50mm 以上の発生回数は 21 世紀末までに 1 年あたり 1 回程度増加すると予測されています。

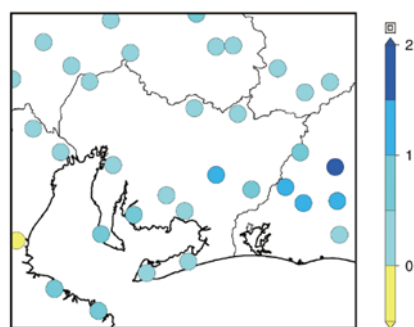
また、無降水日数も 1 年あたり約 10 日増加すると予測されています。



出典：「愛知県の 21 世紀末の気候」（気象庁名古屋地方気象台、2018 年）

図 8.8 愛知県の平均気温の将来気候における変化

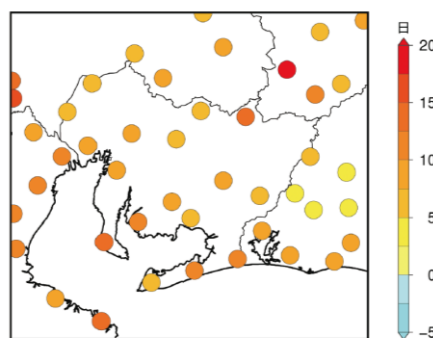
1時間降水量50mm以上の発生回数の将来変化（年）



出典：「愛知県の 21 世紀末の気候」（気象庁名古屋地方気象台、2018 年）

図 8.9 愛知県の 1 時間降水量 50mm 以上の発生回数の将来気候における変化

無降水日数の将来変化（年）



出典：「愛知県の 21 世紀末の気候」（気象庁名古屋地方気象台、2018 年）

図 8.10 愛知県の無降水日数の将来気候における変化

(3) 気候変動による影響評価

国の「気候変動適応計画」では、7つの分野、33の大項目、70の小項目に整理し、重大性・緊急性・確信度を評価しています。

本市において該当する気候変動による影響評価を表8.1に示す。

表 8.1 岡崎市における気候変動による影響評価

分野	大項目	小項目	影響評価			岡崎市との関係
			重大性	緊急性	確信度	
農業、森林・林業、水産業	農業	水稻	●/●	●	●	収量や品質への影響、栽培適地変化
		野菜等	◆	●	▲	
		果樹	●/●	●	●	
		麦、大豆、飼料作物等	●	▲	▲	生育障害、感染症リスク増加
		畜産	●	●	▲	
		病害虫・雑草等	●	●	●	
		農業生産基盤	●	●	▲	農業用水への影響
	林業	食料需給	◆	▲	●	輸入食料への影響
		木材生産（人工林等）	●	●	▲	病虫害リスク増加
		特用林産物（きのこ類等）	●	●	▲	原木栽培への影響
水環境・水資源	水産業	沿岸域・内水面漁場環境等	●	●	▲	アユへの影響
	水環境	河川	◆	▲	■	水質や水量への影響
		水供給（地表水）	●/●	●	●	
		水供給（地下水）	●	▲	▲	
		水需要	◆	▲	▲	
自然生態系	陸域生態系	自然林・二次林	◆/●	●	●	分布適域の変化、季節性の生き物の活動時期のズレ、南方系の生き物の北上
		里地・里山生態系	◆	●	■	
		人工林	●	●	▲	脆弱性の増加
		野生鳥獣の影響	●	●	■	生息地の変化
		物質収支	●	▲	▲	炭素蓄積の減少
	淡水生態系	河川	●	▲	■	水温の変化
		湿原	●	▲	■	北山湿地等の乾燥化
	その他	生物季節	◆	●	●	分布適域の変化、季節性の生き物の活動時期のズレ、南方系の生き物の北上
		分布・個体群の変動（在来種）	●	●	●	
		分布・個体群の変動（外来種）	●	●	▲	
自然災害・沿岸域	生態系サービス	自然生態系と関連するレクリエーション機能等	●	▲	■	ハチ送粉サービスの低下
	河川	洪水	●/●	●	●	矢作川水系での洪水
		内水	●	●	●	矢作川水系での内水氾濫
		山地	●	●	●	土石流・地すべりのリスク増加
	その他	土石流・地すべり等	●	●	●	土石流・地すべりのリスク増加
		強風等	●	●	▲	強風のリスク増加
健康	暑熱	死亡リスク	●	●	●	熱中症のリスク増加
		熱中症	●	●	●	
	感染症	水系・食品媒介性感染症	◆	▲	▲	感染症のリスク増加
		節足動物媒介感染症	●	●	▲	
		その他の感染症	◆	■	■	
	その他	温暖化と大気汚染の複合影響	◆	▲	▲	光化学オキシダントの増加
		脆弱性が高い集団への影響	●	●	▲	高齢者への影響
		その他の健康影響	◆	▲	▲	気温上昇による健康影響
産業・経済活動	製造業		◆	■	■	水害・渇水のリスク増加、熱中症のリスク増加、サプライチェーンへの影響
		製造業（食品製造業）	●	▲	▲	
	エネルギー		◆	■	▲	商品需要予測への影響
		エネルギー需給	◆	■	▲	
	商業		◆	■	■	自然災害の保険損害の増加
		小売業	◆	▲	▲	
	金融・保険		●	▲	▲	登山、ハイキング、釣り、アユ築等への影響
		観光業	◆	▲	●	
	自然資源を活用したビジネス		●	▲	●	熱中症のリスク増加
		建設業	●	●	■	
国民生活・都市生活	医療		◆	▲	■	熱帯・亜熱帯域の病原細菌のリスク増加
	都市インフラ・ライフライン等	水道・交通等	●	●	●	大雨・台風・渇水のリスク増加
		文化・歴史等を感じる暮らし	◆	●	●	
	その他	伝統行事・地場産業等	—	●	▲	季節性の生き物の活動時期のズレ
		暑熱による生活への影響等	●	●	●	

重大性の評価：●特に重大な影響が認められる、◆影響が認められる、－現状では評価できない

※/は RCP2.6 シナリオでの評価 / RCP8.5 シナリオでの評価

緊急性、確信度の評価：●高い、▲中程度、■低い、－現状では評価できない

(4) 岡崎市での農業・自然・防災・健康への影響

気象への影響に伴い、農業等への影響も懸念されています。気候の変化による影響は、農作物の収穫量が下がる等のマイナス面の影響だけでなく、新たに作付けできる作物が増える等のプラスの影響も考えられます。

しかしながら、一般的にはマイナスの影響の方が大きいといわれており、気候の変化によって現れる影響については、注視していく必要があります。

表 8.2 気候変動による影響予測

分野	項目	2031-2050 年	2081-2100 年
農業	コメ（収量重視）	多くの地域で 1～2 倍程度となる。 厳しい対策を行った場合でも、岡崎市北東部を除き収量が下がる。	現状レベルの対策ケースでは、多くの地域で収量が半分以下になる。
	コメ（品質重視）	多くの地域で品質が下がる。	ほとんどの地域で品質が半分以下となる。
	ウンシュウミカン	多くの地域が栽培適地になる。	栽培適地は 2031-2050 年と同程度。現状レベルの対策ケースでは、高温により栽培に不適な地域が多くなる。
自然	アカガシ潜在生息域	生息域が縮小。	生息域が更に縮小。
	ブナ潜在生息域	生息域が縮小。	生息域が消失。
防災	斜面崩壊	岡崎市北中部を中心に斜面崩壊のリスクが高い地域が存在。	同左。
健康	ヒトスジシマカ	これまでよりも更に生息域が拡大。	ほぼ全ての地域に生息。
	熱中症・熱ストレス	現状に比べ、2～4 倍程度になる。	2100 年までに患者数・死者数ともに急増する。

3 気候変動適応策

気候に対する強靱性（レジリエンス）は、「如何なる危機に直面しても、弾力性のあるしなやかな強さ（強靱さ）によって、致命傷を受けることなく、被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復する社会、経済及び環境システムの能力」と理解されています。このような強靱性の構築が適応を進める上で重要視されています。

適応策は、これまでの環境施策とは異なり、防災や健康等の様々な分野にわたりますが、適応策の検討においては、適応策自体が環境に負荷を与えるものとならないよう配慮することも重要です。

また、気候変動の影響の深刻度や時期には不確実性があるため、施策の効果や最新の知見、社会環境の変化等を考慮しながら、柔軟に対応していく体制を整える必要があります。

本市では、気候変動への適応策についての情報共有を進めながら、まだ理解が進んでいない適応策についての普及啓発を連携して行っています。

表 8.3 気候変動適応策

施策の区分		市の取組	担当課
既存の適応策の着実な推進	気候変動への適応に関する啓発	- 気候変動の影響への「適応策」に関する啓発をパンフレット等により実施します。 - シンポジウム、出前講座等で啓発を推進します。	環境政策課
	防災知識の普及啓発	- 各地域の避難所や、災害時の備え等を記した防災総合冊子である「岡崎市防災ガイドブック」を公表・提供します。 - 水害が起きた場合にどのような行動を取るべきか等をまとめた「水害対応ガイドブック」を公表・提供します。 - 過去に岡崎市で発生した豪雨の被害報告に基づき作成した浸水実績図を公表します。 - 市職員による防災に関する出前講座を実施します。	防災課
	自主防災組織の推進	- 防災訓練の実施に対して助成金を交付します。 - 防災講習会や出前講座を実施します。 - 町防災ガイドマップの作成を支援します。 - 地区防災計画の策定を支援します。 - 防災指導員や地域の防災リーダー等の育成を行います。 - 自主防災組織活動資機材等整備費補助を実施します。	防災課 消防本部
	企業防災の促進	- 市及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について啓発を行います。 - 市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理します。 - 企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行います。	商工労政課 防災課

施策の区分		市の取組	担当課
既存の適応策の着実な推進	防災施設等の整備	・気象、水象等の自然現象の観測又は予報の必要な気象観測施設、設備等を整備します。 ・防災に関する情報の収集及び伝達並びに災害応急対策の指示命令の迅速化を図るため、通信施設を防災構造化する等の整備改善に努めます。 ・復旧に必要な土木機械の確保体制を整備するとともに、道路冠水に備え、災害対策用の車両の導入や舟艇を確保します。 ・被災者支援用備蓄倉庫等の整備を推進します。	防災課 消防本部 道路維持課
	治山対策、砂防対策	・山地災害の防止等を図るため、予防、復旧治山事業及び保安林整備事業を推進するよう国及び県に働きかけます。 ・森林の水源涵養機能の強化を図るため、適切な保育及び間伐の実施等の支援等を行います。 ・土砂災害防止のため、人命を守る効果の高い箇所における砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業を推進するよう国及び県に働きかけます。 ・土砂災害ハザードマップ等により土砂災害危険箇所を周知します。	森林課 河川課 防災課
	治水対策	・国及び県が管理する一級河川について、改修事業の促進を強く要望していきます。 ・市が管理する準用河川、普通河川等は緊急度に応じて順次、改修及び整備事業を推進します。 ・雨水貯留池、洪水調整池の適切な維持管理を行います。	河川課 下水施設課
	都市排水対策	・雨水ポンプ場の新設や増強をはじめとし、排水能力を高めるための雨水バイパス管や雨水貯留施設の建設を進めます。 ・河川や下水道に流れ出る雨水の量を抑制するため、雨水貯留浸透施設の設置を推進します。	下水工事課 サービス課 廃棄物対策課 河川課
	ヒートアイランド対策	・屋上緑化や壁面緑化等を推進します。 ・水循環を保全するため透水性舗装による歩道整備を推進します。 ・住宅・建築物の省エネルギー化を推進します。 ・次世代自動車の普及拡大や公共交通機関の利用促進を図ります。	公園緑地課 道路建設課 道路維持課 環境政策課
	熱中症予防の啓発	・市政だより、市ホームページ、リーフレット等により熱中症の予防及び対処法の普及啓発を実施します。 ・希望のあった学校、企業等に熱中症に関する出前講座を実施します。 ・ボランティア等による熱中症予防の普及啓発を実施します。 ・クールビズ、クールシェア等の気温上昇に適応したライフスタイルを普及推進します。	健康増進課 環境政策課

施策の区分		市の取組	担当課
総合的な 適応策 推進に向 けた検討 の推進	気候変動の影響に 関する調査研究	・気温・降水量等の気候に関するモニタリングを継続的に実施します。 ・水環境調査の実施により、河川の水温・水質・生態系等を継続的にモニタリングします。 ・絶滅のおそれのある野生動植物の保護と生物多様性の保全を図るために作成した、岡崎市版レッドリストに基づき継続的なモニタリング調査を行い、特に市域において絶滅のおそれのある種を対象に保護活動を推進します。 ・生物多様性を保全するための「生物多様性おかざき戦略」に基づき、市域の生きものの生息・生育状況について継続したモニタリングを実施します。	消防本部 環境政策課 環境保全課
	気候変動の影響の 把握方法・体制の 検討	・気候変動の影響は、幅広い分野にわたることが予測されることから、庁内の部局横断的組織体制の構築を検討します。	環境政策課
	高温対応品目への 対応と開発促進の 検討	・高温に強い品種への転換について、県、JA 等と連携しながら検討します。 ・高温に対応した栽培技術や設備の導入について、県、JA 等と連携しながら情報提供等を行います。	農務課
	渇水対策	・節水方法等の情報提供に努め、市民の節水意識の高揚を図ります。 ・水循環を保全するため透水性舗装による歩道整備を推進します。（再掲）	環境政策課 道路建設課 道路維持課
	感染症対策	・感染症を媒介する蚊の発生抑制・感染予防策等を市ホームページや市政だより等で周知します。 ・媒介蚊等の生息調査を実施します。また、必要に応じてウイルス保有調査を実施します。	生活衛生課
	自然資源を活用し た観光資源対策	・森林・河川・動植物等の自然観光資源への影響について継続的にモニタリングします。	環境政策課

第9章 計画の推進・進管理

1 推進体制

計画の推進・進管理にあたっては、上位計画である「岡崎市環境基本計画」の推進・進管理の方法、体制との整合に留意し、ともに岡崎市の環境行政の指針として、一体的に行うことで実効的な推進・進管理とすることに留意します。

(1) パートナースhipによる推進組織「岡崎市地球温暖化防止隊」

本計画の推進にあたっては、市だけでなく、市域の各主体が連携して取り組む必要があります。

そこで、市民、市内の事業者、市等のパートナースhipによる計画の実践を目指した組織とします。

(2) 庁内の推進体制

本市が主体的に責任を持って地球温暖化対策を推進していくためには、庁内の部局を超えた連携が必要です。

庁内に設置する「岡崎市ゼロカーボンシティ推進本部」を活用し、庁内関係部署の連携、調整を円滑に行い、全庁一丸となって地球温暖化対策に取り組めます。

(3) 国や愛知県、周辺自治体との連携・協力

地球温暖化防止の取組を効果的に進めるためには、対象を市域だけに限定せず、できるだけ広域的視点に立って対策の検討を行う必要があります。

特に、公共交通機関の利用促進や次世代自動車の普及に向けた充電インフラ整備、循環型社会に向けた 3R の促進等の広域に関わる対策については、広域的視点から愛知県や周辺自治体と連携して推進していくとともに、積極的に情報交換や意見交換を図ります。

(4) 産官学の連携・協働

本市及び本市周辺には、環境技術の開発に先進的に取り組む自動車メーカーをはじめ、環境保全に積極的に取り組む企業、高等教育機関等が多く立地しています。

本計画の推進にあたっては、こうした市内の高等教育機関や研究機関、岡崎商工会議所をはじめとした各種産業団体、企業等と連携・協働に努めます。

2 進行管理

(1) 年次報告による評価・公表及び見直し

本計画の進行管理は、計画（Plan）→実施（Do）→点検・評価（Check）→見直し（Act）のいわゆる PDCA サイクルに基づく、環境マネジメントシステムの手法を用いて行います。

市は、毎年度の温室効果ガスの排出状況や施策の進捗状況、目標の達成状況及びその評価・分析結果等については、年次報告書や市ホームページ等を通じて市民に公表します。

寄せられた提案や意見は、次年度の実施計画や計画見直しに反映していきます。

また、本計画の実施状況及び最新年の温室効果ガス排出量を 2 年ごとに「世界首長誓約/日本」に報告します。

(2) 計画の見直し

本市を取り巻く環境や社会の状況の変化等に応じて、市民等の意見を反映させながら、随時施策や目標等の見直しを行います。

また、計画策定から 5 年を目安に、それまでの目標達成状況や施策の進捗状況等を点検・評価し、残りの計画期間での中期目標達成に向けた計画の中間見直しを行います。

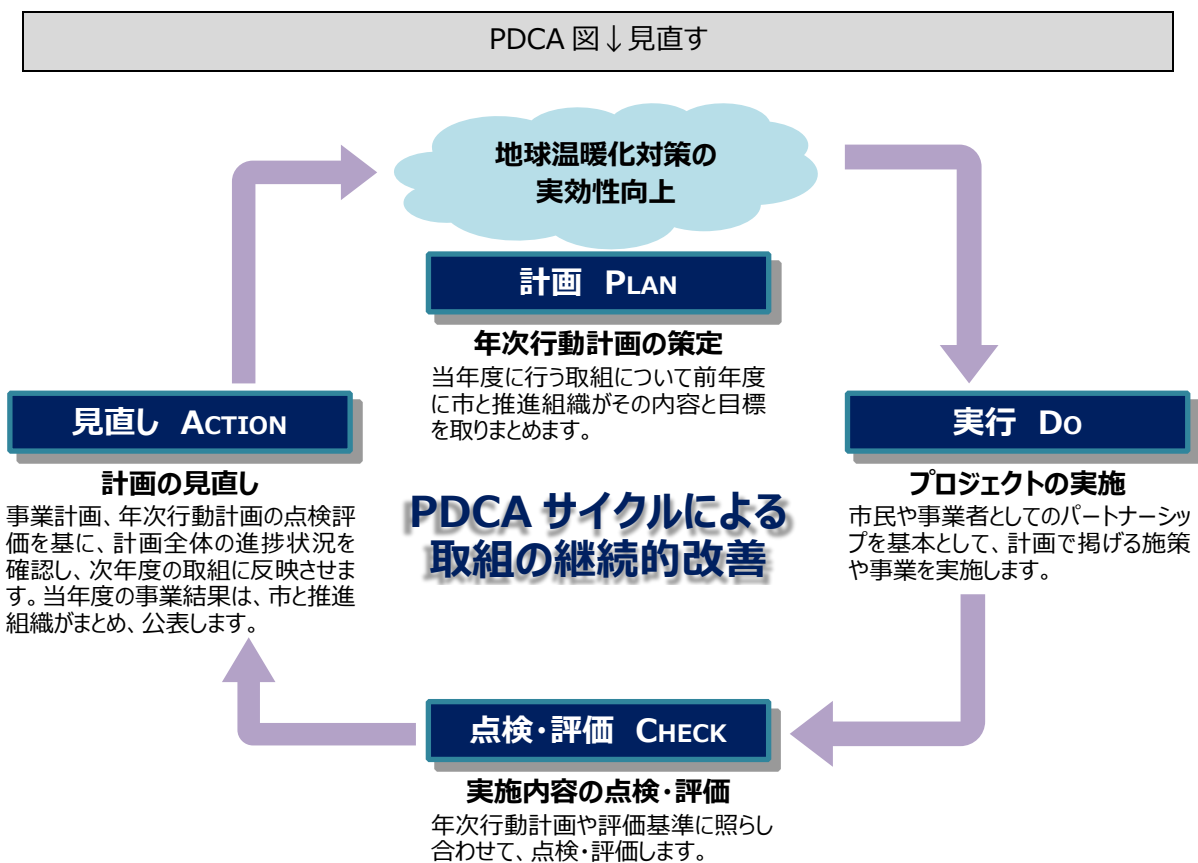


図 9.1 進行管理図